

第10回鏡石町議会定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (12月11日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○事務局職員出席者 | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○議会運営委員長報告 | 5 |
| ○招集者挨拶 | 5 |
| ○開議の宣告 | 5 |
| ○議事日程の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○町長の説明 | 12 |
| ○報告第34号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 20 |
| ○議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 26 |
| ○議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 31 |
| ○議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 32 |
| ○議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 38 |
| ○議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 40 |
| ○議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 41 |
| ○請願・陳情について | 45 |
| ○散会の宣告 | 45 |

第 2 号 (12月12日)

| | |
|-------|----|
| ○議事日程 | 47 |
|-------|----|

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○本日の会議に付した事件 | 4 7 |
| ○出席議員 | 4 7 |
| ○欠席議員 | 4 7 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 7 |
| ○事務局職員出席者 | 4 7 |
| ○開議の宣告 | 4 8 |
| ○一般質問 | 4 8 |
| 菊 地 洋 君 | 4 8 |
| 今 泉 文 克 君 | 6 5 |
| 吉 田 孝 司 君 | 8 1 |
| 畑 幸 一 君 | 1 0 9 |
| 小 林 政 次 君 | 1 2 0 |
| ○散会の宣告 | 1 3 7 |

第 3 号 (12月13日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 3 9 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 3 9 |
| ○出席議員 | 1 3 9 |
| ○欠席議員 | 1 3 9 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 3 9 |
| ○事務局職員出席者 | 1 3 9 |
| ○開議の宣告 | 1 4 1 |
| ○一般質問 | 1 4 1 |
| 橋 本 喜 一 君 | 1 4 1 |
| ○休会について | 1 5 5 |
| ○散会の宣告 | 1 5 5 |

第 4 号 (12月15日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 5 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 5 7 |
| ○出席議員 | 1 5 7 |
| ○欠席議員 | 1 5 7 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 5 7 |

| | |
|---|-----|
| ○事務局職員出席者 | 158 |
| ○開議の宣告 | 159 |
| ○産業厚生常任委員長報告（議案第158号）及び報告に対する質疑、討論、採決 | 159 |
| ○議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 164 |
| ○議案第162号及び議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 175 |
| ○議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 177 |
| ○議案第165号及び議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 180 |
| ○会議時間の延長 | 182 |
| ○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、 採決 | 184 |
| ○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について | 185 |
| ○閉議の宣告 | 185 |
| ○町長挨拶 | 185 |
| ○閉会の宣告 | 186 |
| | |
| ○署名議員 | 187 |

鏡石町告示第62号

第10回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月6日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成29年12月11日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

不応招議員（なし）

第 1 号

平成29年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年12月11日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の説明
日程第 5 報告第 34号 専決処分した事件の承認について
日程第 6 議案第156号 訴訟の和解について
日程第 7 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 8 議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
日程第 9 議案第159号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第167号 鏡石まちの駅厨房備品購入契約の締結について
日程第12 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども課長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 会計管理者 兼室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 農事務局長 | 柳沼和吉君 | 教育委員 兼委員長 | 力丸次雄君 |
| 農業委員会 会長 | 菊地榮助君 | 選挙管理 委員会委員長 | 大河原八郎君 |
| 監査委員 | 根本次男君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|------|-----|------|
| 議会事務局 局長 | 小貫秀明 | 副主査 | 藤島礼子 |
|-------------|------|-----|------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第10回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

- 6番（議会運営委員長 長田守弘君） おはようございます。
報告いたします。第10回鏡石町議会定例会会期予定表。
平成29年12月11日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順で報告します。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第10回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、報告1件、訴訟の和解1件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、鏡石まちの駅厨房備品購入契約締結議案1件、一般会計並びに特別会計の補正予算6議案、合わせまして13件の議案を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月15日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成29年8月分、平成29年9月分、平成29年10月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成29年8月分につきましては、平成29年9月25日月曜日午前9時59

分から午前11時45分まで、平成29年9月分につきましては、平成29年10月25日水曜日午前9時54分から午前11時38分まで、平成29年10月分につきましては、平成29年11月24日金曜日午前10時から午前11時59分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成29年8月分、平成29年9月分、平成29年10月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続いて、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告書。

1、検査の対象、平成29年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成29年10月16日月曜日及び10月17日火曜日、10月18日水曜日の3日間。

3、実施場所、議会会議室。なお、鏡石コミュニティセンター、中学校校庭脇、それから成田浄水場の3カ所の現地調査を実施いたしました。

4、監査委員、根本次男、木原秀男。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手續、平成29年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等は別紙のとおりでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告を行います。

平成29年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、平成29年10月19日木曜日、午後1時30分開議。

第1に議長の選挙がありまして、須賀川市選出、元の副議長の五十嵐君が議長に選任されました。

第2、議席の指定。須賀川市議会議員が6人おりますが、2年交代、半期交代ということで、5人が入れかわりました。

第3、会期の決定。本日1日限り。

第4、会議録署名議員の指名、9番、10番、ともに須賀川市選出の議員であります。

第5、議案第10号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第6、議案第11号 須賀川地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第12号 須賀川地方広域消防組合情報公開条例及び須賀川地方広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

第8、議案第13号 古殿分署庁舎新築工事のうち建築主体工事の請負契約締結について。

第9、議案第14号 平成29年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第10、議案第15号 平成28年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第11、報告第2号 専決処分の報告について。

以上であります。

11議案、5号から11号までは満場一致で承認されておりますことをお伝えをいたします。

なお、詳しくは配付されております冊子にお目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成29年10月30日月曜、午後1時30分開議。

第1、議長の選挙、指名推選により、須賀川市議の大内議員が選出されました。

第2、副議長の選挙、こちらは、議長指名により、須賀川市議の安藤議員が選出されまし

た。

第3、議席の指定、くじ引きにより決定。

第4、会期の決定、会期は1日限り。

第5、会議録署名議員の指名、市村議員、佐藤議員、水野議員、3名が指名されました。

第6、報告第1号 専決処分の報告について。

第7、報告第2号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の逡次繰越しについて。

第8、報告第3号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の精算報告について。

第9、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

第10、議案第5号 平成28年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第11、議案第6号 平成29年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）。

以上、報告3件、議案3件は、原案のとおり承認、可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告を申し上げます。

平成29年9月、公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成29年10月12日木曜、午後2時開会。

議事日程第1、会期の決定。1日限りでございました。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第2号 平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計継続費精算報告について。

第4、報告第3号 平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について。

第5、議案第7号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

第6、議案第8号 平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について。

以上、報告2件、議案2件、可決、承認をされました。

なお、資料につきましては添付されておりますので、参考のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） ご報告申し上げます。

平成29年12月11日、鏡石町議会議長、渡辺定己様

総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年11月16日から17日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、所管事項について、先進自治体の実態を視察調査することによって、我が町の議会並びに行政運営に資するために実施した。

2、調査事項、（1）体育施設等の管理運営について、（2）防災センター設置及び管理運営について。

3、調査先、（1）宮城県大崎市（市民プールアクア・パル）、（2）宮城県松島町（石田沢防災センター）。

4、参加者、総務文教常任委員6名、教育課長、議会事務局長、計8名。

5、調査結果、宮城県大崎市、市の概要、面積796.76平方メートル、人口13万2,878人（平成29年4月1日現在）、13万5,695人……

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 朗読省略の声がございましたので、まとめます。

まとめ。

宮城県大崎市市民プール（アクア・パル）は、平成7年4月に設置され、約22年が経過しており、施設の老朽化に伴い、諸所の修繕・改修を要する状況下にあるが、指定管理者の尽力によって創意工夫をもって対応しているほか、厳しい財政状況の中、緊急度等を考慮し、工事修繕に当たっている。今後については、いずれ実施しなければならない大規模改修を見据えながら維持管理に努めていくことであり、現時点では、その財源確保のための基金積み立てなどはしていない。我が町の「町民プール・すいすい」に関しても、平成11年7月オープン以来18年が経過し、機械設備の老朽化に伴い大規模修繕を施工しているが、その財源確保が問題となっており、この種の体育施設共通の課題である。

利用者にとっては、我が町とは逆に、市民の割合は9割程度であるが。立地場所が住宅街に隣接していることも要因の一つと考えられる。また、プールの単独施設ではなく、スポーツジムなどの複合事業にも積極的に取り組んでおり、利用者確保に貢献している。これも、

民間である指定管理者の経営戦略能力によるものであり、今後は、採算性の面からも、我が町も同様に複合事業に取り組む必要性を感じた。

宮城県松島町。松島町は、海岸線に位置しており、今回の震災で、津波の被害が甚大ではないかと想像していたが、島々が防波堤となり、意外にも被害がそれほどでもなかったことに驚いた。

町は、町民や観光客の方々に、着実に復興に向けて歩んでいること、震災以前に比べ「より安全で安心な町」を実感し、「住んでみたい」「住み続けたい」と感じてもらうため、復興事業のさらなる進展を最優先施策と位置づけ、長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に展開することに全力で取り組んでいる。その形として、石田沢防災センターを位置づけているが、一見して、道の駅である。しかし、駐車場には、到着した我々の前に駐車していた車は、視察対応していただいた松島町の公用車1台のみである。

石田沢防災センターは、国の補助率100%の震災復興「安心なまちづくり基盤整備事業」を活用した施設であり、道の駅などの防災センター以外に利用することは目的外使用となるため、困難な状況である。また、今後の維持管理費用は町の一般財源で賄うこととなり、年間800万から1,000万であると説明を受けた。

このようなことから、我が町が防災センターの財源として、震災復興関係補助を前提とするならば、やはり保健・福祉の拠点としての機能を兼ね備えている複合施設として位置づけ、他の補助メニューも併用すべきであり、また、維持管理経費捻出の手法も同時並行的に検討すべきであると感じた。補助の目的や趣旨を的確に捉えることが肝心である。

以上、体育施設管理運営と防災センター設置事業という分野での研修であったが、いずれも当町の実情とかなり重なり合う部分も多く、調査した内容は、これからのまちづくりの参考とすべきであるものであった。今後の議員活動に生かしていきたい。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

平成29年12月11日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成29年11月14日から15日まで実施した所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査目的、産業厚生常任委員会所管事項について、先進自治体等の実態を視察調査し、

我が町の議会並びに行政運営に資する。

2、調査事項、（１）まちの駅設置の取り組みについて、（２）地域包括ケア事業の取り組みについて。

3、調査先、（１）栃木県小山市、（２）埼玉県鳩山町。

4、参加者、産業厚生常任委員 6 名、議会事務局、計 7 名。

5、調査結果、栃木県小山市、市の概要……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4 番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） 朗読省略の声がありましたので、まとめさせていただきます。

まとめといたしまして、小山市のまちの駅は、小山市中央町の八百忠跡に小山市中心市街地活性化のために設置した。東日本大震災で石蔵の一部が損壊したため、リニューアルオープンし、小山市観光協会から Sun フーズ株式会社に委託している。小山駅前と立地条件がよく、地元商店会のおかみさんが地域の交流活動拠点としていろいろなイベントを開催し、高齢者を中心とする地元市民への新鮮な地元農産物、食品の提供に取り組んでいる。駐車場のスペース不足、管理運営費用の低減などの課題がたくさんあり、我が町も考えるところがあると感じた。利益の向上をするため、弁当をつくるなど販売部門の強化や創意工夫を考え、日々努力していることに感心した。

鳩山町では、鳩山ニュータウン地域に福祉・健康複合施設の整備をしようと、旧小学校を鳩山町地域包括センターとして活用している。鳩山ニュータウンができた当初は、若い世帯（45歳～59歳）が多かったが、人口減少傾向となり、少子高齢化となっている。

鳩山町は、高齢化率36.4%で埼玉県 1 位と高いが、65歳以上の介護認定率は7.6%で、埼玉県下から 2 位と低い町である。鳩山町地域包括センターは、高齢者の方が住みなれた地域で安心して過ごせるように、介護保険制度による公的サービス、地域保健、医療、福祉サービスやボランティア活動など、高齢者本人が活用できるように支援している。週 1 回の健康体操なども開催して交流を深めている取り組みなど、すばらしいと感じた。地域で暮らし続けるのに必要な健康を保ち、大切な仲間づくり、高齢者が歩いて行ける場所、話ができる場所、社会的なつながりができる場所などを目指して取り組んでいる職員と地域住民の団結力を強く感じた。今後の議員活動に参考としたい。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第 4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 師走に入り、寒さも増して、ことしも残すところ20日余りとなってまいりました。

本日ここに、第10回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第4次安倍改造内閣の組閣は、8月の第3次安倍改造内閣から3カ月しか経過していないことから、前内閣の閣僚全員が再任され、本県選出の吉野正芳復興大臣も留任となりました。衆議院解散の9月28日から内閣発足の11月1日まで、何かと日本中が慌ただしく過ぎ去ったように感じます。

このたびの解散は、前回平成26年12月のアベノミクス解散以来3年ぶりで、首相は、「国難を突破するため国民の信を問う」と意向を表明し、過半数を目標に掲げ、選挙戦に入りました。10月22日投票のとおり、連立与党で衆議院の3分の2の議席を維持する結果となり、安倍首相は「国民から大きな負託を受けた。責任の重さをしっかりと胸に刻みながら一つ一つ結果を出していきたい。選挙で訴えたことを一つ一つ実行していきたい。」と述べられ、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として、税や予算などの政策を総動員すると表明されました。吉野復興大臣におかれましては、引き続き東京電力福島第一原子力発電所事故からの本県復興のために、福島の声を閣内で伝えていただきたいと思います。

日本の製造業をリードしてきた自動車産業である日産自動車において、国の検査代行を担う完成車検査の不正が発表されました。完成車検査は、本来国が行う検査を国と自動車メーカーとの信頼関係に基づき、法令で定められた基準に従い自動車メーカーが実施していたものであり、検査資格のない従業員に検査をさせていた不正が発覚しました。新車の出荷停止と38車種116万台のリコールが発生しましたが、問題発覚後も無資格検査が続いていたことが明らかとなり、追加のリコールも発生しています。これらの問題を受けて、国土交通省が指示した社内調査では、新たにスバルでも同様の不正が判明し、40万台のリコールと関係費用約200億円が見込まれると発表がありました。国土交通大臣は、制度の根幹を揺るがす行為で極めて遺憾と述べられ、国産車の品質管理に対する信頼をも揺るがす問題となっています。

また、製造業の基礎とも言える金属材料のデータを改ざんしていく問題も発覚しました。神戸製鋼所は、取引先の求める強度などの基準を満たさないアルミや銅製品の品質データを改ざんしていたもので、同社の製品を使用していた自動車メーカーやJRなどの国内企業だけでなく、海外企業にも波及し、納入先は約500社になると伝えられています。

さらに、三菱マテリアル、東レハイブリットコードなど、大企業の子会社でも次々にデータ改ざんが発覚するなど、日本のものづくりの信頼性を揺るがす不祥事が続いており、原因を究明し、世界における日本の信頼を早急に回復させる対応を望むものであります。

11月の内閣府月例報告においては、景気は緩やかな回復基調が続いているとされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されると、6月から連続して報告されています。政府は、骨太の経済政策の方針と成長と分配の好循環をつくり上げるとしています。

地方行政等については、地方公共団体の基金やサービス水準の地域格差等の状況を含む地方単独事業の実態把握と見える化等を通じた改革を推進するほか、地方交付税に関しては、地方創生の取り組み成果を踏まえた見直しを進め、重点課題対応分に関連する諸施策について、今後の施策のあり方を検討した上で所要の措置を講じるとされています。

町におきましても、平成29年度の予算編成に向けて、先月21日に予算編成説明会を行いました。現在、各課において予算編成作業を進めておりますが、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、持続可能な財政構造の確立に向け、徹底した無駄の削減と補助制度との有効活用を最優先事項とするよう指示したところであります。

天皇陛下のご意向を受け、生前退位を進めてきた政府は、12月1日皇室会議を開き、退位日を2019年4月30日、皇太子さまの即位を翌5月1日として、新元号を施行するとされました。平成時代が終わり、新しい時代とともに、今よりもっと明るい未来が訪れることを期待したいと思います。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

9月30日には、鏡石「牧場の朝」秋祭り実行委員会の主催による鏡石「牧場の朝」オランダ・秋祭りが町制施行55周年記念及びオランダ祭り25周年事業として、鏡石町祭礼花火保存会とタイアップし、小学生による鼓笛仮装パレードを実施するなど盛りだくさんの内容で、盛大に開催されました。天候にも恵まれ、多くの皆様にご来場いただき、例年にも増してにぎわいにあふれる1日となりました。関係者の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

また、今年度の田んぼアート事業につきましては、5月の田植えから10月の稲刈り、その後の3D田んぼアートへ、さらに11月から、ことしで2年目となるLEDイルミネーション事業「きらきらアート」へ進化しているところであります。特に、今年度は、平成24年度からの累計観覧者数が10万人を超え、年間観覧者も念願の3万人を超えるなど、県内外から多くの方にご観覧いただき、鏡石町の観光スポットとして定着しているといえます。

10月12日には、鳥見山体育館において、町制施行55周年記念式典が多くの皆様をお迎えし、盛大に開催することができました。ご臨席いただきました関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

また、町制施行55周年記念事業としての文化講演会は、11月2日、俳優の杉良太郎氏を講師に迎え、多くの皆様に良好な環境でお聞きいただくため、須賀川市文化センターを会場として、約900名の皆様をお迎えし、盛会のうちに開催することができました。

第12回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月5日、過去最高となる2,005名の参加をいただき、開催をいたしました。当日は、オリンピックデー・フェスタに参加したオリンピックの皆さんにもゲストランナーとして走っていただき、大会が大いに盛り上がり、鏡石町から元気を発信できたのではないかと思います。大会実施に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

11月19日に行われた第29回ふくしま駅伝では、町の部6位、総合の部では18位の成績をおさめ、夕方には、選手の家族も加わり、解団式を行いました。各選手は、それぞれの区間で、当初設定した目標タイムをクリアし、94.8キロメートル16区間を5時間24分31秒の記録を残すことができ、選手団全員のチームワークでたすきをつないだ大会となりました。郷土の期待と声援を受けて、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と指導に当たられた監督、コーチの貢献をたたえるとともに、沿道で熱い声援をいただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げます。これからも、「駅伝のまち、鏡石」として、中学生、高校生、そしてベテランの力が調和したすばらしいチームづくりに向けて、さらにたすきがつながることを期待したいと思います。

11月26日には、平成29年度東京かがみいし会総会が東京グリーンパレスで盛大に開催されました。ことしは、新規会員として3名の入会もあり、テーブル対抗によるゲームや安来節の踊りが披露され、ふるさと鏡石の近況に話が盛り上がる和やかな総会となりました。

また、同じ日には、「ふくしまの元気！応援CM大賞2017」審査会が郡山女子大学建学記念講堂で開催され、鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会で制作したタイトル「キッズタウンかがみいし」は、惜しくも大賞は逃しましたが、見事、優秀賞に輝きました。このチームは、鏡石町が県内市町村の中で一番子供の割合が高いことをテーマに、大人に扮した町内の小学生100人が町内のあらゆる職場で歌とダンスを繰り広げる、15秒のCM映像となっております。今後、福島放送で年間50回、本町のCMが放送されることとなります。

町制施行55周年記念事業のオリジナルナンバープレート作成事業では、話題を呼んだ交通安全と町公式キャラクターの組み合わせにより、町制施行日の8月1日から交付を開始し、11月末現在で、50cc以下の原動機付自転車では15件、90cc以下では2件、125cc以下でも2件を交付しており、今後も引き続き交通安全の啓発に寄与するとともに、町民の郷土愛の醸成に努めてまいります。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

原子力災害対策関連事業における除染土壌の搬出業務については、久来石地区仮置場からの搬出業務は完了し、現在作業中の鏡田地区仮置場からの搬出作業も間もなく完了する見込みとなっています。今月には、高久田地区仮置場の搬出業務に着工したところであり、仮置場の除染土壌搬出は全て終了する見込みとなっています。

なお、第一小学校校庭に保管されている除染土壌については、新年度、優先的に搬出できるよう調整を図ってまいります。

原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等については、これまで継続して検査を行っておりますが、現在まで国の基準値を超えるものは検出されておられません。今後も引き続き、町民の安全・安心な食生活の確保のため、測定業務を進めてまいります。

平成23年から3年ごとに実施しているバッジ式放射線積算線量測定は、1,230名の子供たちを対象に10月中旬から実施しており、測定期間終了後に改修、結果通知を行う予定となっております。

福島県管理のもと実施された米の全量全袋検査については、11月末でほぼ終了し、昨年引き続き基準値を超える放射性セシウムは検出されなかったことから、米の安全・安心は確保されたことに安堵しているところであります。

また、米以外の農産物についても、現在のところ検出されたケースはありませんが、引き続き放射能汚染検査を実施し、安全・安心を確認してまいります。

道路等側溝堆積物撤去処理支援事業につきましては、鏡石1区、2区、3区の撤去業務が始まり、順調に作業が進捗しております。計画どおりに進捗するよう努めてまいります。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野別における状況であります。1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります！」として、行財政運営として取り組んでいる町税等収納向上対策事業については、平成28年1月から運用を開始したコンビニ収納業務は、全国のコンビニ、そして24時間対応という利便性から、10月末の納付実績では、前年対比1,000件以上を上回る6,667件、税額では約2,000万円を上回る9,081万1,000円が納付されております。改めて、コンビニを利用した納税環境の拡大により、収納率向上に大きな役割を果たしているところです。

社会保障・税番号制度におけるマイナンバーカードの発行状況については、8月末現在、全国では9.6%、本町においては、11月16日現在999件で、8.1%の交付割合となっております。引き続き、カード発行の推進に努めてまいります。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切にする鏡石をつくります！」として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業に取り組んでおり、各学校・幼稚園においては、2学期も間もなく終業式を迎え、学習成果の発表会等の事業が開催されるなど、充実した学習活動が行われているところです。中でも、小学校では、11月に3年生から6年生までを対象に、

ふくしま森の科学体験センタームシテックワールドで理科教室を開きました。子供たちの理科離れが問題になっている中、実験や工作などのプログラムを体験し、理科授業に対する想像力や思考力が深まるものと期待しております。

次に、生涯学習機会の拡大とスポーツの振興では、生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭が10月28日と29日の2日間開催され、公民館をメイン会場に、展示部門に902名、1,552作品、囲碁・将棋・謡曲の大会部門に38名が参加しました。

また、10月22日には、秋の文化祭に先立ち、町公民館で文化芸能祭が開催され、16団体151名が舞踊や歌謡・コーラスなどを発表し、会場から盛んな拍手が送られました。

次に、町民の健康診断と健康づくりについては、特定健診やがん検診等の各種健診の受診率の向上を目指して、未受診者への受診勧奨を行うとともに、健康フォローアップ事業として、おもしろ健康講座を10月と12月に開催して、健診を受ける重要性について周知したところ です。

また、一般町民を対象とした健康セミナーを開催し、心筋梗塞や大腸がんについて専門医による講話を行い、病気と予防について理解を深めていただきました。

また、高齢者食生活改善訪問事業、ハッピーイートプログラム事業については、管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室、さらには幼稚園・保育所での食育教室にも取り組んでいるところであります。

3つ目の「地域で支えあう、人にやさしい鏡石をつくります！」につきましては、高齢者福祉の充実として、第8期高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）の策定作業を進めるとともに、認知症や介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築のため、10月7日に、町図書館において、講師に公益財団法人さわやか福祉財団の大山重敏氏を迎え、「町をあげてみんなで支え合うまちづくり講演会」を83名の出席により開催をいたしました。今後は、年度末まで出席者の賛同を得ながら、勉強会を開催し、生活支援体制整備に努めてまいります。

児童福祉の充実につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など、総合的な子育て支援に努めているところであります。また、認定こども園整備事業につきましては、認定こども園ぶどうの木園舎増改築事業については、国・県との協議により2カ年事業として実施することになったことから、関連する一般会計補正予算を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

町立保育所の民営化については、保護者等の理解をいただいたことから、民営化計画に基づき、平成30年4月1日から公私連携型で保育所運営を町社会福祉協議会へ移管するため、具体的内容について協議を進めてまいります。

障害者福祉の充実においては、第4期障がい福祉計画に基づき、共生社会の実現と可能な限り身近な地域で支援を受けられるなどの障害者総合支援法の基本理念のもと、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めるとともに、鏡石町障がい者計画（平成30年度から平成35年度）及び第5期障がい福祉計画（平成30年度から平成32年度）の策定作業を通して、10月にニーズ調査を実施し、平成30年3月策定に向けて作業を進めているところであります。

平成27年度から、天栄村と共同で消費者生活相談室を設置しております。消費者行政事業につきましては、昨年度の相談件数9件に対し、今年度相談件数は11月末時点で9件となっております。近年、詐欺事件の多様化が進み、不安に思う事例も多くなっておりますので、困ったときの相談先として、今後も継続して取り組んでまいります。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります！」については、平成29年産水稻の作況指数が、福島県中通り地方で100と発表がありました。春先の低温、少雨や8月の日照不足により生育が心配され、さらに、収穫期の10月には、長雨と2つの台風の接近に伴い収穫が大幅におくれ、品質も心配されたところでありますが、一等米比率も、例年並みの状況でありました。国全体では、主食用米の作付面積は3年連続で超過作付が解消され、米価も上昇してきているものの、引き続き稲作経営は厳しい状況にあります。また、平成29年産をもって、約50年近く続いた減反・生産調整の政策は終了となり、今後は需要に応じた米の生産となることから、農業経営の安定のため、関係機関と連携して、その対応に努めてまいります。

今年度の新規事業として進めております農地再生プロジェクト事業にあつては、「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」として、なたね栽培実証展示圃を笠石地区及び成田地区の2カ所に約51アールで設置したところであります。来春には菜の花が咲き、6月に収穫を行う予定であります。今後は、実証に基づき、町内の耕作放棄地への拡大と生産技術等の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、同じく新規事業として進めている農業人生応援プロジェクト事業では、農業次世代人材投資資金として、1件の交付をさせていただきました。

農業土木事業では、成田地区の町道及び農道4カ所の舗装工事が完了しました。

また、稲刈り作業が終了したことから、既に工事発注を終えた久来石第2地区・仁井田第2地区の排水路工事及び梨池下地区県営排水路改修工事も始まり、順調に工事が進んでおります。

観光振興事業の鏡石まちの駅設置事業については、施設の愛称も「かんかんてらす」と決定し、改修工事とともに、町コミュニティセンターの屋根、外壁改修工事にも着手したところであります。工事に際し、駅利用者には大変ご不便をおかけしているところでありますが、

来年4月以降のオープンに向け、鋭意、事業を推進しているところであります。

また、今定例会には、まちの駅に備えつけする厨房備品購入契約締結の議案を上程いたしましたので、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、オープンに向けた管理運営団体を早期に選考し、町民の皆さんはもちろん、町外の利用者からも親しまれる施設となるように努めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくりまします！」については、鏡石駅東第1土地区画整理事業の第一工区につきましては、地区内道路の築造や舗装工事、宅地造成工事などを進めております。10月末現在で、区域内の新築及び建築確認件数は、集合住宅4棟、戸建住宅30棟となっており、新たな住宅地域の形成が進んでおります。

町内の道路網整備事業では、久来石行方蓮池西線道路改良工事など、主要事業の工事発注を行い、現在工事が行われておりますが、新規事業である国道4号拡幅に伴う岡ノ内地内道路整備事業では、2回の地区説明会を行い、路線などの概略がまとまりましたので、来年度の着工に向け、設計の発注をいたしました。

次に、水資源の確保と供給事業である上水道第5次拡張事業においては、繰越事業となっている鏡石浄水場建設工事実施設計業務委託は、年内完了に向けて、関係機関と協議をしながら進めております。今年度の拡張事業につきましては、南高久田地内配水管布設工事を発注しました。また、設計委託業務については、JR東北本線推進工事測量設計調査業務委託と緑町地内配水管布設工事測量設計業務委託を発注いたしました。

駅東第一土地区画整理事業関連では、区画整理事業の進捗にあわせ、配水管の布設工事を発注したところです。国道4号拡幅工事に伴い支障となる上水道施設の移設については、拡幅事業の進捗にあわせ、布設替え工事の準備を進めております。

次に、公共下水道整備事業においては、駅東第1土地区画整理事業関連として、前年度からの繰越事業となっておりました第1工区内の管渠築造工事につきましては、11月に竣工しました。また、今年度の工事等につきましては、区画整理事業の進捗にあわせ、管渠築造工事を発注いたしました。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第34号 専決処分した事件の承認につきましては、第48回衆議院議員総選挙に係る費用として、鏡石町一般会計補正予算（第3号）により専決処分したものであります。

議案第156号 訴訟の和解については、岡ノ内住宅地訴訟事件について、これまでの審議を踏まえた和解勧告が裁判所から示され、勧告内容を受け入れた和解をしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第157号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、町老人福祉センター及び屋

内ゲートボール場の指定管理期間満了に伴い、新たに指定を行うものであります。

議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきましては、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進していくための基本理念や町の責務等を定めるための条例を制定するものであります。

議案第159号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、両条例の根拠法となっている企業立地促進法の一部改正により、地域未来投資促進法への改正に伴い、表題及び文言の一部改正をするものであります。

議案第161号 平成29年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な歳入として、災害復興特別交付税、個人町民税、障害者自立支援給付費国庫負担金の増、固定資産税、認定こども園整備計画変更に伴う減額などであり、主な歳出は、岡ノ内住宅団地訴訟和解金の増、認定こども園整備計画変更に伴う減額など、総額で4,535万2,000円の減額補正予算であります。

次に、議案第162号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、療養給付費、保険基盤安定繰入金の決定に伴い補正をするものであり、議案第163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険料の増に伴い補正するもの、議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護サービス給付費の増に伴い補正するものであります。

次に、議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、受益者負担金、使用料の増及び流域下水道維持管理負担金の前年度精算に伴う補正であり、議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、浄水場及び止水施設修繕、給水管漏水修繕の増に伴う補正をするものであります。

議案第167号 鏡石まちの駅厨房備品購入契約の締結については、厨房備品の納入業者が決定いたしましたので、議会の議決をお願いするものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第34号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第34号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第3号）といたしまして、平成29年10月3日付をもって専決処分したものであります。

3ページをお願いいたします。

平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）であります。このたびの補正予算につきましては、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙に係る経費について補正したものであります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,103万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正については、次のページに記載のとおりであります。8ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

まず、2の歳入でございます。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額712万円であります。

3節選挙費委託金712万円、衆議院議員総選挙の県の委託金であります。

次の10ページをお願いいたします。

3、歳出であります。2款総務費、4項選挙費、8目衆議院議員総選挙、補正額、同じく712万円であります。

1節報酬につきましては、説明にありますように、投票管理者から開票立会人までの報酬67人分であります。

3節職員手当につきましては、選挙事務従事者から選挙事務時間外手当等の職員の手当でございます。

11節需用費90万7,000円につきましては、立て看板等の消耗品、食糧費、印刷製本費、通信運搬費等でございます。

最後の18節備品購入費50万円につきましては、選挙におきます計数機等の備品を購入したものでございます。

以上、報告第34号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました報告第34号について質疑をさせていただければと思います。わからない点が多いものですから、教えていただきたいということでありませ

ず1点であります。10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙ということで、安倍首相が9月28日ですか、突然解散を表明されての、受けての選挙だということだと思

います。それを受けて、10月3日に町長は補正予算を組んで専決処分をしたということだとい

うふうに解釈いたしましたけれども、まず、ちょっとお尋ね申し上げたいのは、我が町にお

いて、今回もそうですが、そういう選挙のときについての選挙の費用については、ほとんど

こういった専決処分でなされてきたということかどうかということです。要するに、臨時会

を開かないで専決処分をもってやってきたのかどうかという、これまでの歴史のようなもの

をお知らせ、教えていただきたいというのが1点であります。

もう一点は、今回、県の委託金として712万円が我が町に入ってきたということで、歳出

もそれに見合った712万円がとんとんという形が出るという形になっておりますが、この県

から来る委託金というのはどういう形で算定されるのか。要するに、選挙ですから、選挙が

終わって、あるいは選挙が終わる、公示されて、期日前投票となって、当日の投票があつて、

全てが終わってからこういった金額が算定されてわかるのかなというふうに思うのですが、

そういったことも踏まえて、どうやってこの県の委託金というのが決まって、この712万円

という額が来るのか。

その辺のところを教えていただきたいのと、もう一点は、選挙公報について、これはあし

たの一般質問の中でも私、やろうと思ったんですが、何と、選挙公報が、町民といいますか、

有権者に届かないという事例があったということも聞いております。そういう中で、選挙公

報の取り扱い謝礼なんていうことで、実際、こういうことも出ているので、そういうふう

にやっている中で届かないということはどういうふうにお考えになっているのかと。何かこれ、

アクシデントがあつたのかもしれませんが、その辺含めましてご答弁いただければと思

います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑に対してご答弁申し上げます。

まず、専決処分でございますが、全て専決処分で行ったかどうかはちょっと定かではありませんが、当然ながら、選挙の執行にあわせて、急を要しますので、やはり専決処分が多かったのかなというところでもあります。

次に、費用の算定でございますが、費用の算定につきましては、町におきます、各市町村によりまして、選挙の投票所とか、人数とか変わってきますけれども、基準がございまして、その基準にあわせて算定をして、この712万円が算定されたというところでございますが、ただ、実際に選挙執行しまして、最後には精算をして、また実績報告として出しまして、歳入及び歳出が確定されるというところでございます。

3番目の選挙公報でございますが、国政選挙でございますので、選挙当日の2日前までに選挙公報を届ける必要がございます。今回の選挙、また、これまでもでございますが、選挙公報につきましては、行政区を通して配布していただいているところでございますが、ですから、行政区に入っていないところにも届かないということもございますけれども、それについては、町の選挙管理委員会のほうに来ていただいておりますのでございます。

なお、選挙公報が選挙の2日前というところでございますが、その前には既に期日前投票がなされているというところでございますが、そういった多少の課題もあるのかなと感じているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、総務課長のほうから答弁をいただいた内容で、大体、概略は理解したつもりであります。

そういった中で、あした本当はやろうかなというふうに思ったんですけども、何せ私、あした質問たくさんあるものですから、今、ちょっと関連ということで、この中で再質疑をさせていただきたいのですが、今、申し上げた選挙公報、これは配布されたと、2日前までに。実際、これは、もちろん、町民、その方は、私が話を聞いたのは、誰と言いませんけれども、行政区に入っている方で、そのような方です。そういった方に選挙公報が届かなかったと。

先ほどもおっしゃったように、行政区に入っていない方で、広報かがみいしと同じように町の役場に取りに来ていただければ配布されるというような方であれば、これはいたし方がないと思ったんですが、何やら、何かしらの理由で届かなかったと、その事実はあったんだと、私は思います。町民の方の訴えですから、それを信じて私らは行動しますので。

そういった中で、選挙公報あるいは町の広報物がやはり隔々まで行き届いていないという実情が私はあるんじゃないのかなと思うんですが、その辺、やはり、幾ら町の各行政区に委

託、区長さんを通してやってもらっているとはいえ、届かないという現状があるということについてはどういうふうにお考えになって、そして、なおかつそれをどういうふうに対応していくのかと。何せ、全戸を確認するというのは難しいでしょうから、その辺どういうふうにして対応していくのかということについて、再質疑の中でご答弁いただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再質疑の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

広報及び選挙公報については、当然ながら全戸に配布すべきだと私も思います。ですが、現実的に全戸配布になりますと、当然、区に入っていない方には郵送、さらには手渡しで運ばざるを得ないということがございますものですから、現在のところ、今、言いました各行政区による配布と、さらには、広報等でもありますけれども、来ていただく、さらには、町のホームページ等に掲載をして、そちらでござらんになっていただくというようなこと、さらには、防災無線等で皆さんに啓発をして、それらのことをお願いしているというような状況でございまして、今後ともそのような方法で、全ての皆さんに情報が行き渡るように対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君の再々質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質疑ですが、最後になっちゃいますが、今、私が申し上げたのは、行政区に入っている、入っていないとはまた別な次元の問題です。これも、さっき、ある意味丸くおさまる形で私も申し上げましたけれども、実態はどうなっているのかということなんです。町の広報物が、どこでどういうふうになっているのかと。

ある行政区の実態を申しますと、行政区のどこかしらの区長さんなり、担当者なりのところにとまっているんですよ。これ、選挙公報ばかりでないですよ。なかなか配布されないで、とまっているんですよ、広報かがみいしとかなんとかが。それが、今回、たまたま選挙公報で、行政区に入っている人にも届かなかったという事実を聞いたものですから、今回質疑をさせていただいているんです。

これは、私は、大変ゆゆしき問題だと思います。確かに、町は、印刷して、発行して、それを配ればいいと思いますけれども、あとは各行政区にボタンタッチでいいと思うんですが、それが町民の、もちろん全世帯に配るのは無理だと思います、しかし、行政区に入っている

人ですよ、そこに届かないという実態をこれ、どう考えておられるのかということを質疑させていただいたんです。これは、大変ゆゆしき問題だと思いますので、もし、これが事実かどうかという確認も含めて、あるいは、私に言った方が、もう一度確認をして、その方が事実であれば、もう一度町当局のほうにもおっしゃっていただくようにも申しますけれども、それが、そういう申し出が実際にも町当局に直接あった場合にはどういうふうな対応をしてくださるのか、あるいは、どういうふうな、私に対してじゃなくて、そういう町民の方にどういうふうなお答えをするんですかということで、お聞かせいただければと思います。

そういう実態、あるいは改善も含めましてお願いしたいということで再々質疑を終わらせていただきますので、それに対する適切な答弁をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

私、質疑に対して理解がちょっとできなかったのですが、実際に、今回の選挙公報の中で、高久田区でございました。町の職員のほうで、各行政区のほうに選挙公報を配布したんですが、車の隅にありましたものを失念いたしまして、高久田区のほうに一部届かなかったということがございまして、早急にその公報を再度お願いをしてきたというところがございました。あくまでこちら、職員の実ミスでございますので、今後、このようなことがないように十分注意して進めていきますので、よろしくをお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第34号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第34号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第156号 訴訟の和解についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 議案書13ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第156号 訴訟の和解につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本事件につきましては、平成26年1月20日、訴状が提出されました平成26年（ワ）第2号損害賠償等請求事件でありまして、これまで3年9カ月以上の審理を進めてまいりましたが、勧告の内容としまして、これまでの審理で、町が宅地造成をした土地が崩落し、原告らが自宅を使用できない重大な事態が発生したこと。崩落は、地山と地山上の盛り土部分との境界線が滑り面として発生したこと。急傾斜地の盛り土については、滑り面とならないような措置を講じることが求められ、盛り土の危険性が認められたこと。崩落の原因等は、原告や被告の調査によって判明したことの事実に基づき、裁判所として、造成から約30年が経過していること、町が事故直後に土地補修工事を行っていることを踏まえた上で、本年10月18日に、福島地方裁判所郡山支部から和解勧告が出されたものでございます。

この勧告に対しまして、11月6日、原告が和解を受け入れるほうで了承したこと、さらには、勧告の内容について弁護士とも協議した結果、町としましても、裁判所の和解勧告を受け入れたいと思いますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定によって議会の議決をお願いするものであります。

次に、和解の内容についてご説明いたします。

まず、1番、事件名でございますが、福島地方裁判所平成26年（ワ）第2号損害賠償等請求事件。

2番の和解の相手方の住所及び氏名につきましては、福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内462番地、北澤良玲、同じく北澤里子、岡ノ内460番地、山口宗吾、同じく山口邦子、岡ノ内468番地、添田貞子、同じく添田智行、以上6名でございます。

事件の概要につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、和解の相手方が所有していた家屋等に損害を生じたのは、その家屋等が存在していた土地を造成販

売した町が、必要な安全対策等を怠ったことによるものとして、総額2億7,548万7,795円の支払いを求められた損害賠償請求事件でございます。

裁判所からの和解の内容でございます。

(1) としまして、町は、下記の土地をこれを所有する和解の相手方から、平成29年度における固定資産税評価額を0.7で除した額(1万円以下の数値は切り捨て)で買い受ける。登記手続費用は取得者となる町の負担とする。

まず、福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内462番、所有者、北澤良玲につきましては、買い受け額387万円。

次のページをお願いいたします。

同じく岡ノ内463番、所有者、山口宗吾、買い受け額464万円、同じく464番地、山口宗吾、買い受け額464万円、岡ノ内468番、所有者、添田貞子、買い受け額478万円。

(2) 町は、解決金として、和解の相手方である北澤、山口、添田の各世帯に、それぞれ250万円を支払う。

(3) 和解の相手方は、町に対するその余の請求を放棄する。

(4) 和解の相手方と町は、和解が成立した後は、本件に関し、相手方らと町との間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

というような内容でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(渡辺定己君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) ただいま上程されました議案第156号について、質疑をさせていただければと思います。

本件については、全員協議会のほうでも何回もご丁寧に説明をいただいたので、大体の概略は理解しているつもりであります。そういった中で、今回和解をされるということについては、私もよかったなということでは思っておりますけれども、そういった中で、やはりこれを和解するに当たって、考えなくちゃいけないことが幾つかあるのかなんていうふうに思います。

1点目、ちょっと細かい話になりますが、教えていただきたいことがございます。

まず、これ土地4カ所、岡ノ内の462、463、464、468とありますが、これが販売された時期、こういった方々に販売された時期がいつなのか、分譲した時期がいつだったのかということ。そして、そのときそれぞれ幾らでこういった方々に売ったのかということでもあります。実際の売り値で結構でございます。

そして、今回調停案の中にありますように、平成29年度における固定資産税評価額に0.7で除しておりますので、その評価額、計算、逆に0.7で戻せば評価額が出ると思うんですが、それ幾らなのか、それぞれについても教えていただきたいというふうに思います。

そして、そういった細かいことも大事ではあるんですが、もっと大事なのは、私思いますように……失礼しました、もう一点ちょっと細かいことでありますが、事故直後に土地補修補助を行われたと、町が土地補修工事を事故直後に行ったということで、これは幾らの工事であったのかという費用、費用を教えてください。数字の分母がその部分。

そして、今回、この和解を受けて、事件が解決見るわけではありますが、この事件、一連の経緯を受けて、町として実際どうすべきだったのかと。和解をしたというのは、あくまでも結論ではありますが、この案件を受けて町としては何をすべきだったのか。反省点なのか、それが改善点なのかわかりませんが、どういう表現をしていいのかわかりませんが、この事件を受けて、何をすべきだったのだということをお聞かせいただければと思います。

以上、質疑をさせていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、土地の契約なんですけど、北澤、山口、添田さんについては、昭和56年3月に土地売買契約をしているところでありまして、新築については、それぞれおのおの違うんですが、契約日は同じということございまして、金額については、ちょっと資料がございませんので申しわけございません。

次に、評価額、まず462番北澤良玲さん評価額は271万3,465円、次に463番は324万8,818円、464番は325万2,652円、468番は334万9,136円であります。

次に、町が行いました補修でございますけれども、底地が崩壊しまして、うちが壊れたということで、境界復元の測量をしまして、一番大きかったのは復旧工事でございますが、こちらが3,160万5,000円ございまして、内容については、L型擁壁、さらには民地境界部分、さらに抑止ぐい54本を打ち込んで、地盤を固定させるという内容であります。

次に、今回和解をして町が何をすべきだったかでございますけれども、町の主張といたしましては、当時の状況で、当然ながら開発計画をする場合には設計をして、開発許可という

のを県からいただかないと実施できないということもございまして、当時の、その何ていいますか、開発許可の関係に基づいて町は設計をして、県から許可をいただいて、公正にやったということでございますけれども、その当時のレベルで今回の、23年3月の地震に対応できるような設計ではなかったのかなということで、これについては遡及してやるわけにもいきませんので、そのような原因があったのかな。

あと、町としては、当時、崩壊したときにも地域の皆さんに説明をして、これ以外の方々には、それで震災だからということで納得していただいた部分もあるんですが、この3世帯の方々には納得がいかないということで、今回このような訴訟になったということで、町としての説明が不足だったかどうかは、ちょっと今の段階ではわかりませんが、そういった反省も、やっぱり踏まえるべきではないかなというように考えているところでございます。以上、答弁といたします。

〔発言する者あり〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑の中で、当時の販売価格、それについては後ほど提出させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 資料を出していただけるということと、あと今ご説明いただいた内容、時期的な経緯、そういったものはわかったつもりであります。そこで1点ちょっと伺いたいのは、その当時のレベル、いろいろだんだん最近は厳しいんでしょう、耐震とか、そういう地震にもある程度備えられるようなものでないとなかなか売れないという、そういうふうな形に最近なってきたと思うんですが、当時は甘かったと、基準が、そういうことだと思うんですが、要するに、そういうものは恐らく今回3.11、平成23年の大きな地震、確かにこれが起きたということで、何が起きるかわからない、要するに想定外のことが起きるということは、実感したわけですね。

でも、そこでどう思うかということ、やっぱり私は考えないといけないと思ってまして、やっぱり当時の古いレベル、要するに甘いような基準でやっていたものを、やっぱり時々見直す必要があるのかな。要するに町が売った土地、当時の基準で売ったとはいうんですが、売ったら、その後もやっぱり売ったら売りっぱなしじゃなくて、その時々変わる新しいレベルに適應しているのかどうか、あるいは適應していない場合にはどうしたらいいのかという対策も、やはり講じていかないといけないんじゃないのかな。

何せ、今一生懸命駅東開発しては売って、開発しては売っている状況で、これから恐らく同じような対策をしていかないと、やはり同じようなことが起きるかもしれないし、100年

に1回の地震だという話ですから、100年後には、逆に言えば来るんです、恐らく。100年間、何もないと思うほうが大間違いで、100年後には来るんですよ。

鏡石に、あそこの土地を買って住めば、100年以上住むわけですから、恐らく、2世代、3世代と。そういうつもりできているわけでしょうから、町外から。そういう人たちのためにも、やはりそういう対策を講じなくちゃならないのかなと思っています。

ですから、私が今お聞きしたのは、この件はこれでいいと思いますが、そういった今後、町が分譲するような、あるいは分譲しているようなものに対して、先ほどあったようなレベルという話が出ていましたけれども、当時のレベルはこうだったからしょうがないんだ、しょうがないという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、レベルが変わったからしょうがないんだではなくて、やはりレベルが変わったときにどうするんだと、説明するのか、あるいは何かあったら手を打つのかということも大事なのかなと、そういうふうなことをやっていれば、私は和解、訴訟も起きないで済んだんじゃないのかなということも、事件によってはあると思うんです。

ですから、そういった点はどういうふう考えているのか、あるいはこういったことについては、どういうふうな法令上取り決めになっているのかということも含めて、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

造成の手法、工事、さらには建築、こちら建築基準法になりますけれども、これまでもありますように、仙台の地震、さらには今回の大震災、そういった事案が発生した場合に、当然ながら法律は改正されて、前よりも厳しくなるというように、その時点で、施工された時点で、工事なり建築については規制がされるということございまして、その法が改正されたときに、どこまで遡及されるかにつきましては、国が決めるものでもありますけれども、販売の責任者としての責任はあると思いますけれども、それについては、私らではちょっと答えができませんので、それについては、今後の法改正の国の指導を見ながら進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第156号 訴訟の和解についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第157号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（小貫秀明君） 〔第157号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、現在、指定管理者によって管理運営されております鏡石町老人福祉センターと鏡石町屋内ゲートボール場が、本年度末にて期間が終了することから、その後の指定管理者の指定につきまして、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条に基づき、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、指定管理者となる法人、指定の期間、鏡石町老人福祉センター、鏡石町旭町161番地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会、自、平成30年4月1日、至、平成33年3月31日、鏡石町屋内ゲートボール場、同上、同上でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第157号 公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第158号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定につきましては、鏡石町の中小企業・小規模企業の振興施策を積極的に推進し、本町経済を活性化させ、同時に町民生活の向上を図るため、鏡石町中小企業・小規模企業基本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の中身についてご説明させていただきます。

まず、1条でございますが、この条例の整備目的、さらには中小企業、小規模企業の振興する目的を記載したものでございます。

第2条につきましては、この条例の中で用いられる用語の定義でございます。

第3条には、中小企業・小規模企業者の自主的な努力や、関係機関が共同連携し、中小企業・小規模企業を振興するための基本的な理念及び考え方を示しております。

次のページをお開きください。

第4条におきましては、町の役割を理念して、責務を規定しております。

第5条では、経営基盤の強化や人材の確保、育成などの町の施策の基本方針を規定したものでございます。

第6条、中小企業者・小規模企業者の役割、さらには第7条、経済団体の役割、第8条、金融機関の協力、さらに第9条の町民の理解及び協力を規定し、中小企業・小規模企業の振興に当たった役割について規定をしております。

第10条におきましては、基本計画の策定及び見直しについて町総合計画に登載し、計画の策定及び検証、さらに見直しについて規定しております。

第11条は、財政上の措置について規定し、第12条においては、条例の施行に関して別途定める委任規定を設けるものでございます。

以上の12条で構成する条例となっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 中小企業・小規模企業振興基本条例、我が町においても制定を目指されるということでもあります。そういった姿勢は大変すばらしい、評価すべきものだと私は思うんですが、さて、隣の須賀川市、そして天栄村も、既に我が町に先立つこと、既に制定しておるわけではありますが、そういった先行例、先行例が決して先進例とは私は言えないと思いますけれども、そういう先行例を、どのような先行例を参考になさったのか。

もちろん、先行例なんか参考にしないで、我が町オリジナルということでも構わない、それがまさに地方自治なわけですから、ですが、例えばどういった市町村の先行例を参考にされたのか教えていただきたいのと、もう一点は、これ大きな疑問ではないかもしれませんが、定義の中に4つの定義があるんですが、例えばよその市町村の定義を見ますと、市民とか町民というものを定義で設けている自治体もありました。その中で、町民という言葉がこの基

本条例の執行をテイシするものについては、町民の言葉の定義がなされておらないようですが、この町民にというものの定義をどのようにするのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

また、第5条の、これは第5条第1項第4号、(4)番となりますけれども、この件についてお尋ね申し上げたいんですが、工事の発注並びに物品及び役務の調達に際し、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めることとありますが、例えばこれを見ますと、この部分、これをもろに受けますと、大企業は参画できないと、町のほうで配慮するんだというふうな文言にとられかねない表現になっておるように思います。公正取引といいますか、公平な取引に抵触するんじゃないかというふうな記述じゃないかと私は思うので、この書き方を少し考えなければいけないんじゃないかなというふうに思いながら読んでおりました。

よその市町村では、うまい書き方もしているところもあったようですから、そういったところも参考にするとよかったのかなというふうに思うんですが、その点、まずお聞かせいただければと思います。

何せ、大事な基本条例ですから、我が町において恥ずかしくないといってもいいほどの基本条例をこれからつくるわけですから、ぜひ我々と慎重審議して決めていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番議員の質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） それでは、2番議員の質疑に対して答弁させていただきます。

まず、基本条例策定に当たって参考にした事例は何かということでございます。

当然ながら、管内ですと須賀川市さん、それから天栄村ということもございます。ただ、そのほか県内でも8市1町2村で制定済みということもございます。それを勘案しながら、さらには商工会からの要望等も加味しながら、今回条例を本町でも策定するに当たって、参考にさせていただいたということもございます。

また、2つ目としまして、定義の中に町民という定義がないということのご指摘でございます。

確かに各市町村の条例等を見ると、定義の中に市民とはという定義がされているところもございます。ただ、今回あえてそこまで踏み込まずに、一応町民という形で定義は設けておりません。全文の中には一町民という形で、町内に住んでいる方、または通勤される方といった中での、そういう意味での広い意味での町民という形でご理解いただければというふうに考えております。

3つ目の第5条第4項の規定でございます。

こちらについては、工事発注並びに物品さらには調達に際してということですが、これはあくまで中小企業・小規模企業の振興をするに当たっては、そういうことを勘案しながら、中小企業・小規模企業で優先的にできるものについては、そういうものを受注機会の確保ということで進めていく。ただ、そういうことで大規模企業含めてさまざまな業種があります。そういう意味では、公平性な取り決めの勘案というのもありますので、それをもってここで排除するという考えでございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再質疑をさせていただきます。

あらかじめ申し上げておきますが、私、今回また修正案を持ってきたんです。修正案が手元にあるんです。ですから、質疑が私終わった段階で、修正案を動議として出したいと思ひますから、あらかじめ忘れないうちに申し上げておきたいと思ひます。

今申し上げた点をさらに含めまして、再質疑をさせていただきたいと思ひますが、再質疑の中でちゃんと答えが出てくるようであれば、修正案は出さなくてもいいわけですが、修正案を出すつもりでおります。

さて、よその市町村を参考にされたと、8市1町2村、なおかつ管内では須賀川市、天栄村が先行例としてある。須賀川市の例を私、手元にありまして、これを見て勉強したんですけれども、これ例えば、先ほどの第5条について、第5条の内容を見ますと、その各号のどうこうは別にしても、何だかちょっと少し施策としてつまらないとか、あんまりとか、そういう言い方ではありませんけれども、何かこう寂しい感じがするんです。

やっぱりよその市町村を見ると、例えば、一つここになかったものとしては、販路拡大であったり、技術支援であったり、創業支援であったり、そういう言葉が出てくるんですよ。これが、これ条文、私ここになくても、第5条になくてもどこかしらにあれば私はいいかなと思ひたんですけれども、ないんですよ、探したんですけれども。でも、よその市町村を見るとあるし、これよその市町村、まねする必要なくとも、当たり前のことだと思ひますよね、販路拡大、技術支援、創業支援。

じゃ、我が町の第5条のを見ると、これ何だか、本当にこれ中小企業・小規模企業の振興に役に立つのかな。もちろん人づくりとか、これ大事だと思ひし、経営基盤強化も大事だと思ひますけれどもね。だけれども今、こういう時代じゃないんじゃないですか。販路拡大とか、やっぱり技術支援だったり創業支援だったり、そういう時代じゃないんじゃないですか。やっぱ

り時代のニーズとといいますか、時代の風潮に合うような条例をつくるべきだというふうに思うんですが、その辺の言葉の盛り込みは、原案とといいますか、こういった上程する前にそういうふうな検討はなされなかったのかということを再質疑の中でさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員の再質疑に対する答弁をさせていただきます。

ご指摘あった点でございますが、確かに販路拡大並びに創業支援という事案も、確かに昨今騒がれている事案でございます。ただ、今回、基本条例策定に当たりましては、そういうことも含めながら、さまざまな観点から支援をしてきたいというふうに考えておきまして、今回は、その辺の案件までは載せておりません。ただ、この第5条2項にありますように、関係機関の意見を反映しながら、必要な措置を講ずるよう努めていきたいというふうに明記させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〔「2番、動議を提出します」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時02分

開議 午後 1時07分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま、2番、吉田孝司君から議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例に対する修正動議が提出されました。

この動議は、2名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

暫時休議いたします。

休議 午後 1時08分

開議 午後 1時10分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま提出されました議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興条例に対する修正案について、本案とあわせて議題とし、提出者から直ちに提出理由の説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 平成29年12月11日。

鏡石町議会議長、渡辺定己様。提出者、鏡石町議会議員、吉田孝司。賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてに対する修正動議でございます。

上記の動議を地方自治法第112条及び第115条の3並びに鏡石町議会会議規則第13条及び第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出するものでございます。

提案理由についてご説明申し上げます。

町長が提出した原案、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてに記載された条項を補完し、当該条例に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策をさらに充実させるため、修正案を提出するものでございます。

修正案についてご説明申し上げたいと思います。

議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての一部を次のように修正するものでございます。

まず第1点目が、第2条に次の1号を加えるものでございます。

（5）といたしまして、町民、町内に住所を有する者及び町内に通勤する者をいう。

第2点目が、第5条第1項を次のように改めるものでございます。

第5条、町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

1、経営基盤の強化を図ること。

2、人材の確保及び育成を図ること。

3、販路拡大を図ること。

4、産業支援機関等と連携した技術支援を図ること。

5、創業支援を図ること。

6、資金調達の円滑化を図ること。

7、工事の発注並びに物品及び役務の調達に際し、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意し、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めること。

以上、修正案を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について及び本案に対する修正の動議の件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第158号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第159号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第159号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、上位法である企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称企業立地促進法の一部改正により、地域経済牽引

事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法が公布されたことに伴う条例の表題及び条文の文言について一部の改正を行うものでございます。

次のページが改め文となります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例です。

まず表題を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に改め、第1条においては、表題の改正と合わせて条文を改めるものでございます。

第3条につきましては、上位法の改正に伴い、表中の鏡石町同意企業立地重点促進区域を鏡石町重点促進区域に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第159号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま上程されました議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、企業立地の促進等における地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が、地域経済牽引事業の促進により、地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法へと名称が変更されたことによります条例改正するものであります。

23ページをお願いいたします。

鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例、第2条であります。

第2条につきましては、法律名称の変更に合わせまして、全文を改めるものであります。

次に、第3条。

第3条につきましては、このたびの法改正によりまして、文言改正等を行うもので、集積区域を地域経済牽引事業促進区域、承認企業立地計画を承認立地経済牽引事業計画になど、所要の規定の改正であります。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の適用につきましては、平成29年9月29日としたものであります。

本条例におけます税制面での企業支援措置といたしましては、これまでの企業立地促進法と同様でありまして、固定資産税を3年間課税免除するというものであります。

以上、上程されました議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第160号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第167号 鏡石まちの駅厨房備品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第167号、108ページであります、鏡石まちの駅厨房備品購入契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの備品購入につきましては、去る11月22日に執行した5社による指名競札により、契約金額及び契約の相手先が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、鏡石まちの駅設置工事にあわせて備品購入をいたします厨房備品の購入でございます。キッチンスペース、菓子製造室、飲食スペースに設置する備品となります。

契約の目的は、鏡石まちの駅厨房備品購入でございます。契約の方法は指名競争入札、購入備品につきましては、109ページ、別紙のとおりとなっております。附属備品は合わせまして、全部で23品でございます。

なお、搬入必要経費についても、一切このものに含むものでございます。

契約の金額は732万2,400円、契約の相手方は、福島県白河市新白河3丁目23、ホンザキ東北株式会社白河営業所、所長、岩淵雅幸でございます。

なお、納入期限につきましては、30年3月26日とする予定でございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第167号について質疑させていただきます。

今これ厨房に、厨房といいましてもキッチンスペース、菓子製造室、飲食スペースの3カ所に配置されるであろう備品の詳細をお示しいただきながら、金額の説明があったわけがあります。そして、3月26日ということでもよしかったでしょうか。今のうちから準備しておかないと、要するに4月のオープン間に合わないんじゃないかということで、今の時期のあれなのかなというふうに思いながら聞いておりました。

さて、先ほど町長の所信表明といいますか、この説明要旨の中にもございましたけれども、1つ確認しておかなくちゃいけないことがあります。1つは、来年4月オープン、今年度いっぱいいろいろな準備をして、来年4月1日にはオープンする予定でおるのかどうかということ、もう一回確認しておきたい。というのは、町長さん、さっきの説明によると、来年4月以降のオープンということになるので、この言葉の使い方になりますが、来年4月オープンだと4月、以降ですから5月、6月、ずれ込む可能性もあるのかなということも、曖昧な表現かなと思いますので、この辺しっかり明示していただきたいと思います。

もう一点は、今オープンに向けた管理運営団体を早期に選考し、とある中で、実際にこれいろいろな品目が、今回具体的に出ておる。そういった中で、例えば私はやっぱり管理運営団体を早期に選考することが優先じゃないのかなと。要するに、実際に運営していく方々が何が使いたいのか、あるいはどういうふうなものがやりたいのかということで、両方とも出てくると思うんですね。そういった中でそういったものを、あらかじめそういうものをお膳立てしてやってあげるのか、あるいは、今後そういった団体が決まれば、どういうふうな形で協議するのかということも含めて、その辺どう考えておられるのか。

あるいは、そういったことについて、今どういうふうな進行と、あるいは協議会ですか、

準備委員会と申しますか、あちらのほうでの話し合い等があると思いますが、その辺どのようになっているかどうか、現段階でわかることで結構ですので、教えていただければと思います。

以上、質疑申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） ただいま2番議員からあった質疑についてご答弁申し上げます。

まず、オープン時期でございますが、先ほど町長のご挨拶にもありましたように、一応4月以降という形になっています。現在、オープン時期については、まだ運営委員会含めてさまざまな形で検討している段階でございますので、4月1日、すぐにオープンするという形には、まだ進んでいないという状況でご理解いただければと思います。

さらに、ご質問あったように、管理運営団体、組織が早期に決定すべきだというお話がございました。それにつきましても、今、運営委員会を開いて、先月も開きまして、今月も開会予定をしております。その中で、各委員の方からのご意見も含めながら、早期に決めていきたいというふうに考えておりますが、なお、今回まちの駅設置するに当たって、新たに設置の条例も今後設けていくという、法的な整備も今後していくということがあります。その中で、どういう形で管理運営していくかも含めて、皆様のご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、産業課長から答弁いただいた件について、再質疑という形で詳細をお聞かせいただければと思うんですが、先ほど町長の話にもあった、そして今、課長の答弁にもあったように、4月1日かどうかわからないと。要するに、これなんです、今年度いっぱい中に工事は終わると。要するにオープンするのはいつでも構わないと私も思いますけれども、今年度いっぱい中に終わるんですか、ということが一つです。

というのは、私もこの前補正予算に、それこそ修正案出して反対しましたけれども、要するに無理をして、ある意味言い方は悪いかもしれないけれども、無理をして内装とともに外装も全部きれいにやって、来年4月にオープンさせるというような内容の話になったわけですから、オープンの時期はいいですよ。ただ、仕上げる時期がいつになるのか、その辺の具体的な日数、でき上がる、完成しましたと、オープン時期はいいですよ、完成しましたとい

う時期がいつごろになるのかというのは、ちゃんと明示しないと、この前の件はいいとしても、町民は納得しないんじゃないかなと思います。

そしてもう一つ、オープンに向けての団体選考、これやっぱり運営委員会さんのほうで今協議されながら進めておられると思いますが、実際にやはり、先ほど言ったみたいに条例の整備もありますし、あとまた、今言ったみたいにその備品、これ今回購入されるわけですが、恐らくこれだけでない部分も出てくるかなと。

そういったものの取り決めも、やはり条例の中で、あるいは規則等の中でやっていかなくちやならないと思うんですけれども、もうそろそろ決めないと、やっぱりいけないのかなと。もちろん、執行としても腹案といいますか、そういったものはあるのかもしれませんが、もちろん、なかなか今の段階では明示できないだけかもしれませんが、しかし、そろそろ決めていただかないと、いずれにしても条例を恐らく3月議会ですか、定例会なのか、その前の臨時会なのかわかりませんが、出していただかないと、案をいただかないと、私ども審議できませんので、やはり早目にご準備いただいて、しっかりとしたものをやっていただきたい。

せっかくだから、決めたわけですから、なので、やはりつくって、そしてオープンするというのをしっかり進めるためにも、やはりこの手順をやっていただきたい。

以上2点、その建築完成予定と、この団体選考の決まる見通し、その点について再質疑をさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員の再質疑に対するご答弁を申し上げます。

今現在、内装のまちの駅の工事、さらにはコミュニティセンターの屋根がえ改修工事も、現在行っています。一応11月末現在ですと、進行状況で約10%という形です。ただ、今月から大分進捗も上がってくる予定になっております。そういう意味では、当然ながら予算が3月までという執行期間になっておりますので、3月までには完成するよということ、今のところ見通しを立てております。

次の2つ目の運営団体ですが、当然ながら運営設定については、今申し上げたように、早急に決めていきたいというふうに考えておまして、運営委員会のほうでもその辺を話しながら進めております。

先ほどもご答弁申し上げましたが、当然ながら法令等も絡むものがありますので、こちらも並行しながら整備を進めていき、早急に、なるべく早めに団体を決めていきたいと思っております。

なお、オープン時期ですが、建物が完成して、ある程度きれいになるということです。そういう意味では、人、運営が決まらなくても、もともと町の施設、駅のコミュニティセンタ

一という施設でもありますので、そのオープンできるところについては、プレオープンとなるかと思いますが、そういう形で、使えるものはセンターとしては使っていきたい。ただし、実質的に、まちの駅の機能を満たしたものであれば、当然ながら若干人の出入り、さらにはそのもろもろも含めて、若干時間をいただくことも想定されますので、それも含めて今、検討している段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第167号 鏡石まちの駅厨房備品購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第14号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

第 2 号

平成29年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年12月12日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|--------|-------------------|--------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども 課長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 会計管理者 兼 会室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 農事務局長 農事委員会 農事委員会 農事委員会 | 柳沼和吉君 | 教育委員会 委員長 | 力丸次雄君 |
| | 菊地榮助君 | 選挙管理 委員会委員長 | 大河原八郎君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|------|-----|------|
| 議会事務局 局長 | 小貫秀明 | 副主査 | 藤島礼子 |
|-------------|------|-----|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、5番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） おはようございます。

12月議会の第10回定例会において、トップを切って一般質問をさせていただきます5番議員の菊地洋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早いもので、あっという間に師走を迎え、日々慌ただしくなっております。

10月に岩瀬管内の議員協議会において、宮城県登米市と南三陸町を研修してまいりました。その研修の中で、特に南三陸町には私も何度か訪問をしておりましたが、今回、ボランティアガイドの方の実体験の説明には感動と驚きをいたしました。

南三陸町旧志津川町は、地震の後には津波が来るとの意識が大変高く、他町村と比べても、大変町民全体が意識が高いものであったそうです。その中で犠牲になられた数は、566名のほか、310名が行方不明となったほかに、大変甚大な2011年の3月11日を境に天と地の生活を強いられたこと、そして自然に対する恐ろしさ、自然と共有することの大切さ、そしてその現場にいた方々が瞬時に最善の対応をすることが大切である、実感いたしました。

一方、我が県においては、いまだ東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能災害、風評被害はとどまることを知らず、各行政も町民も大変苦勞しているのが現実だと思います。県内における除染は、一部相双地域を除き終了し、残土の搬出作業も始まったものの、風評災害は消えるものではありません。

先日、台湾の大手デパートのバイヤーと対応する機会がありました。福島県の農産物は市

場に出回っておりますかと伺いましたところ、申しわけなさそうに、加工品のみ販売をしておりますとの答えて、デパートの中を見て歩くと、福島県の日本酒のみが展示販売されておりました。比較的親日的な台湾でさえも、日本産、特に福島県産には大変抵抗を感じている様子でありました。国・県、東電の、今後惜しまぬ風評払拭への努力を強く望むものであります。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町立の小中学校の教員の労働時間についてお伺いをいたします。

文科省の2016年度の調査では、残業が80時間以上続き、過労死ラインに達している教諭が小学校で34%、中学校で58%あったという結果だそうです。我が町の先生方の労働時間の実態はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） おはようございます。5番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。

我が町の教職員の労働時間はどのようになっているかというおただしでございますが、教職員の勤務時間につきましては、福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規定によって定められておりまして、勤務時間は午前8時15分から午後4時45分までとなっておりますが、実際には、先生方は7時30分前後には出勤してございます。平均的な退勤時間につきましては、小学校では午後7時ごろまで勤務しており、1日の勤務時間は平均で11時間となっております。中学校では、部活動指導のため午後8時ごろまで勤務しており、1日の勤務時間は平均で12時間となっております。

これを月の長時間の時数で見ていきますと、小学校では月に60から70時間、そして中学校では約80時間の勤務となっているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 多分、長年この実態が続いていると思うのですが、この時間帯について改革をするという、こういうふうな考え方をもちなのかどうか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

教職員の勤務時間の管理指導につきましては、学校はもちろんなんですが、教育委員会においても、月ごとに最終退勤者の退勤時刻を確認するなど、教職員の勤務実態の把握に努め

ているところでございます。教職員の勤務実態を見てみますと、職務内容によって特定の教職員が長時間勤務となっております。

教育委員会では、教職員の多忙化解消のため校務分掌の均一化や、それから会議の持ち方、あるいは事務処理等の工夫を指導しておりませんが、現時点において多忙化解消までには至っておりません。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） その長時間勤務については、また後の質問でちょっと述べさせていただきますので、ちょっと角度を変えて質問させていただきます。

現時点での産休・育休教員の実態及び年度途中の産休・育休取得教員が出た場合、どのような対応をしているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現時点での小中学校の産前産後休暇、育児休業の取得者につきましては、第一小学校で2名、鏡石中学校で2名の計4名となっており、現在補充教員として4名の講師が配置されております。また、年度途中に産前産後休暇、育児休業取得者が出た場合の対応につきましても、補充教員として講師が配置されることとなっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） それでは、産休・育休教員のかわりと申しますか、臨時の講師の方々が招聘されるわけでありますが、臨時講師と正規教員の割合と、その給与等の待遇ですね、この格差はどの程度あるのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

臨時講師と正規教員の割合につきましては、第一小学校では教職員30名中、講師は4名でございます、割合は約13%となっております。第二小学校では教職員13名で、講師は配置されておりません。鏡石中学校では教職員28名中、講師は5名で、その割合は約17%となっております。

次に、給与等の待遇の差につきましては、30代半ばの講師であれば、基本給で月8万円程度の差となっております。基本給以外にも定期昇給がないことや、退職金が、小額であることなどの差がございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） この給与の差については、私ちょっと調べさせていただいて、定年まで、例えば同じく、先生を講師と正規教員で働いた場合に約4,000万ぐらいの差が出るという、こういうふうな結果があるようであります。ですから、月に8万ということは年間で96万ですから、そのぐらいの差は出てくるんですね。

今、教育、文科省もそうですが、福島県の教育庁もそうだと思うんですが、できるだけ正規教員は雇用しないと、できるだけ講師を使うという、こんなふうな傾向があるようなんですが、そういった実態に対して、我が町教育委員会としてどんなふうに審議をしているのか、その件についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

まず、教職員、教員は県費負担教員でございます。講師も、その県費負担教員に含まれております。教員は地方公務員であります。地方公務員の給与は、身分の属する地方公共団体が支払うこととなりますが、しかし、県費負担教職員は例外となっております。その例外になったわけなんでございますが、各市町村ごとに給与を支払うということになれば財政的な問題があって、そこに大きな差ができてという問題が生じます。そこで、財政力の豊かな都道府県に市町村立学校の教職員の給与を負担させて、全ての市町村立学校に所要の教職員を確保しながら、全国的に一定の教育水準を維持しようというのが、考え方でございます。

ということで、その任命については、給与の支払いについては、県の教育委員会の規定によって決められているということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 県の教育委員会のほうで全部規定していると承知の上での質問をさせていただきます。

それでは、次の質問ですが、教員の勤務時間の規定と平均的な退勤時間について把握をしているのか、また管理指導は実施しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

最初のご質問の中で、議員さんのほうから、文科省の調査の数字をお示しいただきました。

小学校教員で約34%、それから中学校の教員で約58%が、週当たり60時間を超えているというような、先ほどお話を頂戴いたしました。

町では、28年の8月から前の月の、いわゆる退勤の施錠時刻を月初めに確認させていただいています。それによって退勤時刻の把握をしているところでございますが、前月の11月の退勤時刻を例に申し上げたいというふうに思うんですが、第一小学校は、11月は20日間の勤務日がございます、20時を超えての退勤、施錠が1日ございました。第二小学校は、20日間の勤務日がありまして、20時を超えての退勤はございません。

ということで、小学校は全職員が19時台には退勤しているというふうに捉えてございます。中学校は20日の勤務日で、20時以降に退勤は15日ございました。管理職との話し合い指導も月1回行っておりますが、中学校においては中間や期末テストの処理の月、あるいは文化祭など大きな行事があるときに施錠が遅くなります。つまり長時間勤務となっております。

しかし、それが仕方がないということで済ますことなく、根気強く教育委員会としても改善に努力してまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 11月の例を出していただきまして、一小で20時以降退勤したのは1日ということで理解をさせていただきました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

長時間勤務の要因となっている、中学校における部活動顧問の教員への対応策はどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校教育法施行規則が改正されて、ことしの4月から地域のスポーツ指導者等が部活動の指導や、大会への引率ができるようになる部活動指導員を学校に置けるようになりました。

部活動指導員につきましては、部活動の顧問にもなれることから、教員の負担軽減になることが期待されておりますが、部活動指導員の活用には、指導計画の作成や、定期的な研修の実施、身分の保障等の規則を整備する必要があるなど、多くの課題がございます。現在、県において部活動指導員の活用方針等について検討しているところであり、教育委員会においても、その動向を注視しているところであります。

なお、中学校の部活動の外部指導者につきましては、若干ではありますが、一部の運動部においてボランティアとして外部の方に協力をいただいております、教員とともに部活動の指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 福島県においては、部活動指導員配置促進事業という、こんなふうな事業が盛り込まれているのかどうかお伺いをしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 今のご質問については、私、今確認ができませんので、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

先ほど答弁で申しましたように、県のほうでも、この長時間勤務については今しっかり取り組まなければならない問題として、県を挙げて方策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） この部活動指導員配置促進事業というのは、教員にかわって実技指導や大会への引率など、先ほど教育長も、できるようになったというふうに答弁いただきましたけれども、引率などを担える専門知識を持つ外部指導員の配置を促すと。そして、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進める自治体を対象に外部指導員配置の費用を補助するというふうな事業だそうであります。

この事業によって、部活を短縮することによって、校務の効率化を進めるということで、統合型校務支援システムを導入をされているというところ。それから、管理職、校長先生、それから教頭先生などの事務職員の増員などを含めて、長時間労働の解消をしていくという、こんなふうなことが盛り込まれているようであります。

それで実例なんです、部活動は地域が担うという、こんなふうなニーズが最近はふえてきているようでありまして、実例として、ちょっと時間短縮というか、そういう部分では該当にならないのかもしれませんが、棚倉中学校の例なんですけれども、棚倉中学校は、県内で唯一ホッケー部というのが中学校にあるそうであります。そうすると、このホッケー部というのは、県内でも棚倉中学校のほか高校でも1チームしかない、こんなふうな特殊な部活だそうあります。競技経験者が教員の中にはもちろんいないので、専門知識を持った外部指導者の派遣を考えたということでもあります。

中学校が行ったのが、県のホッケー協会及び町のホッケー協会の事務局に依頼をしたということでもあります。それでホッケー協会から推薦を受けた外部指導員が指導を担ったというところで、この課題を解決し、技術的な指導を行える外部指導者、そして県教育委員が委託し、2時間程度の指導をするという、こんなふうなことであります。顧問と外部指導者が連携をして、部活動を指導・運営に当たる体制を構築してきたと。安全の確保と競技上の向

上を目指した。顧問と外部指導者が生徒の活動状況や練習メニュー、評価ポイントとを綿密に打ち合わせをして、そして、指導に当たったということでもあります。外部指導者から専門的な知見に基づく助言を求めるようにして、所属する社会人チームとの練習試合などを行った。

そして結果、先ほども話が出ましたが、保護者にしっかり外部講師の招聘について周知をして、部活動の運営状況、それから実態等について逐次報告をして、保護者の連携・協力を得て支援体制づくりをしたというふうな事例がありまして、この棚倉のジュニアホッケーチームは、JOCジュニアオリンピックの第44回で、男子はベスト16、女子はベスト8に輝いたという、こんなふうな事例があるようであります。

そんなことで、やはり学校と、それから外部指導者と、それから顧問と、それから保護者との、この連携をしっかりとって、技術の向上、そして精神力の構築というか、そういうものになってくるといふ一つのいい事例なんではないかなと。

また、全国のいろんな地域がいろんな学校で、最近は部活動外部招聘についてはどんどん行っているようであります。ということで、先生方の本来であるべき授業に対する傾注、そして生徒への指導力を高めているというのが現実なのかなというふうに思っております。

ということで、今後、我が町鏡石中学校において、先ほど一部ボランティアで、多分バレー部だと思んですが、私が聞いておるのは、外部の方をボランティアとして招聘して部活動を行っているというお話はお伺いをいたしました。今後、鏡石中学校の中でそんなふうな外部指導者の招聘は考えているのかどうかについて、重ねてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

部活動を含めた子供の自主的・自発的な参加によって行われるスポーツや文化、科学等に関する活動の実施に当たっては、教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、地域や学校の実態に応じて地域の人々の協力、それから社会教育施設や社会体育関係団体等、各種団体との連携など、生徒にとっても多様な経験のできる場となるよう、運営上の工夫が今求められているんだろうというふうに思います。

鏡石町には、学校に協力的なすばらしい組織がございます。改めてかがみいしスポーツクラブや学校支援地域本部事業、いわゆる学校応援団との連携を、学校とともに考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） すばらしいご答弁をいただきました。その気概で頑張ってください。

いというふうに思います。我が町においては、少子高齢化が進む中でも、県内で比較的若い世代が多い町であります。今後の町の将来を担う子供たちのために、大切な教育環境のさらなる整備構築をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

消防水利の設置基準についてお伺いをいたします。空気の乾燥から火災の多くなる季節を迎え、防火体制が重要だと考えられます。我が町においても、ここ数年連続で大きな火災が発生しており、本年は火災による犠牲者まで出てしまい、大変残念であり、心からお悔やみを申し上げる次第でございます。

そこで、消火栓や防火水槽などの消防水利の現況と、その設置基準は定めているのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の消防水利の現況につきましては、消火栓が273カ所、防火水槽が90カ所、プール4カ所のほか、自然水利となりますため池が60カ所、現在あります。

消防水利の設置基準につきましては、消防法の規定に基づいた消防水利の基準により定められておりまして、市街地の状況によりまして、間隔が80から140以下になるよう、さらには、それ以外の地域につきましては、その地域の建物の状況によって設置するように定められているところであります。

当然ながら消防水利については、消火栓の上に隠れることがないように建てられておりまして、防火水槽やため池、河川なども利用している状況でございます。町内におきます消防水利につきましては、はっきりではないんですけども、おおむねこれらの基準に沿って設置されているものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） ただいま数字をお示しをいただきました。私の手元にある消防協会のほうで出していた数字よりも消火栓は1カ所ふえたんですか、274カ所というふうな答弁だったと思うんですが、私の資料だと273カ所になっているんですけども。いま一度よろしくお願います。

〔「3です」の声あり〕

○5番（菊地 洋君） 273ですね、はい、了解です。

それでは、防火水槽の設置されている底地は全て町有地なのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防火水槽は、ふたのあるものとふたのないものと分かれておりますけれども、その土地については公園や集会所などの町有地のほか、個人所有の土地にも設置されているところがございます。個人所有の土地に設置する場合につきましては、所有者の方に、防火水槽の目的であります地域の安全・安心に資する施設であるということをご理解いただきまして、無償というような承諾をさせていただいて、その請書というのをつくりまして、無償で貸してくださいというような請書面をもちまして、施設を整備しているところがございます。

なお、防火水槽につきましては40カ所、現在90カ所のうち40カ所が私有地となっている状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） その私有地40カ所の賃貸借契約は、しっかり書面上での契約締結がされているのか、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

賃貸借契約というよりも、請書というふうな形で期限は特に設けてございません。ですから、土地に設置することの承諾、かつ現存する水槽がある限りは無償で貸与することを承諾いたしますというような請書というふうな形になってございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） それでは、請書という形で私有地の方が撤去をお願いしますというふうに町のほうに申し出た場合には、即座に撤去をされるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 当然、私有地で無償で借りているということでございます。ですが、当然ながら今申し上げました目的を理解していただけないのであれば、それ以上の理由があるのであれば、やはり私有地でございますので、撤去せざるを得ないというふうな形で進めざるを得ないと考えております。当然ながらそうならないように、なるべく町有地に設置したいところがございますけれども、どうしてもやはり町有地がない場合には、今までのように私有地にお願いをして設置することになるかと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） わかりました。

それでは、次の新規に防火水槽並びに消火栓を設置する箇所は検討しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

消火栓並びに防火水槽については、主に建物の火災のために必要なものでございますので、当然ながら、新しく市街地等が形成されている駅東第1土地区画整理の第1工区については、設置する方向で今検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 私の手元に防火水槽並びに消火栓の設置箇所の地図があるんですが、ずっと市街地を見ると、先ほど総務課長に答弁いただいたように、80から140の間隔の中で設置をしているというふうなご答弁をいただきました。

実際に、確かに住宅のあるところについては、もう何カ所も防火水槽並びに消火栓が設置をされているんですが、例えば3軒、5軒ぐらいの住宅地しかないようなところについては、140メートル以上の間隔があるんですね。この辺についての対策はどういうふうに今後考えるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、議員がおっしゃられたように、どうしてもやはり少ない住宅地のところには消火栓がいない。当然これは地形的な問題もありますし、費用的な問題もあるかと思えます。そういったことで、水道がいないとどうしても消火栓は設置できない、さらには防火水槽も補給の関係で、やはり消火栓がないと補給ができないというような状況もございまして、今のところ常備消防が一番先着をいたします。今はタンクを持っておりますので、そういったところにつきましては、タンク車が先に行って消火をして、その後消防団等がほかの自然水利、要するに140メートルを超えている水利から補給をして、消火するような形になってございます。当然ながら、消火栓があれば一番いいんでしょうけれども、その辺のところは今後の課題なのかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 先ほども申し上げましたけれども、冬本番を迎え、乾燥する時期に入
ってまいります。できるだけ火災が起きて初期消火ということで、水資源が大変重要にな
ってくると思います。無火災であることが一番であります、しっかりした対応のほどをよ
ろしくお願い申し上げまして、この質問を終わりといたします。

次に、公共工事費等の設計積算基準についてお伺いをいたします。

初めに、改正公共工事品質確保促進法、品確法ですけれども、その関連法が一昨年改正を
されました。この改正法を町としてどう評価し、改正後どのように取り組んでいるのかお尋
ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共工事に関します品確法につきましては、平成26年に一部改正されております。改正品
確法につきましては、公共工事におきます品質を確保するためのダンピングの防止、さら
には歩切りの廃止が主な改正でございました。

ダンピングにつきましては、異常な低価格において工事等を受注して実績を積み上げよう
とするものでありまして、歩切りとともに工事の品質や下請のしわ寄せなどが問題となっ
ておりました。

歩切りは、予定価格を算出する際に実施設計額に根拠なく一定割合を減額するものであり
まして、これまで全国の多くの自治体で行われていたところでございます。

これらのことを品質を確保するという形から、町では既に政府の、国からの指導を受けま
して、歩切りを廃止して、ダンピング防止のための入札の方法を内訳書の添付を義務づけた
ということで、積算を明確化させているところでございます。

なお、導入に当たりましては、試行期間を設けて混乱のないように配慮をしたところでご
ざいます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 適正に実施されているというご答弁をいただきました。

続いて、2番の質問に移らせていただきます。

東日本大震災以降、人手不足や資材高騰などの要因で、設計価格、設計単価ですね、は引
き上げられたが設計労務単価と実質賃金の乖離の実態があると思われるが、請負業者への実
態調査の今後考え方はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 5 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共工事の積算については、基本的に単価と数量、さらに歩掛りなどの掛け合わせによって算出したものを積み上げて計算しているところでございます。

お尋ねの労務単価につきましては、公共工事の工事費の積算に用いるものでございまして、国がほぼ毎年、都道府県別に設定して公表されているところでございます。

その労務単価の内容ですけれども、これにつきましては、所定の労働時間、8 時間になりますけれども、8 時間を基本としまして基本給、手当、臨時の賞与、さらには現物支給などのものが含まれた総額が、労務単価とされております。時間外などの割り増しには含まれておりません。

ただ、その構成の内容ですね、基本給が幾らとか、臨時は幾らとか、手当は幾らというような構成の比率については公表されておりませんで、総額のみ公表されている。ですから、発注側としましては、公表されている労務単価を計算して、設計額として入札をするわけでございますけれども、受注側としてはそれらの設計に対して積算をして、なおかつ、算をしたものから自社の技術料、さらには納入実績等を加味して、その設計額よりも低い額で落札しようというのが一連の流れでございます。

ですから、今ありましたように乖離があるということでございますけれども、実際の建設会社の作業員の賃金や給与に、この労務単価が全然関与しているわけではありませんけれども、直結しているわけではないということで、現時点で請負業者の実態調査は、今のところ考えていないというところでございます。

ただ、これらの労働力は国全体でも多くの割合を占めておりますし、若年者が建設業への就職を避けている理由に、これらの賃金の低さ、さらには社会保険等への未加入などが挙げられておりますので、適正な賃金、給与、社会保険の加入については、監督官庁がございませぬけれども、町のほうでも適宜業界のほうに強制していきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5 番、菊地洋君。

○5 番（菊地 洋君） 今この件については、国交省がほとんど中心になって定めているところでありまして、福島県の普通作業員の労務単価については1 万7,500 円というふうに、平成29 年3 月の公共工事の労務単価については公表されているんですが、東北においては高いほうかなというふうに思うんです。

ただ実際に、先ほど総務課長の答弁の中にありましたけれども、この1 万7,500 円、労務単価で設定したとしても、実際に、じゃ作業員には何ぼ払われているのかというのは、ここに乖離が生じているというところでありまして、なかなか実態調査をすることは難しいと思いますが、後の答弁でいただいたように、しっかり社会保険等々のこういう加入についての

促進というか、これはどんどん行政としてやっていただくのがいいのかなということをお願いをしたいというふうに思います。

大切な税金を投入しての工事発注になりますので、今後、執行の鋭意努力をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、4番目の町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

初めに、来春オープン予定のまちの駅かんかんてらすのものについてお尋ねをいたします。昨日も運営方法とか、オープン時期とかいろいろ質問がありましたが、あえて質問をさせていただきます。ただいま開設に向けて運営委員会に委ねて準備を進めているようですが、町長の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

まちの駅の基本的な考えということでもありますけれども、まずは町の考え、いわゆる町づくりの基本的な考え、そういう中では、一つは、常に私は根拠と改善ということの進化をさせるんだということが一つ、そして町民にとってどうあるべきかを考えて、今仕事をするんだということが一つであります。そして、もう一つが、この町づくりの魅力ある町づくりという考え方におきましては、いわゆる「駅に降りてみたい」、そして「歩いてみたい」、そして「住んでみたい」、そういった町づくりについて進化しているということでもあります。

そういう中で、今言ったように震災がありましたけれども、丸7年ということになりますけれども、今申し上げました私の町づくりの基本的な考え方、そういうところに基づきまして、一つは震災の翌年、平成24年でありますけれども、復興計画とあわせた、いわゆる第5次の総合計画を継続しております。

そういう中で、総合計画の基本的な理念、これについては「やさしさとふれあい」、そして「復興と進化」するということ、これまでなってきたということでもあります。

そしてもう一つ、地方創生計画におきましては、今私が述べた、いわゆる町づくりの考え方と、そして総合計画のもとで、いわゆる通勤に便利、住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住の町を目指すとした地方創生の計画であります。そういう中で、今回のまちの駅かんかんてらすということでもありますけれども、地方創生総合戦略の事業の一つとして、国から地方創生にふさわしいということで事業が認められまして、現在、改修工事が進められているということでもあります。

このまちの駅のかんかんてらすにおきましては、一つは町民及び来訪者が気軽に立ち寄れる、そういった共有スペースを設けていきたい。2つ目は、駅前の周遊と地域のコミュニティーの拠点としていきたい。そして、3つ目が、町のにぎわいを創出する、そういった施設

であると。そして最後、4つ目でありますけれども、町の観光情報の発信の施設として利用していきたい、そんな施設につくり上げていきたいという考え方であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 町づくりの基本姿勢と申しますか、その辺について、ただいま町長からご答弁をいただきました。

大半の話題にもなっております田んぼアート、10万人超えまして、通算で。本年は3万人を超えました。町づくりの大いな一翼を担っているのかなというふうに考えております。このかんかんでらすがオープンすると、ここで先ほども交流時間と交流人口というのもお話し町長から出ましたけれども、交流人口、それから滞在時間がある程度見込むことができるというふうに考えられます。

以前にも私、一般質問させていただきましたが、田んぼアートの有料化については考えていないということであります。これは前にも申し上げましたが、有料化というのはお金を取ってまるっきり町に入れるという考え方ではなくて、お金を払った分は商品券みたいな形にして、かんかんでらすとか町内の飲食店とか、そんなところで使えるようなそんなシステムは考えられないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

有料化ということでありまして、ここについては、運営する人たちも田んぼアートを始めて6年になったと。そういう中では、当初24年には5,600人、現在は3万人を超えていると。

そういうことで、これまでも先ほども言いました根拠と改善ではありませんけれども、今までの数字、町外からとか県外からとか、そういった数字もとってございます。そういった観点からすると、今後の10年を目標にすると、当然、数字が多くなったということでありまして、有料化ということについて担当課のほうには指示をしております。その方法等については、これからいろんな面で協力基金になるのか、どういうふうになるのかわかりませんが、いずれにしてもそういった方法で有料化的なことを考えていきたい。そしてさらに、有料化となる際には、町の活性化につなげていくことが大事なんだというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） やはり3万人の方々が、特に外部の方が7割、8割というふう

うなこと、町外の方ですね、ということを見ると、このかんかんてらすがオープンして、ここでの経済効果ということを考えてときに、やはり来た方にお金を落としていただくという、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、こんなことも当然考えていかなければならないのではないかなというふうに思うわけでありましたので、質問をさせていただきました。

次に、かんかんてらすの運営に関して、一般会計からどのぐらいの歳出を見込まれるのかお尋ねいたします。これはオープンしないとなかなかわからなくて答弁しにくい部分もあるかなと思いますが、あえて質問させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

数字的には、ちょっとまだ今新年度の予算を、査定をこれからするという状況であります。その中において、今担当課のほうではいろいろと考えてございます。その中で、いわゆるいろんなことをこれもやりたい、あれもやりたいとそういうことで多分、担当課のほうでは挙げているということでもありますけれども、やはりあの、そういったこともできないということもありますので、やはりできるところから始めると。そして、それを先ほど言った進化ではありませんけれども、進化するようなそういうことで、徐々にその対応をしていきたいという、そういうことで必要最小限から始めて、そしてそれを改善しながら進めていくということをしていきたいという考え方でご了解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 実態のない中での歳出なのだというのは、ちょっと野暮な質問だったのかなという気もしますが、あえてお伺いをさせていただきました。

いずれにせよ、オープンしてよかったと言われるようなかんかんてらすの施設運営をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、遠藤町長は、平成22年6月に町長に就任され、「降りてみたい」、そして「歩いてみたい」、「住んでみたい」鏡石をモットーに、7年半にわたり町政運営に携わってこられました。この間、就任わずか9カ月目に1000年に一度と言われる東日本大震災が発生し、以降復旧・復興に全力で行政運営に取り組んでこられました。町の復興のシンボルと言われた鏡石第一小学校、そして児童館、児童クラブの建設や除染についても、近隣町村に先駆けスピーディーに手を打たれたことは言うまでもありません。常に町長の口癖のように言われていたのが、ピンチをチャンスにとの気概で行政の進んでいく方向性をしっかりと見据え、頑張っってこられた事実は、申し上げるまでもないと思います。

現在、遠藤町長は福島県の町村会長として中央はもとより県内全域を回られ、ご活躍をさ

れており、町村会長の残任期間は2年強と伺っております。大変な重責を担われていることと思われま。後援会からも3期目への出馬要請があったと聞き及んでおりますが、町長の改選まであと6カ月と認識しておりますが、3期目への挑戦についてのご決意のほどをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私の町長就任、2期目ですけれども、残り6カ月になりました。そういう中で、1期目の就任後、ただいま申し上げているような被災ですね、就任9カ月後の3月11日、あの東日本大震災が発生しました。そういう中で、本町も大きな被害を受けました。そして、町も多くの町民の皆さんも、その震災復興に努めてまいってこられました。

そういう中で、現在では、原発事故による汚染土壌が本年度3月末までには、仮置き場から全量を中間貯蔵施設に搬出される予定であります。また、残るのは第一小学校の敷地内に保管の汚染土壌を搬出するのみというふうになりました。この新年度早々には搬出を予定しているということです。そうしますと、風評被害を除きまして、何とか復旧・復興、そして除染作業が完了することができるということでありま。

我が町は、原発事故に対しましてもいち早い段階で、いわゆる地震発生後の3月29日、町負担での学校用地あるいは農地等の調査を実施しました。調査内容についてはセシウムの数値はもちろんでありましたが、8日ごとに半減期とされる子供の、いわゆる甲状腺がんに影響があると言われるヨウ素、今では消えたヨウ素と言われておりますけれども、このヨウ素の数値まで調査を行いました。ヨウ素の調査は本町のみだということでありま。

そういう中で、現在のところ、原発事故による健康への影響は考えにくいとされてはおりますけれども、本町におきましては、震災の3月11日の本町の住民であったことの証明、いわゆる表題として原子力災害被災者支援に係る証明書として、20年、30年後も証明書として発行できますというふうにさせていただきました。

また、原発に関しては町内全域の250メートルのメッシュで226カ所の線量調査を行い、これまで3回実施し、現地対策本部にその数値結果を報告をいたしました。

そして特に、先ほど議員から言われたように、全壊となった第一小学校の改修については消費税が5%から8%に変わろうとする3カ月前と、震災の3年後の平成26年の1月31日に完成することができました。校舎の本体の工事費だけでも3%の消費税といえますと、約4,500万円の節約ができたということでありま。

そしてもう一つは、震災によるピンチをチャンスと捉えまして、今申し上げました第一小学校の校舎改築を初め、第一小学校の放課後児童クラブ、そして災害公営住宅と、そして鳥

見山多目的広場とテニスコートの人工芝生ですか、あとはふれあいの森の公園の遊具等の事業にも取り組みました。

そして、あわせまして教育環境の整備としまして、老朽化した中学校校舎の大規模改修を行うことができました。本町は、早い復旧・復興ができましたのは、町民の皆様、そして議員の皆様のご支援とご協力があったからというふうに思っております。感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私の公約であります先ほど言いました「駅に降りてみたい」、そして「歩いてみたい」、「住んでみたい」町づくりとして取り組んでいるわけでありますけれども、これまで田んぼアートの観覧者も10万人を超えて、そして、単年度では3万人を超えている。そして、駅東の土地区画整理でありますけれども、第1工区もほぼ完成をしまして、住宅が建ち並び始めました。そして今、先ほどの質問の中にあつた鏡石のまちの駅かんかんてらすということで、現在改修工事を進めているということでもあります。

そういう中で、町長就任、2期7年半でありますけれども、その大半が震災復旧の対応をする中で、ただいま申し上げましたとおり、ピンチをチャンスとして各種事業にも積極的に取り組み続けてまいりました。この間、いわゆる公約に掲げた取り組みについて3つ挙げるとすれば、一つは種をまくことができた。これからについては、さらにしっかりとつくり上げていかなければならないというふうに感じております。もう2つ目は、種をまかなければならない、そういったものについてはこれからしっかりと種をまいていく必要があるというふうに考えております。もう一つ、3つ目は、町として長年の課題となっている議案につきまして、引き延ばすことなく、その解決あるいは、その解決のための道筋をつける必要があるというふうに考えております。

先日、私の後援会からも、ぜひ3期目の出馬要請をといただいたところでございます。また、多くの支持者からもご支援をいただいておりますところでもございます。

そういう中で、まずは残された任期を全うするとともに、その負託にしっかりと応えるためにも、6月以降も、引き続き全力で町政の陣頭指揮をとってまいりたいというふうに考えて取り組んでおります。そういう中で、議員の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、ぜひ町政に対する私の私見というふうにさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君。

○5番（菊地 洋君） 大変強い3期目への大変前向きなご決意をお聞かせをいただきました。

ここで話は変わりますが、冒頭で申し上げました、南三陸町の震災時の際の戸倉小学校の校長先生の対応について申し上げたいと思っております。

消防署や職員会議での避難場所は、学校の屋上と当初指定をされていたそうではありますが、地元出身の教員の、地震が起きたら津波、津波が起きたら高台へと、幼少から教わってきたことを校長先生に進言したそうでもあります。校長先生は、真剣に避難経路、避難場所について学識者などに種々相談をされ、最終的に決定されたのが、宇津野高台へ避難というふうに決定をされたそうでもあります。結果、地震により屋上へ上るシャッターが自動閉鎖、隣接する保育所の子供たちの避難場所も、小学校の屋上と指定されていたそうではありますが、小学校の児童たちと一緒に宇津野高台へ避難をしたと。同行していた児童、教師の全員がこの高台へ避難したおかげで無事であったというふうなエピソードをお伺いをいたしました。

ここで、校長先生の現場を知り、現場の声を聞き、状況を分析した結果、この決定を下したことが、とうとい多くの生命を救うことができたと思います。これが決断というところで大変大切なところなのかなというふうに思います。

今後残された遠藤町長の町村会長としての期間を、福島県並びに鏡石町の大いなるアピールをしていただき、重責を全うされることを望み、また進化する鏡石、町民のための町づくりに町長の座右の銘であります至誠天に通ずとのことを胸に、後援会の皆様のご支援をもとに、ますます頑張ってくださいますことを心よりお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、菊地洋君の一般質問は、これまでといたします。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） おはようございます。10番、今泉文克でございます。

ただいまは、1番目の質問で、菊地議員のほうから3期目に向けた町長の力強いお話がありまして、我が町政に新たな一步を踏み出すのかなというふうに、また期待をするものであります。

そのような町でございますが、我が鏡石町議会も、過日県町村議長会から優良表彰を受け、9月定例議会以降多くの議員研修がありました。その中で特筆すべきは、岩瀬町村議長会、鏡石と天栄の両議長が、以前の韓国、ソウルに続いて、9月19日から21日までの3日間、台湾、台北市の輸入品販売を視察し、国際的、グローバル化の鏡石町議会となっており、自慢の優良議会となっております。

国際的には、社会主義国中国の尖閣諸島問題、北朝鮮の核やミサイル開発など、隣国からの大きな脅威問題であります。また、技術大国としての日本の有名ブランドであります東芝

あるいはシャープなど経営の不振、東レ、三菱などの品質検査問題と、思わぬニュースが流れております。

我が鏡石が、冬の寒い寂しい時期になるきょう、福島元気、応援CM大賞では、キッズタウンかがみいしが優秀賞に輝き、その頑張る子供たちの姿は、町を明るく、次の時代、町づくりの礎となることに期待しておるところでございます。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

第1点は、高齢者の医療、福祉対策について伺います。我々戦後生まれの団塊の世代が高齢者となり、現在の高齢化率が、町は25%から一気に今後増加することが予測されます。しかし、町の計画では、高齢化率が50年には29%ぐらいというふうなことで予測しておりますが、人口の増加とか、あるいは団塊の世代が高齢者に入ってくると、大変な問題になるんじゃないかというふうに考えられます。

そこで、我が鏡石町の高齢化率の現状、そして今後の推移予測は実際のところどのように捉えておられるのか。また、その対策の町の高齢者医療、実は、この「また」という以降が、私の質問の中では関連してここにつながるものですから期待しておったんですが、議会運営委員会において（2）番の項目に変更されてしまいました。この私の質問に対する議会運営委員会の変更は、質問内容の変更を求めるものであって、質問者に対する指示では全く的を射ない対応でございます。個人的なプライバシーや、あるいは他人の問題を指摘するようなことであれば、議会運営委員会で質問内容の修正を求めることも可能でしょうが、一緒につながって、今回のように高齢化率の現状、それから推測、予測、そしてそれらに対しては福祉、健康との今後の対応はどのように計画されているのかというふうな、つながった質問になります。その辺をお伺いいたしまして、最初の質問を終わります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

65歳以上の人口が、その人口に占める割合であります高齢化率については、住民基本台帳の数値によると、平成29年10月1日現在で町の総人口が1万2,735人に対しまして、65歳以上の人口が3,317人となっており、26.1%となっております。現在、策定中の第7期介護保険事業計画の推計値によりますと、平成30年10月に26.4%、人口が1万2,685、65歳以上が3,354、平成31年10月には27.2%、人口1万2,626、65歳以上が3,439人、さらに平成32年10月には27.8%、人口が1万2,562人、65歳以上が3,487人、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年10月には29.4%、人口が1万2,156人、65歳以上が3,579人という推計をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 平成37年、あと8年後くらいですか、には1万2,156人というふうな人口だそうでございますが、現実に我が町の人口は、これから減少を続けるだろうというふうに、これは日本内においても推測されるところでございます。

そうなりますと、約3割近くが高齢者というふうなことになりますと、非常に高齢者の医療費あるいは福祉対策、こういうものが重要性を帯びてきます。現在、町内の医療機関の受診者は、圧倒的に高齢者が多くて、老後の健康の重要性というものを強く感じることでございます。この後期高齢者医療、それから介護保険などの費用の増加が、今度どんどん拡大すると思います。これから高齢者の健康、体力づくりや医療研修、相談など、年間を通して計画するべきではないかと思うんですが、そのような計画はお持ちでないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、高齢者の予防医療や健康対策について、全町民の健康づくりの指針となる鏡石町健康増進計画、食育推進計画を平成27年3月に策定し、高齢者の健康寿命延伸への主体的な取り組みや、自身の健康状態の把握、改善などを支援し、健康増進への効果的かつ計画的に図られるよう、健康環境課において各種施策を行っております。

また、高齢者の福祉対策については、同じく27年3月に策定した鏡石町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、福祉こども課において各種施策を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 計画が策定されてはおります。しかし、それが系統立て、まずつくられているかどうか、これ具体的な事業の内容、それから年間のそのようなことをきちっと一覧のような形にして、やっぱり町内の各家庭に配布をして、いつの時点でどのような高齢者あるいは介護と福祉関係の事業があるのかということ、やっぱりもう少し町民にわかりやすくなるような表なり、あるいはそういう配布物をつくってやる必要があるではないかと思うんですが、それらについてはどんなふうにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 先ほど申し上げました健康増進計画においては、全ての町民が健やかに生き生きと暮らすため、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組む

ための目標と対策を定めております。

高齢者への医療や健康の具体的対策として、高齢者の健康管理については、その基本となる国保特定健診や後期高齢医療健診、各種がん検診などの総合的な健康診査事業などを初め、健診結果のフォローと目的の健診指導や、健康運動教室の実施や生活習慣病の理解と予防について正しい知識を学ぶための専門家による各種セミナーなどを開催し、高齢者自身の健康状態の把握と健康管理への心がけの高揚が図られるよう、事業を行っております。こういった各種事業については、その都度、町の広報紙や各個別のチラシを作成しながら、住民に周知を図っているところでございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 事業のその都度の広報なり、パンフレットとかというお話でござい
ますが、やっぱり1年間を、この時期にはこのような研修をするんだとか、あるいはこのよ
うな事業を行うんだというふうな、一つのやっぱり町民に対する明確なものが私は必要であ
ろうというふうに、先ほども申し上げましたが、そのようなものを今後検討されることを願
っているところでございます。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は老人介護、今後、今もそうなんですが、核家族化あるいは高齢者世帯だけの増加、
それから地域コミュニティーの縮小が、今非常に大きな問題になっております。そのような
観点からすると、在宅介護の難しさが非常に多くなって、各家庭で高齢者を見るというのが
昔と違った視点で考えられております。

我が町には、特別老人ホームが2つ、そしてグループホームが3つほどですか、あるわけ
でございますが、この特別老人ホームへの入所は、今受け入れ少数の問題で、鏡石は50の少
ない入所、前もお話ししたんですが、これは経営の内容から言うと、100床のホームが一番
経営上はいいだろうというふうなことがあるんですが、なかなか、要望はしておるんですが、
現在のところ牧場の朝は100、デイサービスも含めてですが、あとそれから鏡石の鏡石ホー
ムは50ということで少なく、150の対応しかできておりません。しかし、鏡石町は約4,000
戸近くの戸数があって、それで老人の比率がだんだんと25から29まで拡大する、なおかつ
核家族化で勤めたりいろんな条件があって、高齢者の介護関係は難しくなってくるというこ
とが考えられます。

現在それで、我が町の特老への入所希望者、待機者というんですか、それは現在何名くら
い今おられるのか。そして今後、特老ホームへの入所希望者が拡大します。町及び岩瀬管内
あるいは周辺において、これらの新しい特老ホームの新增設の計画はあるのか、あるとすれ
ばどのような形でいつころにそういうものができてくるのか、それらをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度4月現在の県内の特別養護老人ホームへの鏡石町町民の待機者につきましては、県の調査によりますと53名であります。また、鏡石ホームを営営します岩瀬福祉会所管の特別老人ホームの待機状況をお知らせしますと、鏡石ホームが251名、長沼ホームが239名、天栄ホームが236名となっております。町内にありますもう一つの特別老人ホームである牧場の朝では、151名が待機していると報告を受けております。

平成28年3月に、町内に地域密着型サービス事業者であります認知症グループホームが新たに施設整備されました。前述のとおり、依然として多数の待機者がおります。今後、待機者の対策としましては、現在策定中の第7期介護保険事業計画で検討しているところでございますが、民間の力を活用しながらサービス付高齢者住宅等の整備を行う団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年までには、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 老人ホームへの入所希望者が、これは重複していると思うんですが、単純に今言った数字を計算すると870とかぐらいの大変な数になってきてしまいます。現実には200から300くらいの方々の中であるのかなというふうに感じるところでございますが、やっぱりこれは以前からすると、かなりやっぱり入所希望者が拡大しているというふうに、私は感じられます。

それで、新增設計画というのは全然現段階では町内のあれにはないし、それから三、四年前に長沼ホームが拡充するというふうなお話がありましたが、これも立ち消えになってしまい、非常に残念に思っております。鏡石は、これ50床というふうな姿でありますから、やっぱりこれは100床にして経営の安定と、それから、待機者に対する安心感、そういうことが町であり、行政であるかと思いますが、そのような件で、改めて増設計画というものを今後お持ちになれないのか。あるいは、前はそこに住所を移さないとい入れないというふうなことがあったんですが、そういうことの解消はできないのか。鏡石ホームに入るためには、鏡石のそこに住所を持ってこなくてはならない、あるいは、町内にいなくてはならないというふうなことがあったそうでございますが、よその市町村に住所を置いたまま鏡石ホームへ入ることは不可能なのか、それをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

現在のところ、増床計画というものは持ってございませんが、今ほど申し上げましたとおり、待機者数については報告のとおり、51名の方が町内におるのは現実でございます。そのような方につきましては、地域密着型サービスということでは、今後期待されます高齢者のサービス付高齢者住宅等も考えられます。そういった地域密着型の施設というものを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、住所の件につきましては、今、特別老人ホームに入る場合は住所を移すというふうになっておりまして、形態でありますと、その特定の方が入るということでございますので、公益的な入所という形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 増床計画はないというふうなことでございますので、非常に残念に思っております。これらが今後、希望者が拡大する、あるいは高齢化が高くなるというふうな先が見えているのに、このように計画がないというのは、どうも行政としてのちょっと大きな問題点ではないかなというふうに私は感じるところでございます。

それから、特老ホームの住所、これは特老ホームの中で決まっているんですか、それとも法律で決まっているんですか。ある特老ホームに行ったらば、住所は旧市町村にあっても特老ホームは受け入れておりますというふうな、そこに住所を置いたまま入所していただいておりますというふうなお話も伺っておりますので、それはどのようなホームの入所基準なのか、あるいは国で定める入所基準なのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） お答え申し上げます。

住所の件につきましては、国が定める基準に従いまして、特老ホームに入る場合には住所を移すという形になっておりまして、負担につきましては従前の住所地の市町村が介護保険料のほうも負担をするというふうな形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 非常に不安な中でございますが、これからの介護保険あるいはそのようなことを拡充されるように、今後期待をするものであります。

去る11月15日でございますが、私ども議会の産業厚生常任委員会で、埼玉県鳩山町の地域包括ケア事業の取り組みを視察研修してまいりました。内容は、昨日の産業厚生常任委員長、古川委員長の報告に記載されております。行って見てびっくりした状況でございます。昨日も話がありましたが、人口1万4,000、高齢化率が40%、それが一気に1万人の人口がふえて、それが全て30年後には高齢化率70%というふうな形になってしまったと。現在、

介護保険の比率が17%ですか、埼玉県で下から2番目ということなのですが、それは高齢者が多いのですが、介護対象者が少ない、ちょうどまだ介護対象になる前の人たちがたくさんおいでになるというふうな鳩山町の東京圏に通勤する場所の抱えている大きな問題でございます。

我が鏡石町も、そういう意味では、ある意味で類似した点が随分あるのかなというふうにも感じてきました。今後、鏡石町もこれらについては、先ほども言いましたが、非常に高齢化対策というのは重要な件であると思います。

そこで、私は埼玉県の鳩山町の総合包括センターというのを拝見しますと、たくさんの施設を1カ所に医療関係、そういうふうな通所介護、それから訪問看護とか、あるいは健康を維持するための高齢者による週1回のボランティアが実施する体操。この体操はちょうどその日にやっておったものですから見ましたら、150名から200名くらいの同年代の方々が集まって、そこで健康体操をしたり体力づくりをしたりということで、その運営は今申し上げましたがボランティアによって行われていると。

そんなふうにして、少しでも医療にかかわる経費を下げようと。それから、健康な体力を維持しようということで、この施設を特老ホームとか、それからデイサービスセンターとか、医療施設とか、それから今言ったような体力づくりの施設とか、そういうものを1カ所につくられました。これは10億ほどかかったそうでございます。しかし、町の一般会計からの持ち出しは5,000万ということで、はっきり言って大変驚きました。確かに、敷地は学校のやはり1万4,000いたときの小学校が、2校あったのが1校になったものですから、その1カ所ががらがらあいたものですから、その学校の跡地を利用して地域包括ケアセンターというふうな形で福祉健康多世代交流複合施設ですか、とかというふうな名前でもってやられておりました。これには私もびっくりしました。

やっぱりこういうふうなことで町民みずから健康を維持しよう、あるいはその、何か体調が悪いときはその医療でちょっと処置、診察してもらい、町内の医療機関で健康を維持するとかというふうな、こういうふうなことがあったものですから、こういう総合包括ケアセンターのような施設を町は考えるべきだろうというふうに思いますので、考えられないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、高齢化の進行に伴い、町の医療、福祉の分野におきましても、これらを集約した新たな施設の整備を進めることが重要であると認識をしております。

町の医療、福祉の総合センター施設の建設については、以前も健康と福祉の複合施設の施

設整備についてご質問をいただいているところであります。仮称ではありますが、健康福祉センターについては復興町づくり計画に位置づけされており、整備目的といたしましては、1つ目は、町の区域が東北本線により東西に分断されているため、駅西側の町の庁舎、第一小学校を中心とする防災拠点のほかに、駅東にも公民館、中学校、老人福祉センターと一体となった総合的な防災機能を備えた施設を整備するため。2番目としまして、分散化、老朽化した町の公共公益施設の機能増進、住民サービスの利便性向上のため、福祉、保健機能の集約化をにらんだ施設を整備するためとなっております。

今後、具体的な導入、機能等について、類似施設を参考にしながら、財源等も含め関係機関や関係課と連携を図り、施設の建設計画に向けて協議をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足してご説明申し上げます。

わが町の保健センター、ご承知のように2カ所ございます。1つは、旧診療所、そして成田の保健センターということであります。そういう中で、皆さんご承知のように、わかるとおり、本当に保健センターの体をなしていないというふうに私も思っているところであります。

そういう中で、建物をつくるという言葉ももちろん大事ではありますが、先ほどの質問等にもございましたように、健康で、いわゆる介護にならない、そういった対策というものは、これから大きなことになるのかなど。そういう中で、たまたま職員であります都市建の課長から、農業新聞という中でこんな中身がございました。これは11月3日付でありますけれども、農業者は長寿で元気だと。これを見ますと、いわゆる、これは早稲田大学の名誉教授の発表でありますけれども、農業者の平均寿命が、非農業者よりも男性では8.2歳、女性で1.6歳長いと。そういう中で、75歳以上の後期高齢者の医療費でも、農業者の方が約3割少ない、そして農作業の健康効果を指摘している、そんな中身であります。

そういうことで、農業と非農業者の関係で、そういうなかで、ひとつは、農業と、ほかには家庭菜園、きのうもNHK、テレビで筋トレが老化を防止するということが課題にもなってくるということでもありますし、現在、我が町では食生活改善ということで、ハッピーイーフトプログラムも始めている。そして今後ですね、都市から田舎へということで油田計画ということもして、健康づくりに取り組む、そういう中で、鳥見山公園の中にはウォーキングコース、これは鳥見山公園ばかりではなく、とりあえず鳥見山公園にウォーキングコースを設置をしたと。さらには、駅前の旧岩農跡地のマレットゴルフ場がございます。こういったことも含めて、さらには地域でもサロン事業がございます、こういったものを統合した中で、

いろいろなことが組み合わせることによって、健康長寿の町づくりはできてくるのかなというふうに、そういうことを考えているところです。そういう中では、当然先ほど言った総合的にある施設こういったものについては、大事なんだろうというふうなことを、この後での質問も多分そのような方向で質問をされるんでないかというふうに思って、一言申し上げながら、その必要性をまず申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） ただいま埼玉を見てきた結果を一部伝えたところでございますが、非常にこれから重要な施設なんだなということを私なりに、あるいは委員全員がそのようなことで感じておりました。

また、総務常任委員会は、宮城県の松島町の防災センターのほうを視察された石田沢防災センターですか、見てきて、ここは道の駅と併設されていて、しかし買い物客の車は、駐車一台もなかったとかというふうな報告もあったものでございます。

そうしますと、この防災センターの設置等の必要なかと思いますが、とりあえず役場とか、あるいは公民館とか、そういうところでのフォローが鏡石町としてはやっているとはいえないかというふうにも思いますので、防災センターよりもこういうふうな高齢者の包括ケアセンターのようなものの設置を、町民が今一番求めているんじゃないかというふうに思いますので、特に鏡田なんかはサロンを何年もやっております、非常に地域の方々が40名、50名集まり、そこの中で会話があって、地域コミュニティーがあって、そして地域おこしなり、あるいは運動会や体操なんかもやったりして、非常に健康に向けても取り組んでおると。やっぱりこれが、町の中でもこのサロンが今、各区でもつくられるようでございますが、やっぱり非常にいいことをやっているなというふうに、私は地元で見て感じております。

それでは、次の大きな2番の町長の政治姿勢について伺います。

先ほど、菊地議員からも政治姿勢があったんですが、また私は私なりに町長にお伺いいたします。

平成22年度の1月15日に、遠藤町長は鏡石町長選出馬の決意表明をされました。同年6月から鏡石町のトップとして7年と半年を経過しようとしております。その間、東日本大震災や東京電力原子力発電所事故の重大事件があり、町づくりのプランが根底から見直さざるを得ない状況になり、大変なこの数年間であったかと思えます。

先ほども話がありましたが、ピンチをチャンス、ある意味ではそれは全くのそのとおりであったと思います。現段階も幾らかいろんな復興にかかわる補助なり対応策の交付金が出ておるところでございますが、それらをどのように使うかということが町づくりの大きなポイントになったのかなと。周辺の市町村、あるいは福島、宮城、岩手の市町村を見ましても、こ

れを一つの新しいスタートとして地域づくり、町づくりが今進んでいるところを見ますと、非常にこの差というのは大きいなというふうに感じられます。鏡石町は、時の政権、民主党や外務大臣、玄葉光一郎先生の絶大なるご支援があり、町は立派に立ち直りました。

しかし、町長の平成22年5月の選挙公約があったかと思えます。2期8年間の最終年度における公約の実態の総括は、町長としてはどのように捉えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、22年、先ほど1月15日と言いましたけれども、2月15日であります。そういうことで、今おっしゃっていただきましたけれども、そういう中で、私も先ほども言いましたように7年半という中で、当初の選挙公約等がどういったことだということでもありますけれども、まず1期目のスローガン、これは「人にやさしく」、「花の咲きほこる」、進化する我が町をつくっていきたい、そして2期目のスローガンが「やさしさとふれあい」と、そして「復興と進化」を基本として町民一人一人が幸せを実感できる、笑顔あふれる町づくりを実現しますというところであります。

そういう中で、私の町づくりの基本的な考え、そして町としての取り組み、先ほども申し上げましたとおりでありますけれども、根拠と改善、これは進化をさせるという意味であります。町民にとって希望であるべきだと、そういったもので仕事に当たるということであります。

1期目の就任後9カ月で、あの東日本大震災が発生をしたということでもありますけれども、この町の復旧・復興に全力を尽くしてまいりましたけれども、同時に選挙公約をした内容についても災害によるピンチをチャンスと捉えまして、復興事業とあわせて着実に進めることができたというふうに私は思っております。そういう中で、第一小学校を初めとしまして、一小の放課後児童クラブ、あるいは災害公営住宅、鳥見山の広場の人工芝生等々がございます。そういうことで教育部門においても、あわせて老朽化した中学校の校舎の大規模改修も行うことができたということでもあります。

もう一つは、財政の健全化、これについて申し上げますと、特に実質公債比率、平成21年度においては20.7%という実質公債比率で、多分そのときの県内59市町村の中ではワースト2、3だったと思えます。そういう中で、28年度においては10%ということ10.7ポイントもマイナスになっていると。半分以下になったという、そういった改善がされている状況でございます。

そういう中で、それこそ、さらには田んぼアート、そういうことも含めて、私は、震災の

中であってはしっかりとやってきたつもりだというふうに、今は思っております。そしてさらに、先ほど言いましたように種をまいたものを、これから種をまかななければならないもの、そして長い懸案となっている職務について、しっかりしていくということに、今そういう状況になるのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） ただいま、この8年間の総括として、二、三かいつまんだ中での答弁でございました。

実は、7年半前に町長が立候補されることのパンフレットを大事に私はとっております。持っているのは、町の中でも数少ない何人かの宝くじみたいなものかなと思っておりますが、ここに記載されております公約、それから総決起大会等の新しい風、そして選挙広報というもの、これらをずっととって、どのようなことを町づくりに向けて対応するお考えなのか、そしてそれが町民にどのように期待され、喜ばれる町づくりになるのかということ、日々私なりに注視をしていたところでございます。

しかし、ここには15ほどのいろんな町長報酬の30%カットを初め、人材育成、学校教育の充実、幼児教育の支援、生涯学習支援、健診充実、健康・教育相談、子育て支援、高齢化対策の充実、町長公用車の廃止、目的基金の確立、農業・商工業の振興と後継者対策、個人住宅の投資、町内関連業者の支援、このようなものがずっと羅列されております。その中で見ていくと、まだまだこのやり残したことが山積しているんだなというふうに、今振り返ると感じるところでございます。

町長報酬の30%カットは1期目だけの約束で、2期目は確かに一言も言っていなかったですよ。だからこれ、戻ったんだと思うんですが、しかし1期目、遠藤町長を推した人たちの中には、30%カットして町づくりにその財源を充てたというふうな強い期待もあって、町長報酬カットはあるんだというふうなことが頭の中にはあったかと思うんですが、それがいろいろ財政事情の件等もあるんでしょうが、なかったと。だから、このようにたくさんの公約を羅列されておると。これをやっぱり、残り半年の間、あるいは3期目にこれを対応するんであれば、どのような考えで、これを具現化するか。こういうふうに公約することは簡単なんです、いろいろな諸条件が整わないと、これが完結されません。

ですから、これらについての具現化する方法、それらの自分なりの目標なり、あるいは私が今述べた、こういう項目の今後の対応、それらについてのことをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、議員が並べられた私の公約という部分についておっしゃられておりましたけれども、いずれにしても先ほど言いましたように、種をまいたもの、まだまかななければならないもの、そして懸案事項、そういうことを申し上げました。こういった中でありますけれども、一つ一つ申し上げればいろいろあるんでしょうけれども、今教育現場においても当然学校教育支援学級についても支援員を配置し、教育委員会には指導主事の配置も、いわゆる割愛、県の委嘱の先生を配置したと。そういった等々もございます。そういう中で、さらにしっかりと教育も含め、財政も含め、その財政も先ほど言ったように、実質公債比率も現実に10ポイント下がったということでありまして、基金等についても財政事情、いわゆるお金がなければ当然仕事はできないということにおいては、基金もしっかりと積みました。さらには、繰上償還もさせていただきました。

そういうことも含めて、その量とか大きさは違うかもしれませんが、私は一つ一つそういったもので取り組んでまいったつもりであります。今後も、そういう中で100%にはならないかもしれませんが、その100%を目指しながらしっかりと、今後も対応していきたいと、そういうふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） 細かい点を町民はたくさん求めておりますから、それを100%は難しいと思うし、約70%いけば、私は大成功じゃないかなというふうには思っております。しかし、1期目にこれだけの項目を考えておられて、町民に伝えてきましたから、やっぱり町民はある意味では期待をしております。そのようなことも念頭に置いて、これからの町づくりのトップとしての運営にご努力することを願うものであります。

それでは、2番目の町長就任以降、この辺、前の1番とちょっと関連する部分もあるんですが、7年間で自分がやってこられて、それでたくさんの自分の夢があったと思うんです。しかし、それらが達成されなかった、あるいは新しい問題が生じてきたということもたくさんあると思います。1000年に一度の大震災の後ですから、特に。あるいはまた原発というふうな世界的に考えられないようなことも起きたわけですから、幾つかの新しいことに気がついてるかと思いますが、そのような気がついた点、あるいはこれからそれをどのように解決していったらいいのか、考えがあればお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほどいろいろ町づくりについての考え方を申し述べました。そういう中で、特に行政の役割として大切なこと、2つを申し上げるとすれば、いわゆる町民が健康で安全・安

心して暮らせる町づくり、これが1つ目であります。2つ目は、特に子供も大人も、そして先ほど言われた高齢者も、男性も女性も生き生きと元気に活躍できる、そういったものにつながる、そういったことができる環境をこれからつくっていく必要があるのかなど。そういうことであります。

あと、欠けている部分ということについて一つだけ申し上げますと、いわゆる先ほど議員が質問されたような、健康づくりの拠点となる、そういったことが大事なのかなというふうに考えているところであります。

以上を申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

○10番（今泉文克君） それで、ちょっと私なりに重要な点というんですか、それを二、三かいつまんでお話というか、質問をさせていただきますが、現在、庁舎新築基金が8億になろうとしております。ことし今年度終われば、これ8億を超すと思うんですが、これの使途予定というんですか。やっぱりこれ、8億をポンとここに、宝くじは10億ですが、積み重ねておいても、これは確かに金があることは安心なんでしょうけれども、やっぱりやることがあれば、そういうふうな部分に運用して、庁舎はとりあえず、これは前にも耐震整備工事設計までやって、地盤調査をみんなやって、そして設計を何十万もかけてやったけれどもチャラになりましたから。これはこのままで行くんだらうというふうに解釈するところでございますが、この8億の基金、あるいはそのほかの基金も含めてであります。この8億の基金のまず今後の使途、新庁舎をつくるといってもなかなか大変な話になりますから、それがまず第1点。

あとそれから、公共施設が80カ所町内にあります、建物とかそういうのが。これらの更新とか補修の計画ですね。それが、今回のように温水プールの大改修、そしてぽこっと出てきたコミュニティセンターの大改修、そして二区集会所も見えなくなっていましたけれども、これを今後新たにどんなふうなところにつくっていくのか。

あとそれから、陸上競技場も先ほどもちょっと話が出ましたが、芝生がかなり傷んでおりまして、いろんな大会が開催、主要な大会ですね。やっぱりせっかくあれほど立派な3種公認の陸上競技場をつくられたんですから、やっぱり我が町を代表する施設でありますから、地域の方々あるいは県南地域の大会が鳥見山陸上競技場を使ってやっておられますので、教育的見地から3種公認を取るのか取らないのか、あるいは取らなくても、改修はぜひとも必要な状況になっているだらうというふうにも感じられます。

あとそれから、先ほどもありましたが、田んぼアート、これ年間今現在どのくらいかかっているか、職員の人件費も含めると3,000万近くにはなっているんじゃないのかなというふうにも思うんですが、それから、かんかんてらすも、これ今回2億円に近づく改修費を計上

している、やっているわけがございますから、これらの大きい事業の今後の運営費というのは先ほどもありましたが、非常に心配したり、あるいは町民に対する負担が生じるだろうというふうに思いますので、これの早急な計画の作成というものが必要であろうというふうにも思います。そのようなことが今、目の前にあるものですから、その辺を改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

庁舎基金の使い方ということですが、まさにそのとおりでありまして、今まで積んでも、先ほど申し上げました内容ですが、この庁舎についてはしばらくこのような状況の中であると決定をしたということでもあります。そういう中で、先ほど言われた防災機能も備えた健康福祉センター、そういったものもある。そういう中で、いわゆる財源として庁舎の一部となり得るそういった施設でありますので、そういうところに一部を使わせていただいて、必要な健康づくり、そういった部分について庁舎の一部として使わせていただきたいなというふうに考えているところであります。

あと、二区の集会所などについては、既に取り壊しが終わったその部分に、建設を現在予定をしているということでもあります。

あと陸上競技場、これもご指摘のとおりであります。そういう中では、先ほど言いました基金ということでもありますけれども、これもですね、21年のいわゆる牧場の朝、スポーツ文化振興基金、こういったものもございますし、それから文教施設については、特に21年からになりますと、約1億5,300万ほどはこの期間の中で積み立てをしていると。結局、そういった中で積み立てをしながらきているという、そういった方針に基づいてしてございます。そのほか基金全体、例えば財政調整基金、さらには減債基金、新都市整備基金、工業団地基金、さらには今言ったスポーツ文化基金、そして文教施設基金、合わせて6つのこの基金について言いますと、21年が合わせて4億5,000万、28年度末現在で11億という、そういったことで約6億5,900万上積みをしてあると。そういう中でしっかりと基金をためながら、そしてしっかりと使うときは使うとそんなことでやっていきたいということでもあります。

あと、田んぼアート、さらにはかんかんてらすの運営費ということでもありますけれども、田んぼアートについては協力金なり、そういったものでしっかりと新年度によってはしていきたいということでもあります。かんかんてらすも当然最初から大きいということではなくて、しっかりと地に着いたなかから始まっていくと、そんな考え方でございます。

先ほどの公約の中の一つにもありましたけれども、町長給料30%カット、これの分について申し上げますと、1期目の就任の公約の中で30%にさせていただきました。ただ私が思った

部分は、いわゆる条例改正の前の多分83万程度、それから30%というふうに、そういった考え方で30%の公約でありました。しかし、その前に条例で10%という前町長の中で減額をされたと。それから30%にしたと。そういうことで、2期目についてはその中間を報告したと。いわゆる30%程度ということもあわせてさせていただいたということをつけ加えたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合で、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 昼食を挟んで午後に入りましたが、町長の政治姿勢について、3問目に入らせていただきます。

我が町は今、一大事業としては、すぐわかるように駅東第1工区の、第一駅東の開発でございます。これが、計画策定から30年を経過しようとしています。非常に我が町の事業にとっては大変な事業が今行われていて、そのうち第1工区が終わろうとするということは、随分前に進んだかなというふうにもこう感じております。

そこに対する住宅の造成ということでは、新たな住宅の建築を目指す若い方々、あるいは終の住みかをつくる方々、期待していると思います。

それに伴うところの町づくりが当然必要であります。しかしあそこは、余りにも壮大過ぎて、当初、今もそれは残っていると思うんです、その駅東185町歩という考えられない当時の計画でございましたが、そのうちの56ヘクタールが着手、あるいは計画開発に入っております。そんな中で、相当の事業費が計画されますが、現在第1工区が終わろうとして第2、第3工区に入ろうとしております。そうしますと、当初60億からの事業費が50億まで減額にはなったところでございますが、やはり何だかんだすると、最終的に60億くらいかかってしまうか、あるいはそれに新たに今鳥見山西に水道事業、上水道が設置されようとしております。これについても50億を超す、すごい我が町の1年間の一般会計の事業計画でございます。

そうしますと、これだけでもう100億を超してしまう。新たな公共施設の維持管理、あるいは町民の医療福祉、教育問題、いろんな施設とかそういうやつ改修、そういうことも考えますと、財政的にやっぱりかなりきつい内容で、交付金の減額も今度は出てくると思いま

すので、心配されるところでございます。

そんなところで、我が町の町税は15億くらいでございますが、今後、これらの大きな事業を踏まえ、あるいはそれに附帯する事業、そして住民福祉等も考えていくと、大変な財政の確保、これが重要になる。担当課の力量が問われるところだと思います。

これらの多くの事業がありますが、まず何からやっていくのか、大事だと思うんですが、財源の確保、これは町税だけではとても足りません。そのような観点からして、いろんな助成金、交付金等も相当頑張らなくちゃならないと思います。

トップセールスがこれを採用すると思います。先日8日の日も、東京にいましたらば、吉野復興大臣が来まして、ただいま遠藤町長さんとか、隣の矢吹の野崎町長さんに4号拡幅のことで要請を受けましたと。一生懸命それに向けてやっていきますというふうなお話をされておりました。私からも何とかお願いしますというふうな、言葉だけだったんですが、お話をしたところでございますが、そのような財政の確立ということに向けてどんなふうにご考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今質問がございました、いわゆる駅東のデータに関する経緯を含めて、どうするのかということ、特に、財政面でどうするのかということでありまして、まず、駅東の185、そしてもう一つは、以前ありました高速道路周辺の110ヘクタール、合わせますと町全体の1割のイメージである、そういう計画で壮大な計画で、まだ30年近くですか、計画されたということでありまして、いずれにしても、あの時代とは大きく違うということがあります。

そういう中では、この185ヘクタールについては当然、私は見直しをするということではないかというふうに思っております。

駅東第1工区、56ヘクタール、この中には、町が先買いした用地が合わせて10ヘクタールあるということでありまして。これも一括したところであればよろしいんですが、ばらばらになって点在していると。そういうこともあると。

もう一つは、当然56ヘクタールは、市街化区域だと。平成22年に市街化区域されて17年くらいになるというそういう中で、特別、市街化区域になると、ご承知のように、農地であっても税金がほかの農村地と比べ物にならなく上がってしまうという、そういう用地になっているということでありまして。そういう中で、ことし、ほぼ第1工区約10ヘクタールについては完了するということでもあります。

そういう中において、3工区については、先ほどご質問があったように、いろんな公共施

設、特に健康福祉、そういった部門の力を入れるという、そういう中からすると、この3工区について、まともに展開しなければならないということでもありますので、この3工区約12.6ヘクタールでありますけれども、これについては、来年度からしっかりとしていく必要があるというふうに考えております。

この財源ということでもありますけれども、これは特に財源についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えておりますけれども、最初に言いましたように、財政調整基金等も含めて、基金等も以前とは違いまして、貯えも多少つけてきたということでもあります。いずれにしても、積んでから使うというのが普通でありますので、そういった考えのもとにしっかりとしていきたい。

そして特に今、南部工業団地については、議会の皆さんからご協力いただきながら承認をいただいて、繰り上げ償還をさせていただきました。約3億4,000万ということでもあります。

この南部工業団地については、以前は3,000万ほどを毎年お支払いをしておったわけでもありますけれども、繰り上げ償還によりまして、本年度からについては、28年度からはいわゆる賃貸料が、あの南部工業団地から約4,300万が入るということでもあります。

前は3,000万は使えないお金、今度は4,300万は使えるお金になったということでもありますので、そういったものを活用しながら、この駅東については、しっかりと対応していきたいなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 基金もかなりの額がある、それから、新たな南部工業団地の土地の使用料、これが入ってくると。

非常に前にやっていたやつが今、今度は実になってきているというようなことでございますが、そういう観点からすると、財政的には大丈夫だというふうな今、町長のお話でございますので、そのような対応に向けて町民が求める町づくり、そして、住んでよかったと言える町づくりに向けて、一歩ずつ執行と議会と町民と、ともども歩むことを、これから期待するものでございます。

幾つか大きい質問をさせていただきましたが、それが実現、具現化するように心から祈りまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 次に、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員、自由民主党鏡石町議会議員会長の吉田孝司であります。

議員就任後、公約どおり、一般質問に毎回登壇させていただいておりますが、今12月定例会で、連続通算10回目になります。

さて、10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙では、ここ福島3区から、我が自由民主党公認の上杉謙太郎氏が、見事初当選を飾ることができました。また、私の縁戚でもあります無所属の玄葉光一郎氏も当選され、何と2名の代議士が誕生する結果となりました。私としましては、これは大変喜ばしく思います。地元からの代議士が2名となり、地方と国とのパイプ、中でも国政政権与党とのパイプが構築できるということは、我が町としてもその恩恵を十二分に期待できるのではないかと思います。

今や、地方創生と言われる中で、全国の各地方自治体は、独創的なアイデアを出しながらも、しのぎを削ってその財源を競い合っている中、やはり地元からの国政与党代議士の誕生は、皆様もご存じのように、かなり大きな意義を持つところであります。

今後は、町長初め町執行部の手腕を問われてくるころではあります。我が町の発展のために国からのさらなる財源移譲を目指し、私も国政政権与党に属する者として、我が町と国との調整役としても尽力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ気軽にご相談いただければと思います。

さて、同じく10月30日には、埼玉県上尾市においては、ごみ処理施設の入札に関する予定価格を漏らしたなどとして、公契約関係競売入札妨害などの疑いで、市長及び市議会議長が相次いで逮捕されることとなり、我が国の県政史上、地方自治の長い歴史にあっても、極めて悪しきゆゆしき事件が発生いたしました。

これは、我々地方政治家としても、しっかり他山の石として、政治倫理の徹底に努めていかなければなりません。

しかし、そもそもこの問題の元凶がどこにあるのかよくよく考えてみれば、それは政治家個人の資質や倫理の問題というよりは、むしろ執行機関である首長と、議決機関である議会とから成る二元代表制が、有名無実化して崩壊するばかりか、さらには、あろうことか首長と議会との間に蜜月の関係ができ上がってしまっていることに、現在の我が国の地方自治において大きな問題があるのは、明らかなことであります。

我が町においては、決してそのような事態が発生することがないように、議会議員もみずから襟を正すだけでなく、議会は議長を代表者とする合議体として、執行部である町長以下町職員の方々とは是々否々、いわば対等の関係で接していかなければならないと思っております。

その意味では、我々議会議員も各個人の不断の努力が必要なのはもちろんではありますが、町職員の方々におかれましても、公務員は全体の奉仕者であるとして、自主性、自立性のある職務遂行をぜひともお願いしたいと思っております。

また、10月12日に行われました町制施行55周年記念式典では、我が町からの選出である斎藤健治福島県議会議員も挨拶を述べられ、その中で、我が町の税金を減らすべきである、我が町独自で減税はできるとの考えを述べられました。確かにそうなんです。これこそまさに地方自治であると私は考えています。

町長は、かつての私の一般質問答弁の中で3割自治とおっしゃったかもしれませんが、地方のことは地方で決める、町のことは町で決める、それを我が町においても進めていかなければなりません。それこそ地方自治の原点であり、さらには地方分権、地方主権、そして地方創生であるのではないかと思います。

それでは、前置きはこれくらいにいたしまして、今回の一般質問を始めさせていただきます。

今回はいつもより増して一般質問の数がかなり多く、他の議員の質問内容と重複するところもございますので、適宜割愛あるいは順序変更等させていただきながらも、物事の核心に迫るような質問を展開させていただければと思っております。

そのため、ここで町長以下、ご参集された執行部の方々にお願いがございます。

今後、検討しますで質問を終わらせるようなご答弁は、少なくとも私に対してはしないでいただきたいと思えます。

ここで、我々議員に質問や提案されることは、執行部としては既に検討くらいはしてはいけないこととございます。そのような逃げるような答弁では、具体的に前向きで建設的な議論にもなりません。そのような答弁ではなく、全ての町民誰もが聞いてもわかるように、わかる、わからない、やる、やらない、できる、できないといった極めて簡潔明瞭な答弁を求めていますので、その点はしっかりご留意いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、第1の質問に入らせていただきますが、先ほど申し上げました、10月に執行されました第48回衆議院議員総選挙でございます。

先ほど申し上げましたように、ここの鏡石町を含めます福島3区からは代議士が2名誕生したと、1名ふえたわけであります。そういった状況を鑑みまして、町長は、この結果、あるいはその状況を鑑みて、今後、どのような政治を行っていきたいかということとあります。

もちろん、先ほど菊地議員、そして今泉議員の質疑に対して、町長も今後3期目を目指して頑張られるという所信を表明したと考えておりますが、そういった中で、国との連携、あるいは財源の確保といった面からも考えますと、今回の選挙結果は、うちは極めて大きな意

味があるんじゃないかと、何度も申しますように思っております。

そういった中で、町長は財源移譲、あるいは国との連携という中で、どのような政治を行っていくのかということ、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁を申し上げます。

この10月22日に執行されたいわゆる48回の衆議院議員選挙の関連でのいわゆる国との連携ということで、今回の選挙においては、自由民主党を中心とする与党が圧倒的多数の議席を確保したということになりました。

いずれにしましても、国との関係におきましては、いわゆる地元選出議員が与党か野党か、私は、にかかわらず、日ごろからさまざまな機会を通しまして、これまでと変わらずに国への要望活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

例えば、一例を申し上げますと、国道4号線のいわゆる久来石から矢吹インターまで、これについてはしっかりと与党を通じて、国土交通省に私も行きました。また、野党の中でもやはりいろんな役職の中で、それを通じて、事務方のトップにも会うことができました。そういうことで、与党・野党にかかわらず、そういったことでしっかりと町の考えを訴えながら、対応していきたいという考えであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 町長のお考えは、わかりました。

そういう中で前もお話があったと思うんですが、今もお話しも私も申し上げたとおり、地方創生の時代、石破さんがそういう調査で大臣になって、今も地方創生の時代が続いているわけですが、先ほども申し上げましたように、財源、確かに3割自治というのはたしかに今4割自治という言葉があったりしています。せいぜい4割なんですよ、3割ないし4割。財源の問題。

そういった中で、やはり国から地方にお金を引っ張ってくる、国はばらまいているという表現もしますが、ある意味地方のアイデアがあるところにはお金を出すというふうに言っているわけです。

それがいいかどうかはわかりませんが、ただそういう状況の中で、地方としてはしっかりとアイデアを出してお金を引っ張ってこなくちゃならないという中において、例えば今町長さん、あるいは議会のほうとしても陳情活動、ようやくと国会議員に出ると思うんですが、例えばですが、国の例えば何々省、例えば国土交通省のどここの課長さんとか、あるいはそ

ういう室長さんとか、そういう方々と我が町との職員の方々、その交流を持つ勉強会と申しますか、あるいはそのお願いも含めての勉強会になるんでしょうけれども、そういうものを、いままでこれあったんでしょうかね。あるいはそういうものを積極的にされたという実績みたいなのはあるんでしょうか。

その辺についてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁を申し上げますけれども、国とのいろんな関係において、直接やり取りをしたということ、職員がです、ということは余りはないんじゃないけれども、いわゆるそういう中でも、ある面の仕事の中ですね、直接国の機関の中に電話を入れてお聞きするとかそういった部分については当然幾つかはあるということでもあります。

先ほど申し上げましたように、私自身も昨年、いわゆる国土交通省の道路局長と実際会いながら、2時間ほど懇談をしてみいました。それも含めて、これからもしていきたいと、機会があればしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどから申し上げたとおり、今回これ以前から町長が与野党関係なくということで、心構えでされておられたので、今回改めて代議士が2人ふえたということで余り大きな変化がないのかもしれませんが、やはりそういった方々も仲介と申しますか、その間に入っていただきながら、国とのパイプの構築、こういったものをぜひ進めていただきたいなというように思います。

私としてみれば、窓口がやっぱり今回の選挙を受けまして、ここの鏡石も含めて福島3区は窓口が一気に開けたような、そういう感じがしているんです。

なので、ぜひとも、町長さん、もちろん議会もそうです、あと、職員同士と申しますか、そういった方の連携と申しますか、密接なやり取りをしていただいて、できれば顔の見える関係を構築していただいて、国からの交付税あるいは交付金等のお金が、こちらの鏡石町でいただけるような体制と申しますか、そういうような市政づくりをお願いしたいと思っています。

その点についてご答弁いただけますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今回、3区の中には与党・野党ということで当選されたという。そう

いう中で、吉田議員も自由民主党ということで政権与党の党であるということでもありますので、その辺は議員がおっしゃるとおり、議員としてもしっかりと与党につないでいただくということを、逆にこちらからお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

微力ながら尽力したいと思います。

さて、（2）の質問に入らせていただきますが、小さな丸が幾つかついておりますが、ある程度くくりながらご質問させていただければと思います。関連のあるものはくくりたいと思います。

まず、今回の選挙を受けて、そしてなおかつこれまでの選挙を、国政選挙、地方選挙全部含めての考え方と言ってもいいと思うんですが、今回の投票率はどのくらいだったのかということ。

実際今回の投票率についても数値は私持っているんですけども、前回の投票率あるいは昨年行われた参議院選挙とか、そういう選挙もあるでしょうから、直近の何回かの選挙との推移を教えていただければいいかなと思います。

そしてなおかつ、今回の選挙を、やはり選挙管理委員会等がやはり選挙の啓発運動とか、町職員の方が選挙事務を実際には選挙管理委員会のほうがされるんだと思うんですが、その投票率が向上するためにつくった施策はあったのかということについて、以上2点、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔「失礼しました、選挙管理委員会事務局長」の声あり〕

選挙管理事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、48回の衆議院議員総選挙の投票率でございますが、48回については59.67%、前回の47回が56.47%で46回、平成24年が62.23%、ちなみに、昨年の参院選は60.83%という状況になってございます。

ちなみに、衆議院議員総選挙につきましては、昭和の代は中選挙区、平成8年度になってから、8年の第41回からは小選挙区比例代表ということで、年々投票率は低下しているというような状況だと思われま。

次に、第48回の今回の投票率の向上の施策でございますが、今回、解散後すぐ選挙という

ことで、特にこれまでと違った施策はやってないというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうしますと、例えばこれ、マメタイムスとか阿武隈時報の記事私くり抜いて、関連するもの持ってきているんですけども、例えば有権者の方々が選挙とか、あるいはこのわれわれの議会とか、国政もありますし地方議会もありますし、あるいは政治です、国政、地方政治ともに関心を持つような活動、これについて今町で行ってきたような活動、事業です、そういったものがありましたら、ちょっとどういうものがあつたかということをお教えいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔「失礼しました、選挙管理委員会……」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 総務課長でいい。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の選挙管理委員会におきましては、ご存じのように人数もそれなりしかいないというような状況で、白バラ会のご協力を受けながら、各スーパー等で啓発活動をしてきたのが、一番の啓発運動でございます。

それ以外につきましては、18歳参政権がありましたように、学校等の啓発もしたというようなところでございまして、特に目立った実績はないというところでございます。

なお、投票率の向上につきましては、期日前投票所をもっと違う場所にとすることがほかの市町村ではありますけれども、町におきましては、小さな町だということでございますので、その辺のところ、まだそういう段階ではないのかなというような感じで、話しているところでございます。

もちろん今後、選挙率の向上につきましては、町の選管だけでできる部分については限られているということで、あと、これまでの選挙の投票率を見ますと、当然ながら、選挙における争点、町民や国民が関心がある内容かによっても変わってくると思いますので、その辺のところ総合的に勘案しながら、町のほうでおきましても投票率の向上には努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 考えてなくてやってください、ぜひ。先ほどの話じゃないですけど

もね。

さて、これ参考までにお聞きしますが、これ須賀川、別に他の市町村のまねしろというわけじゃないです、何回も言うように。これ須賀川の例だと、例えば、家族そろって選挙に行こう選挙クイズとか、須賀川選挙川柳というふうなものをやったりして、子供から大人までが要するに関心を持つ、あるいは子供が大人になったときに投票に行くような行動、それが当たり前だと思うような行動だというふうに考えてもらうための活動をしているみたいなんです。こういうことは、ある意味、そんな経費かけなくてもすぐできるようなことだと思うんですが、こういうようなことについては、どう思いますか。

検討しますではなくて、どう思うかということで結構です。私はやる気があればできるものだと思っているんですけども、この辺についてはどうお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今、2番議員がおっしゃったように、できるものについては、当然ながら須賀川市でできて鏡石でできないこともないと思いますので、まずできるものから進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） よろしく申し上げます。

さて③の質問、これ昨日も質疑の中で聞いたんですが、今回、選挙公報が鏡石町の町民の方、これ行政区ちゃんと入っている人です、何回も言いますけれども、届かなかったということがありまして、きのうその実態、その事例をお示しいただいて私も納得したんですが、この選挙公報の入る状況について、きょう傍聴に来ている人もいるでしょうから、もう一度どういうことがあって、ふだんの、普通こういうふうに配られて、実際今回はこういうことが起きたということ、もう一度説明していただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

選挙公報につきましては、国政選挙については、投票日の2日前までに配布するとなっております、これまでと同じように、行政区を通して配布をさせていただいた。町の選挙管

理委員会では、10月16日です、月曜日、各行政区のほうに配布をいたしました。

ただそのときに、高久田区だけ配布を忘れてしまいまして、すぐ気がついて、19、木曜日に再度、高久田区のほうに配布をしたところでございます。

なお、高久田も含めまして、行政区さんのほうでは、区長のほうが班長のほうに配布をして、班長さんがポストに入れるか、さらには回覧等で配布をしていくというような状況でございます。

なお、当然ながら、行政区配布ですので、行政区に加入していない世帯については、極力班長さんをお願いはしている状況でございますけれども、それ以外については、県の広報、インターネット等の利用、さらには、町の選挙啓発等でお知らせをしてみたいというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう状況です、説明いただきましたけれども。

そういう説明、これ見ますと、やっぱりきのうも話したように、選挙公報ばかりじゃなくて、公報物、町の配布物です、公の配布物が、配達されないというのはゆゆしき問題ですけども、配達される、あるいはそれに時間がかかっているような、あるいは何人もの人の手間をかかっているような感じがするんですよ。

今、ある意味、インターネットで私も町の公報とか見たりできるようになったのわかるんですが、そうすると、ペーパーレスの時代だからそういうのなくてもいいのかなという考え方もあれば、やっぱりお年寄りの方とかは、やっぱり紙のものがなくちゃいけないと。

そうすると、やっぱり、いずれにしても二本立てでいかななくちゃいけないのはわかるんです、そういう中で、やっぱりそうするとどこが工夫したらいいかという、やっぱり配布する手段をもう少し簡単な方法ないのかなと。もちろん費用対効果の面も考えなくちゃならないのですが、もう少し人が何人もかかわるような配布の仕方じゃなくて、もう少しシンプルに各家庭、各個人はという感じじゃなくて、各家庭、少なくとも各世帯に渡せるような方法、何かしらないかなというふうに思うんですが、例えば、ほかの全国の先生にも私ちょっと調べたわけではありませんけど、何かいい方法、検討しているものとかは今のところないでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員の質問にご答弁申し上げます。

ただいまありましたように、広報誌、当然ながら全世帯にお配りしたいと。一番手っ取り

早いのは、やはり郵送するのが一番なのですが、これだとやはり経費がかさんでしまうということがございまして、また、区長会、毎月区長会を実施しておりまして、その辺のところも、区長さんらとお話しながらやっているような状況だと。

ただ、どうしても毎月配布物が多いというような区長さんからの苦情もございまして、必要なものはなるべく配布させていただきたいとお願いしているところでもございますけれども、今議員がおっしゃられたように、この辺の課題は以前からありますので、今後も他の市町村を参考にして、勉強してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、先ほどおっしゃったように、郵送が確実だし、経費かかるけれども確実だしだと思うんですが、人によってはやっぱり郵送してもらって82円ですか、あるいはもう少し大きいんでかかるかもしれないけれども、お金やっぱり払っても送ってもらいたいという希望もやっぱりあるかもしれないですよ。

もちろん、それだけの、もらうだけの価値がやっぱりここ鏡石にはないといけないということも、これ前提でありますけれども、しかしそういうふうにしてでもやっぱりもらいたいと、ちゃんともらいたいという人もいるでしょうし、あるいはやっぱり町民の中には温度差がばらばらだということもあると思いますので、その辺は町民のニーズをしっかりと聞いていただきながら、やっぱり手元に渡るような配布方法をしっかり考えていただきたいと。

今の方法でいいのかどうかの検討に加えて、さらにちょっと少し何か手が加わった、改善されたような方法を目指していただきたいと思います。

さて、④の質問ですが、選挙のたびに、これ、私もらったことはないんですけど、投票済み証明書というものが発行されるんだと思うんです。私、もらったことないんです。だけど、これについて、今、町の今回の選挙、あるいはこれまでの選挙でどういうふうな取り扱いされているのかなと、あるいは実際にもらっていく人、発行状況はどうなっているのかなということをお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

投票済み証明書については、法的根拠はないんですけども、全国で約半数弱ぐらいが発行しているというような状況でございます。町の選管におきましては、投票者が欲しいということであれば、証明書の発行を実施しているところでございます。

なお、今回の48回におきましては、発行状況は2件というような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今発行状況2件、今回の選挙では2件ということでしたが、その目的みたいなものまでは把握されておられるでしょうか。

住民票とか何か印鑑証明とかとるときに下に目的を書くように、やっぱり目的を持ってそういったものをとりに来る、わざわざとりに来るんでしょから、何かその辺まで踏み入って確認といいますか、そういう理解、町の当局では理解されておられるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問、ご答弁申し上げます。

今回の投票済み証明書の請求には、理由を書く欄がございませんので、はっきりこういった目的だということはわかりませんが、会社で必要だというようなものが町のほうで多いのかなと認識しております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういったことを踏まえすと、（3）の質問に実はなるんです。

これ選挙を通してとあるんですが、これあるところの自治体の例を参考にそれ勉強して、私思ったんですが、この投票済み証明書を積極的に逆に発行している自治体もあつたりするわけです。

先ほど、全国半数で発行しているという実態の状況を伺いましたけれども、逆に積極的に発行して、これを有効活用していると。例えば有効活用の事例としては、その投票済み証明書を持っていると、恐らくこれ商工会とかそういう、何ていいますか、商店の組合とかそういうところに加盟しているところの商店の割引だったりとか、あるいはポイント制だったりとか、そういうふうに変換できるとか。そういうことをやっている自治体があるんです、言いかえれば、選挙というのは、町がやる政策ではありませんけれども、町が委託事務でやらされるようなものではあります、結果的に町の中の商店が発展したり、あるいは活性化につながるようなものだ、私はできると思っています。

そういった中で、そういうふうな、これは私は先進でいい事例だと思っているんです。なぜならば、何でかと言ったら、町としてお金かかんない。選挙済み証明書の紙の発行分ぐらいだと私は思うんです。そういったもので、町内の活性化、それこそきのうの、私も修正案

出しましたけれども、中小企業の小規模企業の振興にはお金かかんないでできます。こういうものについて、どういうふうに思っておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

選管局長。

○選挙管理委員会事務局長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国で半数弱が発行している中で、今おっしゃられたように、その証明書を持っていくと、町内の商店街で割引になったりというような事業をされているというところであります。ただ、その部分については投票に関して、投票をしたことによって何かの利益を受けるというようなことについては、賛否両論あると聞いてございます。

当然ながら今議員がおっしゃったように、証明書によって割引サービスをしたりというような活性化もあると。一方では、投票は個人の意思によるべきであるというような傾向の方法もあります。さらには、選挙啓発と営利活動は分けるべきではないかというような議論もありますので、その辺につきましては、他の事例を参考にしたいとは思いますが、選挙管理委員会の中でも、そういった議論、今のところ出てきておりませんので、今後、委員会の中でも協議しながら、できるものについては他の関係課と協議してまいりたいと。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今おっしゃったとおりだと思うんです。確かにそういう新しいもの、特にあるいはほかの先進例といいますか、それを持ち込んでやろうと思うと、最初は反対です。

やっぱり現状維持というのが我々人間の大原則ですから。議会の議員必携の中にもあります。何でもそうですけれども、現状維持なんです。現状維持が原則だと。

変えるときにはやっぱり大変な勇気もあるし大変な苦勞も必要だし。もちろん今おっしゃったように賛否両論あるんですよ。

でも、何でもかんでもやるにしても、賛否両論ある中でこうやっているんですよ、我々は。だから、やっぱりぜひ、今回これまで議論されてこなかったということなものですから、これ以上は突っ込みませんが、ぜひその議論の中に入れていただいて、そして賛否両論出していただきながら、やるのかやらないのかというのをはっきりしていただきたいと。

やるのかやらないのか考えるのはいつまでもできます。しかし、答えを出さないと。やらないと言ったらやらないでいいんです。そういう答えを出してもらいたいような、前向きなスピーディーな議論を選管の中でもお願いしたいと思います。

いずれにしても、これ以上、これは賛否両論確かにありますから、難しい議論ではあるん

ですが、そういう先進事例もあるし、なおかつ、選挙の投票率がよくなるかどうかわかりませんよ、実際にこれ。

ただ、だけれども、町づくり、あるいは町内活性化に資するような一つの石になるんじゃないかなと思ったので、私はこういうふうな話題を出させていただきました。

ぜひ検討いただければと思います。

次、2番の質問に移ります。

我が町における河川災害対策についてでございます。

まず初めに、10月22、23日、先ほど申し上げた選挙の前後に来ました台風21号、その台風21号によって我が町はどのような災害を受けたかという、その実態を教えてくださいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

台風21号につきましては、10月6日発生した非常に強い台風であったと。10月23日午後3時に温帯低気圧に変わったという経過でございます。

本町におきましては、23日の午前7時過ぎに最も接近しまして、大雨暴風の各警報が発令されましたが、本町におきましては、大雨だけで洪水警報は発令されなかったと。

被害状況につきましては、河川の増水、氾濫等に伴う被害はなかったと。河川以外におきましては、倒木6カ所、道路等の冠水10カ所、これに伴います道路の通行止め5カ所、小規模なのみ面崩壊6カ所、そのほか、東北自動車道への倒木に伴います交通事故が発生しております、人間2名が軽傷を負っていると。さらに農作物につきましては、リンゴが0.8ヘクタールで約10%程度の落下があったと。学校におきましては、10月23日振りかえ休日でありまして、中学校を除きまして、小学校と幼稚園を休校したというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その後、私も自分の地元の生まれ故郷の成田です、阿武隈川の堤防のところ見てきました。そうしたら、区長さん、あるいは職員の方々が、役員の方々が、ポンプの上げ下ろしと言いますか、水が幾らかこう水揚げが悪くなったんで、ポンプをあけたら閉めたりを、その前の晩からやっていたというような話も聞きながら見てきたんですけども、あそこは私も昭和61年のときに見ていましたけれども、それからやっぱりずっと気になりますけれども、水が上がるのがやっぱりおっかないんですね。

これはいつになっても水との闘いがあるし、やっぱり幾ら基盤整備というか国土整備というかされたとしても、やっぱりちょっとそういうふうなトラウマみたいな部分はあるんです。

やっぱり雨が多目に降って、台風が来て雨が降って、水が上がるんじゃないかと。私はうちの実家は農業やっているわけではないので、農作物の被害とかまで考えなくてもよかったわけですけども。今その立場で考えると、やっぱり水が上がってきて人的な被害もあれば、やっぱりいずれこの農作物ですか、そういったものの被害もやはり心配だということなんです。

具体的に、これまで昭和61年に、あんな私も経験した、覚えている大水害があったわけですが、あれ以降、近年というのが何年をいうのか、よくわかりませんが、あれ以降、阿武隈川から水が氾濫して、あるいは水がこちら手前が増水して冠水してしまった、あるいはそれによって農作物が被害を受けたというようなものについて、代表的な大きな被害のときに結構ですので、どういうものがあつたかというのを教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

8.5水害、昭和61年にあつた、あれが阿武隈川が決壊して大きな災害があつたということでございます。

その後、代表的には、平成10年かと思いますが、そのときにも2回ほどの大雨、台風の影響で堤防等に亀裂が入って、田んぼ、水田等を含めて被害を受けたということでございます。

直近で言いますと、震災当時、平成13年9月の台風10号、こちら大きな台風でございまして、県内各所でそれぞれの被害を受けたということでございます。

成田地区におきましては、水稻が34.9ヘクタール、被害額にしまして695万5,000、キュウリ、ハウスキュウリも含めてでございますが、1ヘクタール、被害額で256万2,000円、さらには近隣にはイチゴハウスもございまして、そちらが0.85ヘクタール、被害額が403万8,000円ということとなっております。

その後は大きな被害はございませんが、去年の10月の台風11号につきましては、一時期ですが、水田3.2ヘクタールが冠水したところでございます。

ただし、冠水した期間が大変短かつたということもありまして、大きな被害にはなってございません。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後 1時51分

開議 午後 1時52分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういうふうな被害状況を詳しく教えていただきありがとうございました。

さて、その冠水、堤防決壊もありますでしょうし、水はけが悪くなって逆流、大きな川から逆流してくるといのは、いずれにしても冠水するわけですが、冠水する原因及び対策はどのようなふうに講じられてきたのかと。これ歴史的な問題もあるでしょう。

また、そういった冠水、大きな洪水もあるでしょうし小さな冠水もあるでしょうから、そういった場合にどのようなふうな対策が講じられてきたのかということも含めて教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平常時であれば、排水路から阿武隈川に設置してある水門のほうに水が排出されるということになっておりますが、今回のように大雨が降りますと、阿武隈川水位が上昇し、そのために水門をあけておくと逆流しそうだという関係上、水門を閉鎖せざるを得ないという状況に当たります。

そのために、内水面という形で一時的に阿武隈川の手前のほうの田んぼ、水田等に水が入ってしまうと。そこで一時滞留してしまうということなんです。

予防策でございますが、当然ながら、一番は、いかに排水していくかが重要ですが、阿武隈川の水位がいかに早くに下がっていくかと、それに伴って排水をしていくということが一番の条件かなと思っています。

さらには、水田に水が一旦たまった中であれば、大きく一遍に水排水されなければ、ほかの水田等にも影響受けないという形で、田んぼダムという方法もあるんですが、そういう形で一時水を保留するという予防策もございます。

そういうことで対応ができるのかなというふうに考えております

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今内水面の話、あるいは田んぼダムの話を聞いて、そういう対策あるんだなと。

例えばやはりその阿武隈川全体の水の量にも恐らくよるんでしょう、特に上流のです、たくさん降ってくると大変だという中で、国や県のほうでその阿武隈川の流れを変えたりとか、あるいはその用地地みたいなものを考えたり、あるいはダムを考えたり、そういうものの何か、計画みたいなのは何か聞いておられるでしょうか

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今議員がおっしゃられた、部分でありますけれども、これはあの県の河川課、国の河川工事事務所において、いろいろ検討していると。

そういう中で、今年度、調査事業が入っております。去年も会議等、関係市町村との会議を開きました。ことしも、来週月曜日には、河川事務所の所長が参りまして、状況等についてお話しをします。そして、再来週には関係市町村との会議もあるということで、国のほうとして、いわゆる乙字ヶ滝から下流については国直轄、その上流、我が町においては、県の管理ということでありますけれども、国の事業として何とかしていきたいという考え方を持っている。そういう中ではどういう方法になるか、今検討をされているということでもあります。

いずれにしましても、今までの過去の状況からしまして、玉川の堤防を、堰堤を上げる、我が町もまた堰堤を上げると、互いに上げていったんでは、いずれにしても、大きなのが来たときには、決壊したならば、それこそ大きな被害になるということもあるんで、そういうことも踏まえて、ではどうするかということをしかりと国で今考えているということ、ご理解をいただきたい。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、町長おっしゃったように、流域市町村のそれぞれの考え方もあるでしょうから、国がそういったことも勘案していただきながらやっていただければいいのかなというふうに、だと、うれしいなと私も思います。ぜひそういった協議に進めていただきたいというふうに思います。

そして、具体的な対策としましてですが、やはり大きな冠水、あるいは大きな洪水というものに対しては、やはり予防が大事かなと思うんですけれども、幾らかその冠水してしまった、あるいは水があふれてなかなか水はけが悪いという場合に、排水ポンプのようなものを設置してはどうかなんていうふうに素人目で思ったんですが、そういうふうな対策は具体的に実現することは可能なんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） いずれにしても、これ23年の9月にあった状況の中で、私のほうで、国のほうに県のほうに求めまして、いわゆる水の内側から、いわゆる表面だけのルール、のり面ですか、そうやってのいわゆるアスファルトなりコンクリートということだったんですが、私は、そうじゃなくて、三面だと、いわゆる水の内側、そして堤体、そして反対側、なぜかという、水があふれてしまうと反対側どうしてもやられて、崩れて、それがもとなっていていわゆる氾濫するということなんで、いわゆる三面張りということで私はお願いをしたい、そういうことで、多分23年のそのことについては、なんとかもって決壊しなかったということもございます。

もう一つは今質問があったように、仮にいわゆる増水して、内水面になってしまったという場合については、ポンプ、これについても、国のほうに、そういったことでは要望をしております。

また、もう一つは、決壊での成竜橋、これについても消防団が今から見回りして、いわゆる橋の上から、今どんなくらいの水位がなっているかということを確認をするということ、日中ですといいんですが、夜は大変危険な状況になっているという、そういうことも含めて、国のほうに要望をしまして、今は自動です、水位がわかるようになっております。

成田の保健センターでも当然、対策本部となって、そこでもわかりますし、今は役場においてもその水位がわかるようになっているという状況であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういったことで、町長の、町のお考え、これまでのご苦労と申しますか、水との闘いと申しますか、洪水との闘いは、成田地区でも鏡石町としての大きな問題で対策をして来られたということで、ぜひとも国・県そして我が町ということで、一体となって、あるいは先ほど申し上げた流域市町村の協議も含めてやっていただきたいと思っております。

（3）の質問は、既にお答えを承ったとして、割愛させていただきます。

（4）の質問であります。これは以前29年6月、半年前の質問でありますけれども、防災行政無線の難聴地域の把握、これお願いしておったわけですが、難聴地域は把握されましたでしょうか。そして、その難聴地域が解消されたかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災行政無線は、近年はデジタル化ということで、デジタル化の改修のときに、難聴地域等のものが発生するかというような受信調査もしてございます。

ですが、受信調査では、概ね良好だとしても、実際には聞こえないという方がいらっしゃるということで、そういった方には、屋外受信アンテナを今年度4件発注をいたしまして、その聞こえないという世帯については、アンテナ設置の工事を行って、難聴地域の解消に努めてございます。

今のところ、聞こえないというところは、戸別受信機が欲しいということ以外には発生していないというような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これ具体的に話をしますと、さっきの成田の今回洪水といいますか、成田でそういう水の騒ぎが毎回雨のたびにありわけです。

そうすると防災行政無線が活躍をするわけでありまして。ですが、その成田のロケーションとかその無線の位置関係から考えると、どうも成田の体育館が邪魔をして、そのウエンデ、いわゆるウエンデという地名があるんですが、ウエンデの方々が聞こえないと。

あるいは、大体この時期は北風が多いから、その風向の風向き関係で、要するに声が、要するに音波です、音波が風で押し戻されて南のほう流れるわけです、力学的に考えれば。そういうことで、風向きも関係しているから聞こえないんじゃないかという話もあるわけです。これは成田に住んでいる方が言ってきたことなんです。

その辺については、実態をつかんでおられたり、あるいは調整されたりはしたことはあるか、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

受信調査では、特に問題はないんですが、今おっしゃられたように、風向き、または建物によって外では聞きにくいということもありますので、そのような方には、戸別受信機を配布するようなことを進めてまいりたいと考えております。

また、防災無線ですので、何かあった場合には、当然ながらサイレン、さらには消防団が特例として緊急避難を促すということでございますので、それ以前の段階の防災無線の使用途ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 続いての質問に入らせていただきます。

なお、時間がかかり減ってまいりましたので、もう少し進めまして時間がない場合には、議長のお許しをいただいて質問を割愛させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

さて、3の質問であります。我が町における地方行財政、行政、財政の件についてお尋ね申し上げたいと思っております。

今、我が鏡石町議会におきましては、1回限りの特別委員会を立ち上げまして、議会基本条例の策定に向けての動きをしております。

その中で、いわゆる我々の政治倫理に関する項目等も含めた大きな意味での議会基本条例なわけですが、これを全国的に見ますと、そういうふうな動きになっているということは、理解しております。

そしてまた、町執行のほうにおきまして、全国的に見ますと、いわゆる自治基本条例を設けられて、そういった形で進めておる自治体もあるというふうに承っておりますし、我々議会議員ばかりではなく、やはり首長さんあるいは三役等も含めた政治倫理条例を制定しておるようなところもあるというふうに認識しております。

そういう中におきまして、我が町の執行のほうとしては、その自治基本条例や政治倫理条例を制定するお考えはあるのかどうか、あるいはどういうふうに思っておられるのかということでも結構ですので、お聞かせいただければと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

自治基本条例につきましては町づくり条例などと呼ばれておりまして、北海道ニセコ町などが有名でございます。

その内容については、簡単に言えば町づくりの憲法でありまして、自治体の仕組みの基本ルールと言われているところでございます。

自治基本条例につきましては、ことし現在で、全国で約2割というような数字が出てございます。

町におきましては、町民の参加と協働をうたうような、第5次総合計画にありますように、現時点では基本条例の制定は考えておりません。

次に、政治倫理条例でございますけれども、地方自治体の政治家の倫理について規定した条例でございます。職務関連の犯罪での説明責任、有罪判決を受けた場合の問責制度など

が規格、規定されているものでございまして、大阪の堺市が始まりと言われておりまして、現在のところ、約2%の市町村が条例を制定しているというところでございます。

町におきましては、政治倫理の確立のための鏡石町長の資産等の公開に関する条例を制定しているところから、特段今のところ、予定はないというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今のところないというお考え、あるいは全国的な流れもお聞かせいただきました。

先ほど申し上げましたように、我が議会のほうとしても、議会基本条例、そしてその中に政治倫理規程の基準も含めるという方向で今進んでおるんですが、例えばですが、我が議会のほうでそういうふうなものを制定したという場合に、やはり地方政治家として、我々議会議員と、先ほど申し上げたように、首長さん、そして私たち、三役も含めての考えになるのかなと思っはいるんですが、そういったものを、やはり同時あるいはおくれればせながらで結構ですので、足並みをそろえる形をとるのかどうかと、そういう考えもあるのかどうかということもお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、今、総務課長が言われたように、こういった条例については2割、さらには2%、そういう状況だということですので、そういうことも含め、また、インターネットでの調査の中でその動向も見ながら、しっかりと、要は検討ということで、お答え申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そうですね、そういう時期、我々も来ると思ひますので、そのときまでにしっかりと検討していただいて、決断していただければと思ひます。

そして、ことしの6月9日には地方自治法が一部改正されたということで、改正された内容が、見ればこうあるんですが、2つほどありまして、1つは、これ市町村努力義務になるんですが、市町村の内部統制に関する方針を策定するような方法、もう一つは、これまで監査委員は、我が町の場合は2名、そして1名は議会選、議選の監査委員が選出されておったんですが、今般の法改正によって、監査委員は議会議員ではなくてもいいということができ

るというふうな改正がされました。

そういった地方自治法の改正を受けまして、内部統制に関する方針の策定の考え、あるいは議会議員、議選といいますか、その監査委員の選出方法をそういった方向で改めていく考えはあるのかどうか、その点をお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般の地方自治法の一部改正がございました。

その中に、今おっしゃられたように内部統制に関する方針の策定が出てきたと。

この法律改正によりまして、都道府県及び政令都市、20市あるわけなんです、そこに義務づけられたと。

内容といたしましては、自治体職員の不正行為や不祥事を未然に防いで、効率的な事務をしていただくような方針の策定を義務づけるものでございまして、民間企業でいうところの、内部統制方針の策定でございまして、市町村にあつては、今もおっしゃられましたように、努力義務とされているところでございます。

現時点で策定の予定はございませんけれども、今のところ、現行制度の中でやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと。

次の監査委員の選出でございますが、こちらも同じく改正されまして、地方自治法に監査体制の見直しが入りまして、改正前は、監査委員は識見を有する者及び議員のうちからこれを選出するようになってございまして、町におきましては、1名を町議会から選出をお願いしているところでございます。

改正後につきましては、議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとするのとされたということでございますけれども、しかしながら、小さい町で人材もありますので、しょうから、町としましては、引き続き町議会議員の方をお願いしたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今この地方自治法の改正、①のほうは努力義務になっておると。これは現行制度でいきたいということで、検討されているんだと思います。

そして、議員選出の監査委員どうするかということも、これもあるんですが、結構この地方自治法の改正を受けて、議会からは監査委員を選ばないと。今やっている人は別です、ただ新たな時期からは選ばないというふうな動きに出ている自治体もあります。既にそういう

ふうに決めているところもあるようです。

そういった中で、やはり議会議員、そして監査委員というのは、やはりその立場として違うものだ。広い意味で我々は、執行のほうの事務あるいは会計も含めてそういうある意味義務的監査といえますか、そういうふうにはしているんですが、なおかつ、そこから監査委員を選ぶのはやっぱり筋違いじゃないかというふうな意見も、政治学者の中にはあつたりはするわけです。

そういう中で、やはりよくよく検討していただいて、結果的に安易に答えを出すわけではなくて、やはりよく検討していただいて、そういうふうなこの町はこういう方向で行くんだということを決めていただきたいというふうに思います。

さて、質問時間がなくなってきました、もう少し進めて判断します。

我が町の財政運営についてお聞かせいただければと思います。

まず、今時点での我が町の負債の状況、あるいは及び今年度末の負債の状況はどのようになるかということ、会計別に教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の地方債残高につきましては、普通会計、こちら一般会計、駅東特会でございますが、50億7,559万円、特別会計、公共下水道、農集排特会で36億3,727万1,000円、上水道事業で15億61万3,000円、合計では102億4,347万3,000円となっております。

今年度末の地方残高の見込みでございますが、こちらは償還も含めての話でございますけれども、普通会計では52億7,514万3,000円、前年比1,051万8,000円の増。特別会計は、36億7,635万6,000円、1億2,296万2,000円の減。上水道事業については、17億9,150万1,000円。2億4,188万6,000円の増でございます。合計では107億4,300万円、前年比1億2,944万2,000円の増になるものと見込んでおるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今説明いただきましたけれども、これはあれですか、町債あるいはその地方債等の金額ということで考えていいのか、あと債務負担行為等のものの金額は幾らになるのか、もしその辺どうか特にご説明いただければと思うんですが。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） ただいまの数字は、町が事業をする場合に、地方債を使って起債

した総額でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。

さて、我が町のそういう負債と言いますか、そういう状況のある中で、収入はふやしたい、そして支出を減らしたい、実際に使えるお金をふやしたいということが考えかなと思います。

そういう中で、収入をふやすということは、いろいろ聞きたいこともあったんですが、これちょっと割愛させていただきたいと思ひまして、支出を減らすということで、前から私お願いしているのは、封筒です。町の封筒、私持ってきたんです、これ。こういう封筒、茶封筒、後ろきれいなんです、これ。

ほかの自治体、例えば隣の須賀川、須賀川ばかり私、私、鏡石町民です、須賀川の肩持つわけじゃありませんが、須賀川はこういう形で広告入れているんです。いろんな会社が入っていて、ここに書いてあるように、地域経済の活性化と市の経費削減のため、封筒に有料広告を掲載しています。この封筒は上記広告主様の協賛により製作されたものですというふうに書いてありますんで、要するにお金がかかかないでつくってもらってるということなんです。なおかつ、こういう商売が発展する。商売が発展するかどうかは、これまたどうかと賛否両論ありますが、ただ商売発展すれば税金が恐らく入ってくるんでしょうね。行政のほうにも。そういったこともあるんで、こういうふうに行っている自治体もあると。

これまで私2回質問してきたんです、29年3月、28年3月。本当は30年3月にやろうとすればきょう時間がたくさんあったんですけども、もうそろそろ検討いいんじゃないですか。2回検討しますと私言われたんです。28年3月、29年3月。もうやってでもいいか、やるやんないか言ってもいいんじゃないですかね。

これは、お答えをきょうは求めたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） そのことについては担当のほうから答弁をさせますけれども、まず、大きないわゆる流れとして、支出を減らすという、そういう中で、一つ申し上げるとすれば、やはり起債を大きく借りて、後年度で利子も含めて払うという、そういうことからすると、例えば、平成21年のいわゆる一般会計における、いわゆる起債の返済の額。21年で5億7,400万。28年が4億2,100万ということで、この間、1億5,300万、返済金が減っていると。そういうことからすると、封筒と比較するわけではありませんけれども、そういうことも大事だと。

特会においても、21年の返済金は上水道のアピールですが、3億5,400万、28年が2億7,700万、いわゆる7,600万減少。

ですから、普通会計と特別会計合わせまして、2億3,000万減少していると、そういうことがいわゆる支出を減らしてこれを使える金になるということでもありますので、そういうことも含めて、細かい封筒もありますでしょうけれども、そういったことも含めてしっかりと考えていきたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

広告入り封筒の件についてでございますが、近隣では、郡山、須賀川、福島、いわきというように、市では既に実施しているというところのことでございますが、料金になってくるわけなんです、当然ながら封筒の使用枚数が多ければ多いほど、1社当たりの広告料は低くなりまして募集しやすくなります。

当然我が町におきましては、1年ではける枚数については少ないということございまして、どうしても1社当たりの広告料が高くなってしまいうということから、広告会社のほうでも、なかなか触手を伸ばしてくれないというところがございます。

須賀川市の例で言いますと、須賀川市は、提供者の募集は、実際作成する過程で行っているというようなことも聞いておりますから、できないことはないんですが、今言いましたように、広告と封筒、さらにはその広告の広告主の職種によっては、やはり封筒を出しづらい場面が出てくるのかなというような問題も発生したようでございます。その辺を須賀川市は割り切って実施したようでございますが、例えば、ギャンブル系のパチンコ屋の広告が生活保護世帯に行ってしまうというようなケース、さらには葬儀屋さんの広告が老人世帯、介護世帯のほうに行ってしまうというような問題もあるというようなことで、あと今言ったような問題と、あと、枚数がやはり少ないとコストがかさんでしまうというような問題があるということで、これについては、大々的にはなくて、小さい部分から取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 具体的にはちょっと少し極端な例もあったような感じがするんですが、その辺も、選ぶ権限もやるほうとしてはあると思いますんで、そういったものも、どういうふうな企業だったら受け入れられるとか、あるいはやっぱり100%受け入れられるのは難しいんでしょうけれども、かなり普遍的に受け入れられるものであれば許可するというような方向もあるでしょうから、そういったことも考えていただいて、ぜひやってほしいなとい

うのが、私の考えであります。

また、質問に移りますけれども、私もう諦めて、きょう議長がお許しいただけるのであれば、④、⑤の質問と、きょう一番やりたかったんですが、第5の農業の質問は、次回全く同じ質問をするという前提で、割愛させていただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） わかりました。

○2番（吉田孝司君） さて、急いで4の質問を、町の特産品開発の質問をさせていただければと思います。

さて、我が町においての特産品、これ幾つかあると思うんですが、そういった品目、そしてそれらがどのように流通しているのかということ、実態を教えてくださいなと思います。

採算とかいろんなものも含めて、大変な思いをしてくっている人、あるいは売っている人、大変な思いをしているんだと思うんですが、どういうふうな状況にあるのか。また、今よく地産地消ということも言われますし、あとまた販路拡大とかそういう言葉もあるでしょうから、そういった我が町の特産品がどのように流通しているのかということも教えてくださいなと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の特産品でございますが、町の基幹産業であります農産物につきましては、特別栽培米牧場の雫をはじめとした米、さらには全国ブランドにもなっている岩瀬キュウリ、リンゴ、桃、梨、イチゴがございます。

さらには鏡の雫や岩瀬牧場のヨーグルトなどの加工品についてもございます。

米につきましては、米価の動向やその経営規模によりまして採算の確保が非常に難しい状況にあるということをご存じかと思っております。

しかしながら、キュウリを初めとしました園芸作物につきましては、その多くが関東、大阪、の大都市圏の青果市場のほうに出荷されておりますし、さらには、果樹、リンゴを中心でございますが、イチゴなどにつきましては、農家が直接販売するなどという形で採算性が高いというふうにご認識しております。

しかしながらですが、消費動向や農業資材の高騰、あるいは気象状況、今回などの台風もございますが、その影響に左右されてしまうという状況でございます。

町としましても、ふるさと納税の、返礼品として、牧場の雫や鏡の雫、リンゴ、梨、桃、イチゴについて大変人気でございますが、そういう意味では、引き続き農家の活動を後押ししながら、町の特産品としてPRに努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） わかりました。

そういう中で我が町の特産品、一つお酒について。

鏡の雫、私もなかなか仕事柄飲めないんですが、ちょこちょこと飲むときもございます。冷酒です。特別純米酒ということではありますが、私、定義がわからないので教えてほしいんですが、鏡の雫というのはこれ地酒なのかどうかということ。そして、ほかに我が町で地酒ってないんだと思うんですけども、あるのかどうか、教えていただきたいと思うんですが、この辺はどういうふうなお考えか、教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご存じの鏡の雫につきましては、町でつくっているコシヒカリ、牧場の雫を使って製造していることで販売をしているところでございます。

地酒という点につきましては、さまざま、いろいろ諸々ありますが、地元の地域で収穫された米、あるいは水を使ったものでつくられたものが地酒という定義ということも言われておりますが、正式な定義はないということです。

そういう意味では、今回、鏡の雫につきましては、町でとれた牧場の雫を使ってつくられているお酒ということでありますので、地酒という形で当方では認識しているところでございます。

そのほか、地酒はあるかということでございますが、ご存じのように、二十数年前までは鏡石町の鏡田地区のほうに清鏡という酒蔵がありました。

なくなってからはまだないという形で、町内には地酒というものはないということで認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） これ単純な質問に見えて実は意味がありまして、実は聞いているんです。

これ今おっしゃったように、鏡石町で採れた牧場の雫、コシヒカリ、これを実際は天栄村の松崎酒造さんのほうですか、でされているんだと思うんですけども、これを何とか我が町の中でつくる方法はないのかなと。

オールメイドイン鏡石みたいなものの酒の鏡の雫、本当に特別の特別みたいなお酒をつくるような方法、あるいはそういったことを考えられたかどうか、その点、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、お酒をつくるに当たりましては、税務署の許可が必要だということでございます。

そういう形で、酒造の製造免許の取得がまず重要だということがあります。それに当たっては、製造する場所ごとに税務署の許可が必要になりまして、現在は天栄村さんで製造しております。

鏡石でつくるとなれば、当然ながら、製造場所の許可、免許が必要となりまして、その免許も大変厳しい条件が課せられるということでございます。

1つ条件としましては、経営がちゃんと成り立つかということの経営状況も確保されまして、さらには、技術能力はあるのか、そして製造的には環境設備が整っているのか、さらには年間の製造見込み数量についても審査されるということで、大変ハードルが高いものという言い方だと思います。

それから、現在の鏡石町内では、蔵元等がございませんので、現在のところ大変難しい状況というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） なかなか難しい状況だと。

きのうテレビでもやっていたんですが、私も知っている川内村の遠藤村長が、川内村ですけども、あそこもやっぱり米を喜多方の大和川酒造のほうに持って行ってつくってもらっている。ある意味、そういうふうな時代、全然恐らく同じようなパターンだと。うちの町の場合には隣なので、逆にそれでもいいのかなと思うんですが、やっぱりできれば本当は我が町の中でという希望があるわけです。

そういった中で、ちょっと順序変わるんですが、例えば我が町にはその牧場の朝の町鏡石っていうんですけども、恐らくその岩瀬牧場あたりともう少しく連携、あるいはそういう中で、つくってもらったり、あるいはできることならば、岩瀬牧場を町で買い上げて、あるいは公社化して、そういった中でやっていくこと、そういったことも執行のほうでは考えたようなことあるのかどうか、順序変わりますが、お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申し上げます。

岩瀬牧場とのかかわり、これについては、町も相手ともこれからです、変わりなくしっかりと連携しながらしていくということは間違いはございません。

今言われた、買い上げるということに関しては、これは今の財政の状況もありますし、もともと用地そのものが、南は須賀川市、北は鏡石町という、そういう状況ということも踏まえて、それよりもやはり、牧場さんは牧場さんでしっかりやっていただくということが大事なのかと。それについては、いろんな意味で支援をしていきたい。当然今回もいわゆる文化財の指定として指定をさせていただいたということも1つのことでありますので、これからもそういった関係でありたいということをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 買い上げ、そして公社化は買い上げがありませんから公社化は難しいと思うんですけども、そうすると、なかなかこの岩瀬牧場との関係、関係といいますか、片や向こうは民間でしょうから、民間こちらは公ということになると思いますけれども、その立ち位置、これは崩せないのかなと。そうすると、牧場の朝の町という町、これもう全国的に知られているわけだと思うんですけども、私はそこを何とかその我が町の牧場だというふうなものでないと、本当に牧場の朝の町というふうに言っているのかどうかというところ考えがあると思うんですが、その辺もう一度、町長お考えをお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今申し上げましたように、南は須賀川市ということであるので、ただそういう事で言えば難しいかなと。北側については、鏡石町所在するということであるので、そういったことについては、例えば、金額にももちろんよりますし、財政ということもあるんで、仮に安いのであって、財政が豊かであれば、当然そういったことに確保したいという気持ちはあるということでもあります。

そういう中で何とか牧場さんしっかりと連携していきたいという意味合いで、文化財の指定事務所なり、倉庫を指定させていただいたと。そういう意味合いもあつての指定だということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） その他牧場の雫、あるいはきのうから出ていますエゴマ菜種の質問です、（4）はそれを想定しての質問だったんですが、ちょっと時間もなくなりましたので、こういった点は、これもあわせて割愛としたのを許可いただいて削除させていただきまして、ただ、何回も申しますが、次回、きょう質問できなかったことを次回そのまま同じ質問をさせていただきますので、お手間かけないようにしますんで、執行の方々にもご理解をいただければというふうに思います。

残り1分ありますんで、最後に述べさせていただきますが、先ほど、遠藤町長3期目出馬となっていますけれども、そういうふうに承りました。これまで7年半、一生懸命震災等経験されて大変だったと思いますが、今後もそういった強い気持ちで進んでいかれ、またなおかつ県の町村会長という立場も兼ねてされているということもありまして、そちらのほうでも大変だと思うんですが、ぜひともそういった立場、そして我が町の町長として、ぜひとも活躍いただければと思ひまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

一般質問の途中ですが、45分まで休議といたします。

休議 午後 2時34分

開議 午後 2時44分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 畑 幸 一 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 7番、畑幸一です。

第10回定例会において一般質問をさせていただきます。

今回、2人の議員さんから町長の政治姿勢ということで質問が出ました。質問に対して町長の回答は、継続するという強い印象を受けとめましたので、今後とも議員として協力していきたいと思ひます。また、私の親睦団体にも協力をさせていただきたいということをお願いいたします。

早速ですが、一般質問をさせていただきます。

外を見ると冬景色になってきましたが、春の小川のようにさらさらと質問をさせていただきます。また、さらさらではございませんが、排除されない質問をしたいと思ひますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。また、スマレやレンゲのように町づくりの理念と基本理念のうちにそっていきまして、「やさしさとふれあい」の執行部の答弁をよろしくお願ひいたします

風邪を引いているのでちょっと聞きづらいと思うんですが、ご了承ください。

来年は来年とて暮れにけりという句がありますが、ことしも約2週間を残すのみとなりました。ご存じのとおり、天皇陛下が2019年4月30日をもって退位されるとの決定が発表されました。新年号は来年半ばにも公表すると示され、平成時代の31年4カ月で終了することについては、何となく考えるものがあります。

さて、今回、30年度の町の予算が11月に示されましたが、前年度同額の40億円を基本とする案が提示されました。来年3月で7年を迎える東日本大震災は、新しい記憶として忘れない事実です。本町も多大な被害を受けましたが、復興事業もほぼ完了し、将来に向けての目指す町づくりにおいて第5次総合計画、後期基本計画に鑑みる町としての構想と展望について、2点ほど伺います。

財政健全化と運営の概要についての2点を伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行部の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この表題でございますように、財政健全化と運営の概要ということでご答弁をさせていただきます。

財政健全化につきましては、毎年度、決算におきまして監査委員より審査を受け良好であると、そういう中で、28年度決算におきましては実質公債費比率、先ほどもいろいろ申し上げましたけれども、10%で、将来負担比率が27.3%となっているという状況です。これは、実質公債費比率は基準値が25.0%で、将来負担比率は350%を下回っているということでもあります。そういう中では、特に指摘すべき事項はないと、そういった意見をいただいているところであります。そういうことで、当然のことながら、健全な財政にフォローアップをしているところであります。

21年の決算におきましては、実質公債費比率20.7%、将来負担比率が139.4%ということで、具体的に下回っているということでもあります。

そういう中で、これからはしっかりと健全財政、こういったことに努めながら運営をしまいたいということを申し上げたいと思います。ちょっと答弁になっているかはわかりませんが、そういうことでありますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 28年度の決算、財政分析を二、三点見てみますと、自主財源は36.9%、依存財源で63%、中身は交付税に依存しているという中身であると思いますが、実質公債費比率ということは、私が初めて一般質問に立ったときに18.5%ということだったと思いますが、改善されまして10%、2.2%も減少ということでもあります。人件費比率については約十二、三%、将来負担比率については27.3%ということで、もうほぼ改善されているなと思います。

ただ、今後、先行きの不安、不透明な部分も大分あると思うんですが、復興事業、ほぼ完了したということで、町の税収はそんなに望めないんじゃないかと思います。限られた財政、町長が言うように、最大の効果として無駄の削減ということに対してなかなか難しいとは思いますが、限られた財政の中での健全化と運営を要望しておきます。

(2)の少子高齢化対策の取り組みについて伺います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(柳沼英夫君) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では平成24年度に策定しました第5次総合計画、現在は後期基本計画になっておりますが、あと27年度策定した地域創生総合ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、少子高齢化対策に取り組んでいるところでございます。

少子高齢化につきましては、出生率が低下して平均寿命が延びることによって、人口全体に占める子供の割合が低下して、逆に高齢者の割合が高まるというように、全国的な社会問題となっているところでございます。この高齢化が進みますと、今後、社会保障の負担がどんどん増加していくことが懸念されているところであります。

当町におきましては、今年度、15歳未満の子供の割合が県内で1番となって、比較的若い町ではありますけれども、当然ながら少子高齢化対策として、現在、各関係課による検討会議を開催して、現在取り組んでいる事業の検証を進めて、新規事業の取り組みについて予算に反映すべく検討しているところでございます。具体的には、人口増加ではなく、町、結婚から出産、子育て、さらには定住促進などの各種事業に取り組む考えでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 有効な手だてがあるのかということで、国・県、市町村の重要な課題でもあります。少子高齢化対策についてはなかなか難題だと思っております。もちろん、

福島県の幼少率の若い町ということですが、14歳未満の若い方の統計では、町としてはだいたい約1,700名くらいということで、1万2,500人からもあれば、当然これは大体約14%、高齢者75歳以上に対しては25%というような数字のパーセントがあります。90歳以上の長寿がもう当たり前の時代になってまいりました。長寿リスク、老後、墓というようなことも言われております。全国のひとり暮らしの高齢者は522万人とも言われております。平均余命は女性で96歳、そしてまた男性としては90歳、将来、もう20年後には必ずそういうことが来ると思われます。

こぞって少子化に対しては、子育て支援の前に婚活、結婚をしなければ子供さんがふえないと。町では婚活事業として婚活パーティーか何か開かれていますので、2人のイブニングパーティーというようなことで、何組かのカップルができたというような報道も見ております。

今後、課題がいろいろ残りますけれども、少子高齢化に対しては、今後とも町の実効ある施策をよろしく願いしておきたいと思えます。

2の行政の課題と方針についてお伺いします。

(1)の交通安全事故防止についての取り組みを伺います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員の交通安全事故防止の取り組みについてご答弁申し上げます。

交通事故の防止につきましては、町はもとより、国・県でも達成すべき目標でございます。取り組みにつきましては、これまでどおり四季を通じた交通事故防止運動を町民のご協力に頼りながら、毎年実施しているところでございます。

特に今年度につきましては、行政区などと協力しまして、町内7カ所で高齢者の方を集めた福島県警本部の協力のもと、高齢者のための交通安全教室を開催しているところでございます。

また、今年度につきましては、町内の危険箇所について交通安全施設整備事業費を拡大しまして、安全対策工事を関係課と協議をしながら進めているところでございます。

今後も、交通安全協会、母の会、安全運転管理者協会などと協力しまして、テント村、事業所訪問、新入学児童への安全グッズの提供など、交通事故をなくすための努力を積み重ねていきたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 取り組みは承知してはおりますが、交通事故の根絶はモータリゼーシ

ヨンの社会において町、地域の安心・安全の実現が課題だと思われま。交通ルール、そしてマナーの問題がありますけれども、町としてはしっかりやっただいていてると思っております。

今回の質問については、一番の要点は、笠石・鏡田線の道路に対して、どうしても歩行者ライン、歩道ラインなどをぜひとも引いてもらいたいというのが、私の願いです。わかるとおり、あそこの駅に行く五叉路、不時沼の交差点ですか、やすこくやさんから蒲之沢の道路、あそこには歩行者ラインというのがほとんどないんですよ。信号もありませんし、結局は結構事故が起きているという道路で、直線道路ということでもありまして、かなりの通勤道路ということで、朝晩は混雑しますし、朝となると猛スピードで走る乗用車がかなりいます。ふだんでも50キロぐらいで走ってればどんどん追い越しをかけられるというような危険な道路で、何とかあそこを2カ所くらいは、本町1丁目ですから、区長さんの石森さんのところのT字路になっています。また、4号線に出る鏡田というか西光寺さんの先のT字路、また、高久田集会所のある岩瀬高校に曲がる2キロあるところ、あの3カ所くらいに対しては、どうしてもラインが欲しいというようなことです。

もちろん、もう通学路の安全点検はしていると思えますけれども、ニュースなんかで見ますと、登校中の児童が被害に遭って車が突っ込んでというような形がかなり多いと思えますので、ぜひこの鏡田・笠石線に対してお願いをお伝えして要望いたします。

(2) 番の地域の集会所の管理体制について伺います。

これは、町の集会所は何カ所くらいあるのか。あと耐震対策とか、避難所指定の箇所は何カ所あるのか、管理、市の年額予算、老朽化の修繕なんかも含まれますので、そういった問題に対してちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各地区の集会所につきましては、鏡石の集会所の設置及び管理に関する条例に載っております集会所が23カ所、それ以外に各関係機関の補助金を使ってつくりました久来石転作センター、農村婦人の家、笠石防災センター、鏡田転作センターを含めまして27カ所となっております。

また、避難所につきましては、各地区の集会所、さらには学校の体育館、幼稚園、公民館等を含めまして15カ所となっております。各地区の集会所の管理につきましては、各行政区にその管理について委託契約書を取り交わして委託しているところでございまして、修繕の際には、その大きさによって町と行政区で役割分担をつくって実施しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 大分、施設も老朽化しているということで、大体、トイレの数も何基くらいあるのか、また洋式化の改修の考えはあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

洋式トイレの数で申しますと、町内の施設で洋式は大体入っているんですが、和式しかないところにつきましては、豊郷構造改善センター、西原改善センター。それ以外につきましては、あと笠石の北集会所、農村婦人の家、これ以外については男女ともではないですけども、洋式は完備されているところでございます。

なお、洋式トイレの今後の改修でございますけれども、以前にもご答弁しておりますが、選挙の投票所、さらには避難所を優先して進めていくと申し上げてございます。ただ、近年、これらの集会所等が既にもう30年を超えているという施設が多くなってございまして、行政区のほうからは、屋根の塗りかえ、さらには外壁の張りかえというような要望も出てきておりますので、それらの要望も、どちらを優先するかについても今後の検討とさせていただければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） そういうことで納得しておりますので、迅速な対処をしていただきたいと思っております。

（3）の環境保全の取り組みについて伺います。

町の景観、美しい町づくりということで、環境保全といえば、田んぼのあぜ道の雑草なりとかということでもありますけれども、町民さんからの花いっぱい運動とか、1年中花を咲かせる町づくり、特にグリーンロードなんかは目立ちますけれども、町長の理念というのは理解しています。町長さんところのは、あそこのは道なんかからすると、自宅に岩がなぜ入らないのかと不思議な感覚もいたしますけれども、立ち木や杉、アシ、ススキなどの通行に支障を来すような対策はどうしているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町における環境保全の取り組みにつきましては、町内の環境美化の推進の一環としまして、町民の協力のもと4月、6月、8月、10月の偶数月に、年4回、町内一斉環境美化活動を実施しております。これら町民と一体となった取り組みにより、快適な生活環境を確保するとともに、町内の環境美化の推進及び景観の保護を行い、清潔で美しい町づくりを目指しているところであります。

しかしながら、近隣からの雑草や樹木の枝葉の問題で困っているなど、苦情が毎年数件寄せられている状況にもあります。これらについては、問題となっている土地所有者や事業所に対して、町から文書または実際に出向いて除草や剪定等の依頼を随時行っているところでございます。

今後も、これらの問題に対して、生活環境の保全のため環境美化に努めていただく働きかけを実施していくことが重要と考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 隣接する隣同士の立ち木の問題というのが一番の問題というのは聞いております。例えばアカシヤなんかも大きくなって、電線に絡むほど大きくなって、2階の洗濯場とかも雨どいに葉っぱがいっぱい入ってくるというのが現実なんです、そういった問題というのはよく相談を受けるんですが、なかなか手だてがないというのが現状です。具体的な解決策を見出していきたいと思っております。

次に移ります。（4）番の有害鳥獣被害の把握と対策の必要性について質問させていただきます。

農作物などの被害を町はどう把握しているのか。特にハクビシン、タヌキ、イノシシの対策の必要性についてどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥獣被害につきましては、全国では100億を超えるほどの被害というふうになっております。ご存じのように、鳥獣の生息区域、それが増加しております、その要因としましては、耕作放棄地の増加、さらには就農者の減少、また福島県は特にですが、原発事故に伴いまして捕獲した鳥獣の摂取ができないという問題もありまして、その影響もありまして戻ってきているということでもあります。さらには、今、おっしゃるとおりハクビシン、タヌキ等もございまして。特に被害の多いのは、ハクビシンが結構ハウスの中に侵入して農作物に被害を与えているという状況があるということでございます。

そういう面では、町としても今後の対応としまして、鳥獣被害防止の計画の策定をしながら対策協議会、さらには鳥獣を捕獲する実施隊の設置に向けまして体制を整備していきたいと考えていまして、それとあわせながら被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 対策、駆除として町の予算の確保はどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 現在ですと、猟友会がありまして、そちらのほうで鳥獣被害の対策ということで行っております。こちらについては、実際、出射した場合に出動手当ということで支出する形で町のほうでは処理しております。

ただ、なかなか捕獲まで至らないケースが多いです。最近多いのは、イノシシが出射するということで、わな等の仕掛けをして行っていますが、なかなか捕獲まで至っていないという状況です。

今後もそういう形の駆除を推し進めながら、さらには防止のための対策に向けて予算化をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 今後、ますます被害の増加は拡大されると危惧されると思いますが、迅速に対処できるよう要望しておきます。

(5)番に入ります。多死社会の認識についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のあった多死社会については、高齢者が増加することと比例して、長寿によって亡くなる人が増加し、人口が減少していく社会形態で、高齢者の人口比率が21%以上で定義される超高齢社会の次に訪れる社会と位置づけられているものと理解しております。

日本では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する2025年が本格的な多死社会の転換期とされており、介護や医療ケアなど社会保障費が急増する、いわゆる2025年問題が懸念されていることから、国では2025年までに少子超高齢社会に対応した社会保障制度を構

築するため、人々の働き方を含めた医療、介護分野における改革に着手しており、2014年6月に医療介護総合確保推進法が、2015年5月に医療保険制度改革法が、2017年7月には地域包括ケア強化法が成立したところです。

当町におきましても、各関係機関と連携し、将来の社会形態に即した体制が構築できるよう、第6次福島県医療計画に沿った地域への効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を推進するとともに、第7次福島県高齢者福祉計画、第6次福島県介護保険事業支援計画に沿った地域包括ケアシステムの構築の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番（畑 幸一君） 2015年で全国で130万人、2030年では160万人の方が亡くなっていくというようなデータもあります。2025年のけじめということで、我が町、私たちは75歳以上の団塊の世代が一気に恐らく300万人くらいふえてくるというふうなことで、寿命96歳女性、そしてまた男性90歳と、生活保護受給者ももちろん増大しますし、認知症にもなります。ひとり暮らしの高齢者が800万人、医療介護、生活支援がますます増加するということは統計でもわかるとおりです。

今後、ケアシステム事業など再認識を持って、質問を終わります。

大きな3番に入ります。米作減反生産調整廃止に対する見解はどうかについてご質問いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） それでは、7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご存じのように、平成27年3月に食料・農業・農村基本計画に基づいて、生産者や食糧業者団体が需要に応じて大麦、小麦、幾ら生産販売するかを1から決めるということで、経営の自由度の拡大が図られるだろうというものです。それを受けまして、平成30年から生産数量目標が廃止され、あわせてこれまで10アール当たり7,500円交付されていた米の直接支払いの交付が廃止されます。

平成30年以降も食用米の需要の減少が見込まれる中、米価の安定のために、今後とも需要に応じた米の生産の取り組みの継続は必須だということから、町の地域農業再生協議会としては、生産数量目標にかわる生産数量の目安を設定し、飼料用米を初めとした新規需要米の推進を図るとともに、水田のフル活用を取り組んでまいりたいと考えております。

今月には、国から生産数量目標の配分がなくなり目安が提示されるものでございますが、目標数がなくなったというだけで、農家が自由に主食用米の栽培を行ってしまうと、需給バ

ランスが大きく崩れてしまいます。そのために米価は下落し、ひいては稲作農家が減少するとともに、荒廃農地や耕作放棄地へと招いてしまいます。水田の多目的機能が失われてしまうおそれもあることから、町民の財産である農地の保全と食糧の確保、さらには農業経営の安定のために、引き続き総合的な地域農業の振興に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 町としても、価値判断や償還については理解しているつもりでございます。生産量のガイドライン等どうやって決めていくかというのは、私もちょっとまだわかりませんが、混合米、飼料用米、町としては専業農家が約100件、兼業ですか、一緒にしているということで約208件、308件ということで、遊休地または耕作放棄地というのがいっぱい出てきております。農業をやめたいという方もいらっしゃいます。ということは、自分で耕作ができない。どう判断するのか、生産者が今後どう対処するのか、もうしないかも私もわかりませんが、見通しは今後ということで質問を終わりにさせていただきます。

次に、4番の健康ウォーキングコースの進捗の状況について伺っていきます。

8月21日、全協の席で健康ウォーキングコースの設計概要が示されました。目的、内容、コンセプトと今後のスケジュール予定、日常生活の中でやれる体力づくりや健康、元気、人づくりを提供するとともに、町民の運動習慣を促進させるを目的とした、楽しみなすばらしい計画事業と認識しましたが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の健康づくり対策事業である健康ウォーキングコースにつきましては、8月の定例全員協議会において、鳥見山公園へのコース設置計画の概要をご説明申し上げ、以後、3種のモデルコース設計、看板などの案内資材の形状やデザインづくり、関係各課との協議、発注、そして現場の整備作業という流れで進めてまいりました。デザイン確定や看板製作までに時間を要したため予定より少しおくれでしたが、11月上旬から中旬にかけて看板設置や路面表示の張りつけなど現場作業を行い、また、広報かがみいしや町ホームページでの設置の周知と独自のパンフレット作成、配備など利用者向けの案内体制も整備し、先月、11月24日に全て完了したところです。

現在では、ウォーキングコースを自由に利活用できる状態に至っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 私も鳥見山のファンで時々行きますけれども、何かウオーキングコースの設定がなされているのか、私、全然、今のところ気づいていないんですよ。どこで徒歩とかコースということも記憶にないので、ちょっと不思議な気もするんですけども、私もウオーキングコースにはちょうど興味がありまして、これは石川県で行政視察したときの津幡町というところのパンフレットを取り寄せてみたんですけども、素晴らしいことが書いてあります。それでこれを見ますと、ここの距離とか歩行時間、標高、コース、コースの名称から公園の施設の紹介までも一覽で、すごく魅力あるパンフレットだと私は思うんですけども、早期実現を楽しみに待ち望んでいますので、早目の提供ということでしてあるということなので、確認いたしますので、今後ともよろしく願いいたします。

5番目に移ります。最後の質問です。姉妹都市の提携の意向について質問させていただきます。

町と交流ある友好都市というのは何カ所くらいあるのか質問させていただきます。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する執行部の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

町では、現在、友好交流市町村として、全国市町村あやめサミットで加盟している全国の11の市と町との交流、さらには岡山県の鏡野町、高知県の香南市いわゆる旧香我美友好市町村との交流、また東日本大震災で人的支援をいただきました、そしてその災害協定を締結しております群馬県大泉町、またスポーツ少年団とも長いつき合い、交流ということで始まったいわゆる沖縄県北谷町との友好交流を現在実施しているということでもあります。

以上であります。

○議長(渡辺定己君) 7番、畑幸一君。

[7番 畑 幸一君 登壇]

○7番(畑 幸一君) 私に対しての認識不足といいますか、交流する姉妹都市ということで、私は沖縄の北谷町、また群馬の大泉町というようなことでは災害応援協定をしていると聞いております。また、町村会長であれば、町長、各福島県とか各県外にも行くと思うんですけども、鏡石町に対してアプローチ、つき合ってみたいような、お友達になりたいようなことは一度もありませんか、ちょっとお尋ねします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) 今、申し上げましたとおりの友好市町村ということでおつき合いをしている、いざ災害のときにはお互いにいろんな面で頼る機会もできたりということで、そう

いう中で、町も町村会長ということで、全国の町村会長との交流もございます。そういった中で機会があれば、そういったことも含めてしっかりと友好を結べればいいなというふうに感じているところでありますから、まだまだ町村会サミットからまだ半年でありますので、そういうことも踏まえて、今後、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君。

〔7番 畑 幸一君 登壇〕

○7番（畑 幸一君） 県外でも県内でもよろしいんですけれども、私なんかは鏡石町で定着定住したというような隣町、棚倉とか玉川、平田、金山町、また天栄は入るといような地名もありますけれども、特にやっぱり会津地方のそういった町との友好都市の提携というのでも期待しております。

活気があるハッピーな町として認められるような町づくりを県町村会長にお願いして、最後の質問を終わらせていただきます。

どうも失礼しました。ありがとうございました。ちょっと風邪で声が出ないので、申しわけなかったです。

○議長（渡辺定己君） 7番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。

一般質問をさせていただきます1番の小林政次でございます。

29年度も8カ月が経過し、朝夕の冷え込みも一段と厳しさを増しているこのごろ、木々も落葉し、きょうは雪も降りまして冬本番の季節となりました。

災害復旧事業も大部分の復旧が終わりに近づき、残る道路、側溝等の除染を鏡田地区を実施しているところであり、先ほどの説明では終わったということでございますが、来年は笠石地区等の除染対策を実施予定であります。残りわずかとなってまいりました。しかし、災害は忘れたときにやってくるという言葉もありますが、ことしも豪雨等の災害により大きな被害を受けた河川流域の地区があります。本町も、先ほど一般質問にもありましたけれども、阿武隈川沿いの地区があり、今回は水田等の冠水で済みましたが、いつ大きな災害が起きるかもしれません。災害への意識が薄れつつありますが、3.11の大災害を教訓として、いつどこで災害は起きるかもしれないとの認識を持ち続け、日常的に備えることが被害を最小限

に抑える有効手段と思われま。

さて、これから来年にかけて厳しい冬がやってまいります、冬の寒さにも負けず桜や梅の木々等の新芽が大きくなってきております。4カ月後には春爛漫の音が聞かれる季節となります。本町でも、来年度の予算は、側溝の除染を除くと通常の予算が主になると思われま。現在、予算編成に知恵を出していると思われまますが、来年度の予算ほど町長の力量を問われるものはないと思われま。すばらしい予算編成をし、町民が見事だと思ふ花を咲かせていただきたいと思ひま。

前の答弁にありましたように、来年度も引き続き町政を担うということございまますので、よろしくお願ひしたいと思ひま。つきましては、今後の町づくりについてお尋ねいたしま。実のある答弁を期待しておひま。

1番の町道の整備等ございま。

(1) ございまますが、本町道は国道118号線バイパスが開通したのに伴ひ、横山工業団地や須賀川市、郡山市等への通勤者を初めとして、長沼から会津への観光客等の通行量が大変多くなってきておひま。しかし、道路は狭隘で、特に3014号線は交互通行が難しいところがありま。近年、側溝には町で新しくグレーチングを入れたところでありまますが、それでも狭く、特に1カ所ございまますが、一方の車が停止してようやくすれ違っているところがありま。

さらに、深内・須賀川線との交差点は、須賀川市から鏡石町に進入しますと、左がのり面になり直進できず、一旦右側に寄りすぐ左にカーブしまますので、非常に運転しづらい曲線となっております。数十年来、地区住民も大変困っている案件ございまますので、早急に改良拡幅または待避所の設置をお願ひしたいと思ひま。

以前にも一般質問をしましたが、検討課題との答弁ございまました。つきましては、その後、どのように待避所の設置等を検討したのか。また、設置する気構えはあるのか。さらには抜本的に解消するため、今後、道路を拡幅する計画はあるのか。なければ当面どのように対処する考えなのかお尋ねいたしま。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めま。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員のご質問の町道につきましては、須賀川インターチェンジ方面、長沼方面へと抜ける抜け道、近道というような状況になっており、議員がおっしゃいましたとおり、近年、比較的用户が多いという状況ございま。このような状況を鑑みまして、町道の狭隘部分に側溝のふたを設置いたしまして、車両の交互通行を容易にするための対策を実施してまいりました。議員がおっしゃるとおりございま。

しかしながら、拡幅化にあっては、中型車以上の通行や積雪時には不便を感じるというところがあるということは承知しているということでもあります。しかしながら、現在、町全体の道路整備の中で緊急性の高い路線から事業化を図っておりまして、現時点において本路線の拡張計画はありませんが、利用状況を見ながら待避所の設置やカーブ区間の一部拡幅の手法も含めまして、調査、検討を続けております。当面は維持管理により交通安全の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今、緊急性を鑑みてということですが、その緊急性というのはどのように考えておられますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

緊急性につきましては、第1に交通安全上の問題ということが第1ということになります。つきましては、町民の生活上の利便性という観点からを鑑みます。

これらの路線を検討した中で、この路線につきましては、4号線の交差点の問題も同時に検討しなければ、この道路を通りやすい道路に拡幅するだけでは、4号線への交通の渋滞ということの引き金にもなる路線という形で考えておりますので、全体的な計画が必要かというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 私も時々通ります。それと、いろいろ地区民はもちろんでございますが、笠石とか久来石の方も通っております。非常に便利なわけですが、須賀川、郡山に行くのに。それで今、4号線との絡みがあるということですが、私の通っている限りには、須賀川市から4号線に抜ける須賀川ドライビングスクール、そんなには車はつながっておりません。逆からのほうは、前からいろいろ質問もあったようにかなりつながっていますけれども、反対のほうはそんなにつながっておりませんので、それほどこちらを拡幅したから支障があるとは、私は思っておりません。

それと、いろんな交通事故等があればということですが、あつては遅いわけですよ。それで最近、グレーチングをやりましたけれども、以前はグレーチングがなかったのが車が側溝に落ちたとかとあって、夜、近所の人が押して上げたとかというのが何回もあつ

たということでございます。そういうのが交通の支障になるということではないんですか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

4号線の交差点との影響でございますが、4号線の蒲之沢交差点の渋滞につきましては、ドライビングスクール西側からの直進車の場所によって、町側からの右折する車の数が限られてしまうというような報告も聞いております。そのような状況から、4号線の蒲之沢渋滞のことも一緒に考えながら検討をしてみようかなということになります。

先ほど来、側溝に車が落ちるとかということがあるということも承知しておりまして、それらの状況を鑑みながら緊急性の高い順番に事業化をしていくということでもありますので、現在のところは、予算の関係上、事業化の段階ではないということでございます。

なお、そういったご要望があるということは、以前から承知しておりますので、今後も検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 緊急性といいますけれども、それでは、その町道全体、それを点数づけとかそういうのをしているんですか、その緊急性の捉え方でございますが。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 道路整備でございます。緊急性と財源の問題の中で調整をしてみますので、議員の皆様、町民の皆様方の意見をいただきながら事業化を努力してまいります。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足してご答弁申し上げます。

私もいわゆる蒲之沢の交差点ということで、いわゆる右方向の4号線に北側に抜けるほう、もう一つは、直進をしてこの道路を抜けて118号に結ぶ、こういったものがあれば、いわゆる蒲之沢の交差点は今よりはもっともっとスムーズに行けるのかなと。特に鏡石町は、南北の道路が大きくは4号線と、いわゆる向こう、東側の農免道、大きくはこの2本しかございません。そういう中で、いわゆる旧国道から北側に行く場合の通りをよくするというのは、今、議員言われたように直進で118号に抜ける、そういうスムーズに行ける方法というのは、

やはり重要だと私も思っております。

そういう中で、今、担当課長からも申し上げたとおり、この右折と直進と、そういったことでスムーズに行われる、そういった計画は必要であるというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 町長が答弁したのでなかなか言いづらいところがありますけれども、やはりこれらの地区民が何十年も多分、地区からの要望があると思うんですよ。そして皆さん、困っているんですよ、はっきり言うと。それで、これから事業化の検討をするということですが、それでは、その暫定的に待避所をつくるとか、交互通行ができないところ、そういうのは考えてはいないんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

それらの質問につきましても、以前から担当者側のほうにご指摘をいただいておりますので、予算が合えば路線を見ながら具体的な検討をしております。それにつきまして、この場で事業化するというようなご答弁はできませんが、検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、待避所の関係で現地を見たりとか、この辺がいいだろうという、そのくらいのことはしておられますか。前に質問したのは2年前なんですよ。もう2年たっていますので、まだ検討課題とか検討しますといえば、全然進んでいないわけですよ。お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私もこの町長になって、この4号線の関係でいわゆる出入りをする、要するに町道側に移る場合に、非常にこれ、ほかの道もそういうことでありますけれども、そういった対策が以前から余りなされていなかった。今、それを緊急に蒲之沢の手前、深内ですね、これもそういった必要に迫られて、今やらざるを得ないという状況なんです。今、言われたように、本来はそういうことは解消されていれば、それが今、先ほど言ったように直進の道路、そして118号に抜ける道路、そして接続するという、そういったことが大変重要だと。でも、それも重要でありますけれども、既に31年から供用されるこういった4号線

との関連、そういうこともあってなかなか進まないということもございます。でも、そういうことで優先的には考えてはいきたいということをここで申し上げながら、ご答弁にさせていただきますきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、町長の答弁を期待いたしまして、次に移りたいと思います。

（2）番でございますが、先ほどの路線とつながるわけでございますが、町道3014号線に接続する3015号線の側溝へのグレーチング設置が、鉄板でふたがけされている南から先が、一部途中で途切れている状態でございます。そのため夜間の通行時、非常に危険と感じたことがたびたびあります。ということは、人間の感覚としまして、その手前が何百メートルかグレーチングがあれば、その先もあるだろうという、そういう感覚がございますので、そういう感覚で運転すると非常に危険だということでございます。

これを解消するために、鉄板の外盤が南側へのグレーチング設置は必要不可欠と思われまふ。町ではどのように認識しているのか、危険と思われるならグレーチングの設置、いつごろ予定しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

ご質問の町道につきましては、先ほど（1）でご質問をいただきました町道の延長関係と認識しております。

こちらの町道につきましても、先ほどの町道と同様であります。一部、側溝ふたを設置していない区間がございますが、これらの路線には車両待避所が2カ所ございます。ふたの設置につきましては、現地の利用状況を見きわめながら、交通安全や利用状況を見きわめて、緊急性の高い順から設置していきたい、事業化していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほど再質問等を何回もしたので、何かすごく言いづらいわけでございますが、やはり1つの方向性を持って道路と道路の延長というのは、路線が変わっても一般の人は延長だと思しますので、それで本当に危険なんです、夜間はね。昼間は見えますからいいんですけども。だからその辺を、緊急性とそう答えるしかないとは思んですけども、その辺をよく勘案してやっていただきたいと、そのように思います。

次に、（３）番でございます。杉林から中学校通りへ抜ける道路の関係、これにつきましても以前にも一般質問をしましたが、本町道は、杉林地区から中学校通りを経て県道へ抜ける道路として、杉林団地ができた当初から基幹道路となっております。しかし、ご承知のとおり、道路は直線ですが狭隘であるため、ここも同じく交互通行が困難な状態であります。そのため、中学校通りから車が来ると、杉林地区からの車が待っている、またその反対に、杉林地区から車が来ると、中学校通りの車が待っていると、一方通行の状態で行っております。町長の地元でありますのでよくわかっているかと思われませんが、このような現状であるため、地区の方から非常に不便との声が噴出しております。さらには老朽化しているため、穴があれば水たまりができ、車の泥はね等、通行者が大変困っているとのことでもあります。

以前の答弁の中で、鏡石駅東第１土地区画整理事業の中で新しい道路が計画されているとのことでありました。つきましては、これらの解消を図るため、計画はいつころを予定されているのか、また、実際着手するのはいつなのか、さらには暫定的措置として、車の泥はね等の防止のためどのようなことを行ったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

当該町道につきましては、杉林団地住民の皆様方から、生活の道路であるということで、道路幅が狭いため交互通行の際には不便を感じる状況があるということは、以前から承知しているような状況でございます。

ご質問のとおり、この道路の拡幅改良工事については、当該町道北側を境に駅東の計画内にあるということでもありますので、計画においては２車線の計画がなされているということでございます。ただし、議員がおっしゃいますように、駅東土地区画整理事業の進捗が非常におくれて、いつになるかという状況では、整備の時期が定まらないということにつきましては、大変心苦しく思っているところであります。

その状況の中で、当該地区の対応策としまして、平成27年度に駅東地区内の道路の新設が計画されております。杉林団地から南の堀米線へ抜ける６メートルの新設道路を現在、事業化して進めております。これらによりまして、杉林地区の皆様方には、新たなルートができるという対応策を第１の策をして進めております。

ただ、お申し出の道路につきましても、非常に狭隘で細い老朽化しているということでもありますので、維持管理の中で整備をしてみたいということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） １番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番（小林政次君） 今の答弁の堀米線、その道路を今やっているというのはわかっておりますけれども、ただ、杉林から中学校通りに出る場合、その線は使いませんよね。もし使えたとしても、あそこも行くまでに一方通行という感じになります。そういうことで、本当に交互通行できないのが非常に困るんですよ。それで急かもしれませんが、清水食品の跡地、ソーラーになりますけれども、そこに大分、道路から二、三メートル空き地ができましたので、そこで待避所という関係で待っている車が多いと聞きますが、それから先、西側、そこがかなり長いです。絶対そこは一方通行で交互はできませんので、だから中学校通りで待っている、あとはそのソーラーのところの空き地で待っているという、今はそういう形になっていると思います。私もたびたび通って、その場面を見ました。それは杉林の方はそれわかっているのでやりますけれども、初めて来た人はそれ、わからないので、行ってしまいますよね。そうすると、どちらがバックするのとか何かけんかになってきているのもちょっと聞きました。それで、暫定的な措置はとれないのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

このような一方通行になってしまう狭隘な道路だということは承知しております。暫定措置につきましても、暫時優先順位を考えながら検討させていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

[1番 小林政次君 登壇]

○1番（小林政次君） 前に暫定措置ということで水たまり等の解消、これらをお話ししましたけれども、これは大きな金額はかからないとっております。そういうことで、すぐに実施できるものだと思っておりますけれども、応急処置とか今までやっていたのか。それと、2年間それらの対応をしていないということは、町民の要望をないがしろにしているとしたら私は思われません。町はこの問題を軽視していると思われませんが、この問題だけでなく全ての問題に対し、町民に密着した行政を速やかに行うのが執行の責務と考えます。再度、執行部の町民に対する対応の考え方をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

町の道路の維持管理につきましては、現在、作業員が直接工事におきまして、現場の復旧、穴埋め等を実施しております。これらにつきましては、町民の皆様方からの要望及び毎週の

道路パトロールの中で点検を行い、これらの箇所について直営で実施しているところであり
ます。そのような案件の中で漏れがあるということであれば、私どものほうの手違いでござ
いますので、そういった案件については、維持管理の中でできる案件については、速やかに
対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ちょっと補足させて説明させていただきます。

杉林団地、私の近くにあるので重々知っているつもりであります。そういう中で、今回、
いわゆる杉林を西と東を分けるとすれば、東については、ご承知のようにいわゆる堀米道路
に大きな道路で2車線につながるということであります。そういうことで、抜ける道路はあ
るので、ちょっと遠いんですけれども、解消と。ただ、いわゆる西側の道路について
は、まさに袋小路いわゆる救急車が行っても、あそこを戻ってこなければならないというこ
とになってしまうので、今回は今、その西側の団地についてから堀米に緊急にスムーズに流
れるようにということで、今回、その事業をしているということになります。そうすること
によって、今、議員が言われているような片側通行、すれ違うことができない、そういう状
況ではちょっとならない部分があるので、とりあえずそういうことで今回は優先をさせてい
ただいたということでもありますので、そういうことも含めてご理解いただきながら、議員が
言われたような部分も含めて、今後対応していきたいという流れでございます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、（4）の久来石行方、蓮池西線についてでございますが、当道
路改良工事につきましては、十数年前から計画され、一部着工されておりましたが、途中、
中断されたままでございました。その後、遠藤町長のときに大雨の被害があり、翌年、町長
の即断即決で工事を再開し、今に至っております。地区民一同、大変感謝申し上げます。
つきましては、今年度の工事区間と具体的工事内容についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご質問の町道の工事内容でございますが、平成26年度の舗装完了区間から南側へ延伸を計
画しております。和田池までの区間延長で207メートル、幅員で7メートルの2車線を舗装
完了まで本年度舗装するという計画でございます。

現在、10月16日から工期が入りまして、来年の2月28日までの工期で、現在鋭意舗装中

でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほど答弁にもありましたが、本年度は和田池までの舗装工事をする予定であり、現在、工事を進めているところであります。

しかしながら、工事期間が非常に長く、地区民は早期竣工を心待ちにしております。また、和田池から先の直線道路は、道路が狭く交互交通が困難であり、片側通行の状態であり、地域の方が大変不便な思いをしているところでございます。

つきましては、工事の竣工時期は、全体の竣工時期、これはいつごろか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり、地区の皆様方の非常にご要望が強いということは重々承知しているところでございます。

現在、当該路線の施工は、国の補助事業であります社会資本整備総合交付金事業で進めている状況でございます。

当該事業の実施、補助の内容でございますが、防災安全事業分というくくりと、もう一つは、通常事業分というくくりの2つに分けて補助事業が採択になっているという状況でございます。防災安全事業としましては、町道の橋や道路標識、街路灯などの安全施設の修繕などや、新しい476号線、公民館から抜ける歩道の新設工事などの安全施設に対する補助事業が主であります。通常事業分としましては、本件の久来石行方、蓮池西線の改築工事が該当になっております。

これらの補助事業につきまして、毎年度、県には所要額で要望をしているところでございますが、何分にも橋の老朽化対策のほうに予算配分がつきまして、通常分についてはなかなか予算配分が低いというような状況になっておりますので、国に対して財源の確保を強く要望を行っております。そんな状況もありますので、現時点において完成時期がいつになるかにつきましては、お答えできるような状況ではないというふうに答えさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） そうですね、私を初めまして、自分が生きている間に全線が改良され

た道路の姿を見たいという地区民、私も含めまして強い希望がありますので、早期竣工を強く望むものであります。

最後にもう一回、町の強い決意を述べていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この蓮池西線、これについては、社会資本整備事業の通常予算ということになります。この通常予算については、今、課長が答弁したとおり、なかなか予算がつかないというふうな、つきづらいという、そういう事業であります。そういう中でありますけれども、この社会資本整備の通常分について、今まではいわゆる高久田分、さらには中外線を主としてここに充当していると、特に中外線、特にこれニプロさんでありますけれども、震災前の約30人の従業員から今600人を超えるという、そういった従業員がおられると。そういう中で、それについて集中してその社会資本整備を投入してきたと。今、4号線の拡幅をあわせて接続部分のみということになりました。そういうことになりましたので、この社会資本整備の通常分については、この蓮池西線に全力投入すると、そういうことですので、その強い意思を、まずご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、期待しております。

次に、2番の旭町、笠石区東町地内等新興住宅近辺への公園の整備についてでございます。

(1)でございますが、ご承知のとおり、旭町地区は民間開発により、ここ五、六年急速に住宅やアパート等が建設されております。それに伴い、若い人も増加し子供の数もふえてきております。しかし、子供の遊び場が近づくなく、ボール遊び等親子での運動ができない状態であります。子供は親と遊ぶのが非常に好きで、スキンシップを高めるためにも、ボール遊び等の運動は欠かせないものであります。

先般、災害住宅近辺に公園整備計画があるとのことでした。その鏡石駅東第1区画整理事業第1工区の造成もほぼ終了し、中学校南側の保留地等9区画の分譲も完売したところであります。さらには、私有地の分譲地も含め、新たな新築・建築確認件数が集合住宅4棟、戸建て住宅30棟との報告がございました。このことから、旭町と東町市内の子供が急増している、また急増する状況でありまして、安心して遊べる公園が早急に必要となる時期となっております。

町では、公園を計画するに当たり、おおよそその子供の人数を把握し、それに見合った計画

をされていると思われませんが、対象人数を何人くらいと想定しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

現在、町が施工しています鏡石駅東第1土地区画整理事業地内の第1工区内に、第1号街区公園といたしまして3,000平方メートルの公園を計画をしており、造成工事が完了しているという状況でございます。街区公園の位置づけとしましては、主として周辺に住居する方の利用を目的としておりました、本公園につきましても同様の利用を想定しているところであります。

公園は憩いの場として子供からお年寄りまで幅広い年齢層の利用となるため、子供の対象の人数は定めておりません。区画整理の居住者のみならず、旭町区を含めた皆様方に利用していただきたいと考えております。ご質問の子供の人数についてでございますが、子供の人数を見て計画をしているということではありませんが、想定といたしましては、第1区画整理圏内50名、旭町150名、200名程度のお子様方が居住されるという状況になるということをご想定して、今後計画をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今、答弁ありましたように、当公園予定地は約3,000平米の面積があるということでございます。それで、子供数も大体200人、そういう大きな公園になると思いますけれども、これらに対応する公園の整備はかなり大規模なものになると思われまして、せっかくなら、子供等が満足して遊べる公園整備や遊具等が必要と思われまして。

つきましては、具体的な計画がどこまで進んでいるのか、また、どのような遊具を設置する予定なのかお尋ねいたします。これも2年前に質問しておりますので、2年の間にどのような検討をしてきたのか、それをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

本公園は街区公園として位置づけております。地区の最も身近に利用できる公園であります。具体的な遊具、種類は今後、詳細な設計をして決めていくこととなりますが、基本的にはベンチ、遊具、広場等の整備が必要というふうに考えております。

整備時期でございますが、鏡石駅東第1土地区画整理事業範囲に多くの住宅建築が進んでおりますので、住宅地として進展が見込まれておりますので、順次整備が図られるよう進め

てまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、3番でございます。3番の1番でございますが、これにつきましては前の7番議員と重複いたしますが、再度、質問させていただきたいと思っております。現状のバリアフリー化の普及状況を見ますと、個人家庭の普及が進んでいて、公共の建物がおくれているのが実情でないかと思われまます。以前も質問しましたが、集会所等を計画的に改修するとのことですが、今までバリアフリー化した件数と内容、またバリアフリー化されていない件数と内容についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各地区集会所につきましては、集会所の設置及び管理に関する条例にありますように、23施設ございます。この23施設に、集会所に類似している施設で農村婦人の家、久来石転作センター、鏡田転作センター、笠石防災センターの4施設を加えた27施設がございまして、そのうち避難所が6カ所、投票所が7カ所含まれてございます。

なお、バリアフリーにつきましては、前回、ご質問のとき10施設とお答えを申し上げまして、その後、久来石にスロープを設けましたので、11施設というところであります。

なお、現在、まだこの避難所と投票所でスロープ等が設けられていないところにつきましては、仁井田多目的集会所、高久田多目的集会所、豊郷構造改善センターが現在残っているというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 2番に移りますけれども、現在、各家庭ではバリアフリー化やトイレの洋式化が普及しまして、子供の中には、和式トイレに入れない人や和式がわからないとの声も聞かれます。ましてや集会所の中には、男女共同のトイレもあるやに聞いております。高齢者や体の弱い方がこれからはますますふえてくる時代となってきました。足腰の弱いこれらの方々が、各地区集会所等の和式トイレを使用するとき、苦痛を感じているとの声が多く聞かれます。つきましては、トイレが洋式化されていない件数はどのくらいか、さらには、何に基づき整備しているのかお尋ねいたします。

先ほどバリアフリー化の中で、スロープの関係で、それでバリアフリー化されていないの

は3カ所ということでございましたが、例えばトイレと片方、スロープはあるけれどもトイレが洋式化されていないところ等はございますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各地区集会所のトイレの洋式化につきましては、集会所に限らず、公共施設はなかなか洋式化になっていないというような状況でございます。まず避難所、投票所で申し上げますと、くくりといたしましては、1カ所でも洋式があればあるというようなくくりでお話しさせていただきますと、全然ないのが豊郷構造改善センター、こちらは和式しかないと、あと、さらに今のところ、投票所、避難所で申しますとそこだけ1カ所というところで、それ以外については洋式はついているんですが、ただ、障害者、さらには共有者の1カ所というようなところがございます、男女別になった洋式化トイレというのはなかなか少ない状況でございます、28年度には笠石防災センターの和式を全て洋式に交換したというところでございまして、今年度につきましても、1カ所程度の洋式化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 先ほどの7番議員さんのときに、和式ということで豊郷構造改善センター、西原、北、あと農村婦人の家と、そういう答弁をしたと思うんですけれども、それと笠石多目的集会所というのがありますか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま申し上げましたのは、避難所と投票所だけでございまして、それ以外も入れますと、和式だけののは桜岡の多目的集会所、笠石の多目的集会所、笠石北集会所、杉林団地集会所、深内多目的集会所、蒲之沢多目的集会所、南高久田多目的集会所が和式だけというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 今の答弁ですと、ちょっと数を数えないのであれですが、かなり10カ所くらいあるかなと思っておりますけれども、それで、先ほどは毎年1カ所ということですね。それを単純にやれば、全部やるのには10年かかるということになりますけれども、町長

の公約にもありますように、人に優しい町づくりというのがありますので、毎年1カ所では相当少ないと思われますね。10カ所あれば、3カ所くらいやって5年以内に全部を洋式化する、そのような気構えが欲しいと思いますけれども、その辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

毎年1カ所であれば10年かかってしまうというのは当然でございます。毎年、予算は決まった予算、計上させていただいているところなんです、そのトイレについては、今あるトイレを洋式化に交換するというような設定で予算化しておりますけれども、実際見てみますと、改造しないと、さらには増築をしないと男女別の洋式化は図れない部分がありますので、それらについてはどうしても後回しになってしまうと思いますが、投票所、避難所については、それらの部分も優先的に洋式化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと。

また、先ほども畑議員のときに申し上げましたけれども、集会所については、30年以上経過している施設がもう11施設にふえてしまうと。本年の3月に作り直した町の公共施設総合管理計画でもお示ししましたけれども、30年を超えている部分については、49年までに大規模改修が必要だということもあります。ですが、これらについて今後、個別計画をつくっていかないとなかなか予算を獲得できないということになりますので、そちらのほうも勘案して、また、最近ではトイレ、バリアフリーよりも屋根がやばい、外壁が危ないというような要望も来ておりますので、そちらのほうも総合的に勘案して改修を進めていく必要があるのかなと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） それでは、総合的な改修等を含めまして、計画的に1年に何カ所かお願いしたいと思います。

4番の新年度予算についてでございます。

(1) でございますが、1期目当初に忘れもしない東日本大震災が発生しました。町長を初め職員の皆様は昼夜を問わず復旧に尽力されました。さらに、2期目からは早期復興のため一丸となり奮闘されてきましたこと、大変お疲れさまでございます。

6年が過ぎた現在でも、道路側溝の除染作業が引き続き行われております。今まで復旧・復興の事務量が膨大であったため、通常の細部の行政まで行き届かなくなったことを私なり

に推察しております。しかしながら、2期目、3年6カ月の間に、26年度には震災復興シンボルモニュメント設置工事、役場庁舎耐震屋上防水改修工事、住宅、公園、各国道の除染、災害公営住宅の建設、鳥見山テニスコートの改修等を精力的に実施したところでございます。

さらに、27、28年度には、中学校耐震補強大規模改修、成田地区補助整備事業の竣工等大規模事業を完遂され、町政運営に大きな業績を残しております。

しかし、復旧・復興に追われる余り、立候補時における自分の理想とする行政を行う時間があつたのか、疑問に思っております。その点の町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、道路除染ということで、今、お話をされていましたが、これは前にも申し上げましたとおり、道路の除染は全て終わったということで、この3月までは、仮置き場にある除染土壌については全て中間貯蔵施設に搬入されると。残るは第一小学校の部分であると、これも早急に新年度早々という、そういう状況だと、まずご理解をいただきたいと思います。

道路、これについては、現在はいわゆるその対象にならなかった堆積物の除去を今年度から始めて、この3カ年ですということでありますので、そこをちょっとご理解をいただきたいと思います。

そして、この7年半というそういう中での私に対するどういふ自分の評価ということでもありますけれども、これについては、これも先ほど申し上げたとおり、町長就任後、9カ月目にしてあの東日本大震災が発生しまして、これまで震災の復旧・復興に全力で取り組んできた、そういうような中であつても、選挙公約で掲げたものについて、震災復興事業とあわせて取り組むことが、あまねく多くできたのではないかなと、私自身思っております。

また、その後、国が掲げます地方創生事業におきましても、これも公約に沿った内容で、まちの駅かんかんてらすが現在進められているというように思っております。

そういう中で、全てが公約どおりということではいきませんが、ほぼ公約に向けて、公約に沿って事業に取り組むことができたのではないかなと、私自身はそのように思っております。そして、さらにこういったものを、先ほど申し上げたように、始まったもの、そして、これからやらなければならないもの、課題、そういったものもしっかりとやっていくことが、この公約に向けて進むことだなというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） 次に、（2）でございますが、町長は、2期目7年の町政を担ってき

たわけでございますが、今までの先ほどの答弁でありましたように、実績等を踏まえて新年度予算にこれだけは反映させたいという強い思いを持った施策、目玉とするものがありましたらば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、30年度の予算編成につきましては、いわゆる第5次総合計画に基づきまして実施計画のヒアリングを行いました。そして、現在、各課におきまして、その予算編成作業を行っているということであります。

30年度の予算編成に当たって、職員への町長としての指示事項ということ申し上げますと、いわゆる町の第5次総合計画年度は2021年度までやります。3年後については、2020年の東京オリンピックが開催されると、そういうことからして、各事業にも目標を持って取り組んでほしいということをお願いしました。さらに、この輝く鏡石を目指し、進化し続ける鏡石として取り組んでいただきたいということをお願いしました。そして、このコンパクトで利便性の高い鏡石町が、地方創生の取り組みの目標にもありますように、通勤に便利で、住むにも快適、子育てしやすい環境を備えた定住の町として築いていくために、具体的、そして積極的な取り組みに予算編成をお願いしたと。プラス、子供から高齢者までが元気につながる、そういった事業の取り組みをしていまいりたいと、そういうことをしっかりと組み入れてほしいと。

そして、まちの駅、このかんかんてらす等を生かした各種事業の取り組み、そしてこれもプラス、女性の力が発揮、活躍できる事業の取り組み、こういったものをぜひ考えてほしいということをお願いしました。これも1つの課ではなくて、課内、さらには他課との連携、そして協議連携のもと、効果ある予算編成に努めていただきたいという指示を出しました。

主な取り組みということでちょっと申し上げますと、1つはいわゆる震災で取り壊しとなりました地区の集会所の建設、そして民間の事業が2カ年にまたがりますけれども、認定こども園のいわゆる整備、そして駅東第1土地区画整理事業については3工区の推進、そして、2番議員からもいろいろありましたけれども、あと10番議員からもありましたけれども、その健康福祉センターなどのそういった用地をしっかりと確保できるような推進を図っていききたいと、そして駅東口整備、これについてはJRの用地を取得をして、これについてもしっかりと駅東口として整備をしていく段取りをしていきたいと、そして、まちの駅かんかんてらすの運営についても、きょう、いろいろご意見がございました。そういったことを踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと、そして、女性農業者の活動育成という、先ほどの女性の活躍ということも含めて、それについてもしっかりとしていきたいと、そして、さ

らにはこの耕作放棄地、そういったことも含めて、今現在、今年度から始まっております油田計画、いわゆる菜種も、私は今はということもよりも、10年という言葉を使いたいというふうに考えております。これは、いわゆる10年長生きする、あとはそういったことを含めて、町民の健康、そういったことも含めながらそういったものにしていききたいというふうに考えております。

もう一つは、町の防犯灯のLED化、こういったこともしていきたいと。そして、さらに継続的な事業としましては、当然、健康づくりということからすると、高齢者生活改善事業、さらには集会所を活用したサロンの推進、そして婚活支援、そして今、いろいろお金も大変だということではありますけれども、第5次の上水道事業拡張、こういったものについては、やはり水がなくてはどうしようもない。そういう中では、これについてもしっかりとしていきたいということ、30年の予算編成に臨むに当たっての内容だということをお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君。

〔1番 小林政次君 登壇〕

○1番（小林政次君） ただいま町長から答弁ありましたように、いろいろな事業、目玉とするものがありました。そういうことで、町民が鏡石に住んでよかったと思う、先ほどの答弁の施策の実現、それからきらきらアートのように輝く未来となりますよう強くご祈念申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、あすの開議時間を午前10時としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あすの開議時刻を午前10時とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時31分

第 3 号

平成29年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年12月13日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 11番 | 木原秀男君 |
| 12番 | 渡辺定己君 | | |

欠席議員(1名)

10番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども 課長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 会計管理者 兼室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 事務局会長 | 柳沼和吉君 | 教育委員会 委員長 | 力丸次雄君 |
| 農業委員会 会長 | 菊地榮助君 | 選挙管理 委員会委員長 | 大河原八郎君 |

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
議 局

小 貫 秀 明

副 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、10番、今泉文克君の1名です。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

◇ 橋 本 喜 一 君

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君の一般質問の発言を許します。

3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） おはようございます。

第10回定例会、一般質問の6番目の登場で、2日目のトップバッターを務めさせていただきます、3番議員の橋本喜一です。

昨日の雪も積もることなく終わり、ほっとしているところです。ことしも18日余りになってまいりました。会津地方ではきのうの積雪が54センチになったそうです。日照不足などの天候不順、台風などの影響で農作物の不作や高騰、原油の減産によるガソリン、石油の値上がりや、最近では大相撲協会の泥沼化している問題、そして東京富岡八幡宮の後継問題での争いなど、暗いニュースが多い1年だったように思います。

しかし、きのうの町長の決意表明で3期目の強い意気込みを聞き、吹き飛ばされたような気持ちになりました。そして、来年こそは明るい話題で始められるよう期待して、通告書に従い、質問に入らせていただきます。

まず最初に、道路行政についてであります。きのうの1番議員が熱く質問されておりましたが、私からも3点ほど伺いたいと思います。

1番として、昨年9月の定例会でも質問させていただいた鏡田・一貫線です。この路線の開通がなければ町の道路行政は始まらないのではないかと思うぐらい重要ではないかと思えます。蒲之沢の交差点の渋滞緩和などにもかかわってきます。

そこで、その後のこの路線の進捗状況に変化はあったのかということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 3番議員、鏡田・一貫線ではなくて高久田・一貫線ですから。

質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） おはようございます。

3番議員のご質問に答弁申し上げます。

当該道路整備につきましては、須賀川市に対しまして、早期開通に向けた事業の推進につきまして要望しているところではありますが、地権者から同意が得られないという状況については変わりはありません。

町と市で協議を重ねておりますが、その協議の中で、新ルートを模索していこうという協議がなされました。須賀川市から、当初計画では地権者の理解は得られないことから、東部環状線への接続ルートを含めた新たな計画ルートについて調査、研究をお互いに行っていくということを確認したところであります。

いずれにいたしましても、須賀川市が行動しないことには事業進捗が図れないと考えておりますので、須賀川市の誠意を望みながら、引き続き、要望、協議を重ねたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 先ほどは申しわけございませんでした。高久田・一貫線です。

今、ご答弁いただきました新ルートでの検討があったということですが、その後、どのくらいの進捗状況があるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。ご答弁申し上げます。

この一貫線道路でありますけれども、大変、長年時間がかかっているということでありまして。そういう中で、どうしても須賀川市の地権者1名でありますけれども、なかなか同意が得られない。そういうことが今、担当課長が申し上げるとおりです。それならば、東部環状線につなぐ、そういったルートを模索する必要があるんだろうということで、今、須賀川市と交渉をしております。これは町の高久田の圃場整備とあわせた、そういった考え方でということでありまして。

また、きのうも1番議員に答弁したように、鏡石の南北の道路というのがいわゆる4号線という広域農道、大きくは2本しかない、そういう中で、須賀川、郡山へ行くのが大変容易

でない、そういうことから、何とかもう1本、2本、そういうことも含めて北に延びる道路が欲しいと、そういうことで東部環状線につなぐということについては時間がかかってしまうということでもあります。

そういう中で、一日も早い開通ということで、この高久田・一貫線、これについて何とかして、道路が多少狭くとも、須賀川に抜ける、そういったものが欲しいということで、再度、東部環状線は環状線につなぐルート、そして一貫線ができる、これは何とか6メートルでもいいんですが、そういう幅でもいいんですが、つなぐことができないかということで須賀川市と交渉をして、須賀川市もある程度は対応できるという状況でもあります。

いずれにしても、須賀川市に動いてもらわなければならないということでもあります。そういう中で、11月6日、岩瀬地方の市町村の議会の大会がございました。その中で、懇談会の中で私も挨拶で申し上げましたけれども、いわゆる3市町村なんです、この道路、交通機関、これについては連携して取り組むことが大切なんだということで、あえてその懇談会でも申し上げたのはそういうことでもあります。こういった連携をしていかなければ、この市町村がなかなか、いわゆる地方創生からいっても成り立たないということでもありますので、再度、そういう観点からも、強く須賀川市に働きかけをしてまいりたいということでご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） この高久田・一貫線がいかに重要性があるかというのがわかりました。

そこで、昨年9月定例会中の答弁の中に、この路線について、投資効果がゼロに近い状況であると町長の答弁がありました、現在までは変化があったか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 昨年ですか、ご答弁申し上げたとおり、7億、8億、実際、高久田・一貫線には町のほうで補助金も合わせて投資をしているという、まさに今はその投資効果がゼロに近いというよりも、もうそのとおりであります。そういうことから、先ほどご答弁しましたように、何とかいち早く須賀川市に延びるような道路を、須賀川市に働きかけを現在しているということをご理解をいただきたいと思います。これからもさらに、そのご質問があったとおりでありますので、これからはしっかりとしていきたいという考えであることを申し上げて、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） まさにこの路線は開通させるのが最重要課題で、鏡石側が完成に近い

ということだけでなく、もっと積極的に須賀川市なりに働きかけを継続して行っていただきたいと思えます。

続きまして、(2)番の久来石の交差点であります。これは、平成15年から計画をして、22年度の着手で昨年11月6日に開通した中で、何かと久来石の交差点を通過されている方々の不評を買っているところではありますが、当初、国からの町への説明と地域住民への説明、意見の集約などはあったかということでお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁を申し上げます。

国道4号4車線化事業につきまして、地域住民への説明ということではありますが、これにつきましては、平成14年度より国道4号4車線化計画、これに係る説明会及び都市計画素案に係る説明会、この案内について、行政区及び沿線住民及び地権者を対象に、回覧及び郵送において周知がされ、説明会が開催されたところでもあります。

また、都市計画の案、これの公聴会及び都市計画案の縦覧について、広報の掲載及び行政区への文書回覧等によりその周知をしております。

その後、各行政区長を含めた町役職員、関係機関の代表者を委員とした鏡石拡幅事業検討委員会が、平成18年2月から3回にわたり開催され、委員会で検討、議論がされております。この内容につきましては、国のホームページ等で周知、地域住民との合意形成を図ってきたということでもあります。

国から町への説明については、その都度、各関係課と打ち合わせを繰り返しながら最終的な施行の合意に至ってきたというような過程で現在に至っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 地域住民への説明などは、恐らくあったとは私も思います。先々月の10月11日に、久来石交差点の安全対策ということで、説明会が久来石の転作センターでありました。その中では、出席していた住民が私くらいの年代の方々が多かったせいか、この説明会は全然聞いていないとか、そういうことがありました。

そこでいろんな意見が出ました。最初から設計ミスではなかったのかとか、以前より通行しにくい、危険になった、もとに戻してくれ、暗くて歩行者、自転車が通行しにくいなど、さまざまでした。右折誘導レーンの設置や照明灯の設置など、具体的なことも出てきました。大きな事故が起きないうちに第2回目の説明会を早急に行っていただきたいと思えますが、そのめどはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

橋本議員がおっしゃいますとおり、10月11日に郡山国道事務所の所長を初め、国道関係者3名、町から私を含め2名、久来石地区と笠石地区の区長さんを含めて23名の出席者をいただいで、地区の説明会を改めて開催したということでございます。

この説明会に至るまでの間には、地元の各方面から、実際に通行してみた反応についていろいろ国にもお伝えしながら要望してきた結果、この第1回目の説明会という開催でございました。

この第1回目の説明会におきましては、議員がおっしゃいますとおり、非常に切実な地元の意見が多く寄せられ、国道事務所のほうでも重く受けとめられたと、こういうふうに感じております。

そういうことでありまして、現在、国のほうでも期間内で改善に向けた協議を進めているということでもありますので、国の主導で説明会が開催されますので、時期については私のほうで申し上げることはできませんけれども、町のほうでも、なるべく早急にその見通しについて回答ができるように働きかけに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 改善に向けたそういう話し合いが持たれることを期待しております。

それでは、そのような対応をとっていただきたいと思います。

また、誘導路ですか、流入、これは早急にやるということでしたが、まだ今現在に至っては、29年度内にやるということでしたが、まだ行っておりませんので、その辺の確認もよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、3番目の、久来石区内の道路で狭くなっているところがあり、大型車通行の交通規制はできないか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご質問の道路は、久来石の住宅街の幹線道路ということだと認識をしております。この道路は道路法の道路として町道に認定しています道路となっております。一般交通の用に供する道路として利用されているものであります。また、地域の幹線道路でもあり、当該道路を必要としている路線バスの運行区間でもあります。また、現在、一般の大型車両も現実的に

は通行しているということでもあります。これらの規制をすることで、地域住民の方の生活の向上ということであるかと思いますが、交通規制につきましては、これまでの状況を確認しながら調査、研究をすることにより、当該道路の利用状況を見きわめながら交通安全についてさらに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） その区内の道路は本当に幹線道路で、非常に重要な道路で、4号線で交通事故があると、迂回してあの道路を通っているような状況ではございます。その中で、鏡石側から入ってきて、部落に入って中央線がある部分は5メートル90くらいは幅員はありますけれども、一番その先が狭いです。4メートル90くらいですね。

そういうことを考えますと、一般の大型車両だと幅が2,490最大であります。そういう観点から、恐らくすれ違いはできないのかなと思います。そしてあと、中央から南側に行くと、カーブのところでは5,100しかないです。ここは本当に4トン車もすれ違えないくらいの幅になっています。そういうふうな観点から、その前向きな考えを、またお示しいただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり、5メートル弱という部分が久来石の旧道の中にはございまして、大型の通過、歩行者の通過等にとっても非常に狭隘であるということは、十分承知しております。4号線の通行どめの際には、旧道が迂回路になるということで進路等もそのような状況になってしまうということでもあります。

そういった状況をいかに解消できるかという方策は今後検討してまいりたいと思いますが、今、4号線の4車線化拡幅の調査がされております。これが事業化になって4号線が4車線化になるという計画の中では、その4号線との接続をいかに効果的に旧道を接続させるかという接続道路の検討も一緒にすることで、旧道の狭隘化を軽減させるということも可能であるかというふうに考えます。旧道の改良及び4号線拡幅とを絡めながら、そういった課題解消を検討してまいりたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） ぜひそのような前向きな姿勢で検討いただければと思います。

続いて、大きな2番目の鳥獣被害についてであります。これは主にイノシシということでご質問いたします。

1番として、イノシシの出没の実態と被害状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町のほうにつきましては、平成28年度からイノシシの目撃情報が急増しております。その通報件数につきましては、平成28度においては久来石地区で7件、仁井田地区で2件、境地区で2件ございました。今年度に入りまして、現時点では久来石地区で5件、高久田地区で6件、仁井田地区で1件となっております。特に、農繁期の6月から9月にかけて目撃情報が集中しておる傾向がございます。特に山合いの林野部に近い農地、さらには耕作放棄地付近については、根菜類を中心とした農作物が被害に遭ったり、さらには土の掘り起こし、さらには田んぼの畦畔の破壊などの被害が確認されているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 28年度から7件、仁井田地区で2件、境地区で2件の目撃情報があったということですが、本当に田んぼなんかに行ってみると、足跡を見るとひづめ2本ですから、はっきりこれはイノシシだなというふうにわかります。イノシシも本当に自分の生活のためだとは思いますが、ジャガイモ畑なんかは一部を荒らすんじゃないかと、畑全体を荒らしていくというふうなことも聞いております。

それで、町ではどのような捕獲方法をとっているかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） ご答弁申し上げます。

イノシシの捕獲につきましては、当町のほうでわな免許の取得ということで、職員がことしの8月に取得しておりますが、これをもちましてわなをかけて捕獲する体制がとれた、整ったということでございます。わなを仕掛けて、わなに入ってくるたびにさまざまな手法、まき餌をしたりだとか、どこを通るかということも含めて、そういう実態を把握しながら捕獲に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 町では、わな、かごですか、そういうふうなもので捕獲をしているということで、2番目の、その捕獲したイノシシの処分方法はどんなものがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 3番議員のご質問にご答弁します。

捕獲したイノシシの処分でございますが、こちらにつきましては、狩猟免許取得のものが安全を確保しながら刺しとめという形で、まずイノシシを殺傷するということになります。その後、その処分につきましては、埋設さらには焼却などという形で行う形ではありますが、埋設の場合には、原則は捕獲した場所に埋設するという形の処分であります。

なお今年度はまだ捕獲実績等ございません。さらには、本来であればイノシシであれば食肉ということで活用された時期もございますが、ご存じのように、原発事故に伴いまして事故状況を含めて肉の摂取が制限されていることから、なかなか個体数の減少につながっておらず、逆に増加している傾向にあるというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 捕獲の実績がないので処分方法まではいっていないのかと思いますけれども、県のイノシシの処分方法をめぐってのことの検討がされているというふうな新聞記事がありました。それは、微生物による分解処理の導入だということです。その方法は、埋設して微生物を入れると、24時間以内にほぼその処理が完了するというので、年内にも市町村に示すというふうに県のほうでは言うておられるようです。

3番のほうに入っていきますけれども、今後のイノシシ被害対策の取り組みをどのように行っていくか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後に向けた対策としましては、現在、鳥獣被害対策措置法に基づきまして、町の鳥獣被害防止計画を策定中でございます。こちらについては、県のほうに提出をして県のほうから認証を受けるという形になります。策定後には町の鳥獣被害防止対策協議会、さらには町の有害鳥獣捕獲隊を初め農業関係団体、さらには地域農業者で組織する鳥獣対策実施隊を組織したいというふうに考えております。これに基づきまして、国からそれに対する補助事業も行えますので、それを活用しながら個体数の減少に向けていきたいというふうに考えており

ます。

さらには、先ほど申したように、わなを活用しながら捕獲して被害対策を講ずるとともに、さらには近隣市町村、須賀川市、天栄村とも共同しながら進めていきたいということで、今現在、事務的でございますが、連絡調整も進めているところでございます。

しかしながら、なかなかわなにかからないケースも結構多いということでございますので、その意味では、まずは被害防止の未然防止ということでは、イノシシの生態を十分把握しながら、電気柵もありますが、そういう柵などで侵入されないような対策についても講じていく必要があるという形で考えております。それについては農業者さんのご協力も必要でありますので、それに向けた周知徹底も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） いわゆる防止策については、電気柵なども効果的かなと思います。それで、電気柵について、町としては補助などは考える余地はないのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 3番議員のご質問にご答弁します。

電気柵の設置につきましては、現在、予算化はしておりません。今後の動向を見ながら進めたいと思いますが、何せ電気柵については、設置から維持管理も含めて結構手間だということも聞いております。県中管内ですと、古殿町では電気柵を設置しながら実施しているということも聞きます。さらには、逆に須賀川市では電気柵よりも普通の柵を講じておきたいという形で、先ほどのように電気柵だと、維持管理、事故防止も含めて大変難しいという点もあるということです。それを総合的に勘案しながら今後検討していきたいと思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 電気柵については、先ほど答弁にありましたように、古殿町でその実績があるみたいですね。これはやっぱり、地域住民、部落単位で動いていかないと効果は見られないとなっておりますので、その辺の助成の仕方も、久来石だと久来石部落、小栗山とか、そういう小さな集落の部分で補助などを考えていただければと思います。

本来、イノシシは雪国にはいないはずなんです。近年、確認はされてはきていますが、情報によると、笠石の住宅街にも何か出たようなことも言われています。1歳から繁殖できる体があって、平均1年に四、五頭出産すると言われております。本当に目撃情報があった時点

でもう子がいるというふうに考えて、情報があつた場合には早急な方法をとってもらいたいと思います。

それでは、大きな3番として、子供育成会についてお聞きいたします。

初めに、育成会の発足当時の経緯と趣旨はどうあつたかということで、どのように発足に至つたのかをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町では、鏡石町子供会育成会連絡協議会として、学校と地域を舞台に子供たちの組織化を図る子供会及び行政区、PTAその他の関係団体が子供会を育成、指導するための育成会、この双方の連絡調整を密にし、青少年の健全育成のため昭和45年に発足したものでございます。現在、各行政区に13の単位会があり、公民館に連絡協議会の事務局を置き、活動しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 昭和45年の発足ということで、地域の子供たちが成長してきたわけですが、各行政区で行っている、この子供育成会の主な事業などがわかればお教えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供育成会の事業につきましては、各行政区単位で実施しております。先ほど申しました公民館がかかわって、いわゆる事務局が中心になって実施しているのは、夏に実施している子供会の球技大会が、私どもが事務局として行っているものです。そのほかに、主なものとして各行政区で実施しているものを申し上げますと、新聞とかいわゆるビール瓶とか、ああいったものを集める廃品回収であったり、それから地域の中で草花を一緒に植える、そういった作業をするとか、それからバス旅行とか、それぞれの行政区が工夫を凝らしながら子供たちとともに活動しているというのが実際のところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 事業の中で、夏に行っている球技大会などがあるのかなと思っております。

それで、中学生を見ていると、中学生の出席がなくて、中学生の部門のインディアカとフットサルの部分が何か大分前からなくなったように思われます。その辺、この中学生ということに関して、育成会に入ってもらえるような方策など、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

今、ご指摘がありましたように、子供会対抗親善球技大会において、中学生の参加は今年度はゼロでございました。その前の年には、中学生がフットサルで何名か参加はいただいたことはあるんですが、ほとんど参加していないという状況でございます。地域で子供会が活発になれば、子供は地域の人たちと挨拶もしっかり交わすようになるのかなというふうに思いますし、挨拶を交わした人たちと一緒に、例えば空き缶を拾ったりとか、先ほど申しました草花を植えたりとか、スポーツを楽しむことができるようになるのかなというふうに思っています。今の子供たちも昔の子供たちも、心の部分では大きな変化はないというふうに思っております。子供たちの健全育成のために、大人、地域、家庭、全ての人々がそれにかかわれるようになれば盛会になっていくのかなというふうには思うんですが、では、具体的にどうするのかといったときに、なかなか難しい部分で、一層検討していかなければならない部分なのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

[3番 橋本喜一君 登壇]

○3番（橋本喜一君） 本当に、何で私、この育成会のことを聞きたかったかということは、今本当にこの育成会、各行政区にあるみたいですけども、小規模化して、本当に役員の方は苦勞されているということでございます。そこで、本来の原点に戻って、挨拶のできる子とかそういう育成をして、この町に貢献して、大きくなったときに町に貢献していただきたいということを願って、こういう質問をさせていただいております。

次に、現在の会員数と過去からの推移はどうなっているかということでお伺いたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

現在の加入数は、中学生までの子供、安全共済会の加入者数で申し上げますと、929名が今年度でございます。推移でございます。平成元年1,869名、平成10年1,566名、平成20年

1,396名、平成29年929名と、年々減少している状況にあります。

また、先ほどの質問とも関連があるんですが、ことし7月30日に開催した子供会対抗親善球技大会の参加者で見ますと、フットサルが98名、ミニバスケットボールが61名、合計で159名と、少ない参加者数となっております。事務局を預かる教育委員会といたしましても、子供会行事への参加の呼びかけや魅力ある行事内容の工夫により、青少年の健全育成のための運営に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） まさに、この発足当時からは大分人数も減ってきているということで、本当に育成会存続の危機なのかなと思います。そこで、会員の確保のために行政でも学校に働きかけるとか、そういうことができないか。できる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

子供たち、いわゆる青少年は、本来は仲間を求めて集団で活動することを好んで、そういう傾向が強く、集団活動の中で、学校の学習の中では得がたいさまざまな知識、技能、態度を体験的に習得していくんだろうというふうに思います。まさに、集団活動である子供育成会は、人間形成の場と言ってもいいのかなというふうに思います。そういった意味から、私どもは総会で保護者の皆様に、育成会の役員の皆様にお話し申し上げるばかりでなく、学校とも連携をとりながら、そういった集団活動の中で子供たちが生き生きと活動できるような、そんな伝えをしていければなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） そのように人間形成の上では大事なこの育成会であると思えますので、教育委員会さんのほうでも大変だと思いますけれども、その会員の確保のためにご尽力いただければと思います。

最後の4番として、鳥見山陸上競技場についてお伺いいたします。平成6年の開場以来24年になる競技場ですが、今は近隣市町村の陸上交歓会などの会場として広く利用されているところですが、施設、備品の老朽化や競技場内のトラックレーンの摩耗が激しく、特に皆さんが使用している内側が特に目立っています。

そこで、内側のトラック内の1レーン、2レーンの床面だけの張りかえを行えないかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

ただいまの鳥見山陸上競技場でありますけれども、ご指摘のように平成6年に完成をして、競技場の場内のトラックについては部分補修を行いながら、これまで23年間使用してまいったということでもあります。

ご質問のように、8レーンのうち第1、第2レーンのみの補修は行うことはできないのかということでもありますけれども、全てのレーンの改修が必要であるというふうには認識をしております。そういうことで、現在、その改修方法を、財源、あるいは国の補助金等の調査研究と、その改修に向けた検討を現在行っている最中でもあります。ということでご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 全8コースの張りかえというのも必要だと、本当に思っております。

あの競技場施設の方々、切実な問題として、雨の日なんかは滑りやすくて、本当に苦慮しているみたいです。

それで、再度お伺いいたします。1レーン、2レーンだけでいいので、その張りかえを考えられないか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 一日も早い改修を行いたいという気持ちには変わりはありません。

そういう中で、今回、温水、いわゆる屋内プール、それと、あの陸上競技場ということで内部的にもどちらを優先にしてやるかという、そういった議論にも実際なっていました。私個人的にもいろんなことも含めて、先ほども言われたように、大変危険な状況にもあるというトラックだということもありました。そういうことで、気持ち的には私はこのトラックが優先であろうというふうに考えているわけでもありますけれども、ただ、プールについては一度機械がとまれば全てが終わってしまうという、そういう陸上競技場と温水プールはそこがちよっと違う部分があるということで、今回いわゆるプールについては、機械がとまってしまうとどうしようもないということで、先行して今回プールの補修をしたと。そういう中で決まって、もうさらにプールについては一部修繕をする必要が、そういったことも今出てきているのも事実であります。

そういう中で、いずれにしてもプールが終われば、次はこのトラックが優先になるということでご理解をいただいて、一日も早くできるような方向に進めていきたいというふうにご考え方を持っておりますので、そういうことを申し上げて答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 次は本当に陸上競技場のその張りかえ、優先的に行っていただきたいと思っております。何か鳥見山、補助金が来ているらしいということで、陸上競技場のその張りかえが優先的になるのかなんて思っていた人もおるようです。そういうことでありますので、ぜひ次ということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

(2)番として、陸上競技場の入場門の北門、南門ですが、これは鏡石町駅伝ロードレース大会やふくしま駅伝の出口、入り口として開閉されているところです。特にふくしま駅伝では生放送の最後の中継所として、長年利用されています。南門のほうは少しの改修でいいと思っておりますが、北門に関してはいつでも誰でも入れてしまいますような状態になっています。中央では床面もえぐられている状態です。

そこで、北門の門扉、南門の門扉の改修は行えないかお伺ひいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

陸上競技場の北門及び南門は、今、議員さんのご指摘のとおり、門扉のそれ自体の重みや経年に伴うゆがみによって開閉しづらい状況になってございます。北門、南門は駅伝ロードレース大会やふくしま駅伝開催時には、コースとして選手が出入りする門として使用していることから、大会運営等に支障がないよう点検に努め、修繕等により対応したいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 必要性は十分に考えられているということでございますので、できる範囲で修理を早急に行っていただければとお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、橋本喜一君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

あすの14日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

あす14日は休議と決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時53分

第 4 号

平成29年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

平成29年12月15日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 2 議案第161号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第162号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第2号)
総務文教常任委員長報告
- 日程第 8 請願・陳情について
- 日程第 9 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |

| | | | |
|----------------|--------|--------|--------|
| 参事兼 稅務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 會計管理室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 農務局長 | 柳沼和吉君 | 兼教育委員 | 力丸次雄君 |
| 選挙管理 委員会委員長 | 大河原八郎君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|----------|------|-----|------|
| 議事 局長 | 小貫秀明 | 副主査 | 藤島礼子 |
|----------|------|-----|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号より運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第158号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） おはようございます。

それではご報告申し上げます。

平成29年12月15日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

議案審査報告書。

本委員会は、平成29年12月11日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成29年12月14日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午後1時40分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。修正案提出議員、2番、吉田孝司議員、産業課根本課長、真壁副課長。

付託件名。議案158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定に対する修正動議、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。

審査結果。議案第158号に対する修正動議は否決すべきものと決した。

議案第158号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第158号に対する修正動議は、提出者の説明を求め審査をした結果、賛成挙手少数により、否決すべきものと決した。

議案第158号は、担当課産業課の説明を求め審査した結果、賛成挙手多数で可決すべきも

のと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてに対する修正動議の件について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての件について、質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

今、産業厚生常任委員長のほうから委員長報告がございました議案第158号、町執行部提出の原案に対しては可決、そして私が提出いたしました修正案に対しては否決という結果でございました。その報告に対しての質疑といたしますか、議案第158号に対する質疑という形で、その審査に対する質疑という形でさせていただければと思います。

私も昨日の委員会に、修正の発議者として呼ばれましたのでご説明申し上げましたが、私の修正案の中にありました販路拡大あるいは技術支援、創業支援についてでありますけれども、この点が残念ながら原案可決でありますと盛り込まれない形になってしまいます。

しかしながら、委員会の中ではしっかりと審議をされたということも承っておりますので、この私が提案いたしましたといいますか、修正案にお示しいたしました販路拡大あるいは技術支援、創業支援等の文言につきましては、原案の中でどのように入っているのか、あるいは入っていないのか。その辺も、そういったことも勘案しながら審査されたのかどうか、委員長のほうからご答弁いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田議員さんの今質疑がありましたけれども、委員長の報告に対する質疑申し合わせ事項、23番目、委員長の報告に対する質疑は質疑の経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し提出者に質疑することはできないとなっております。よろしいでしょうか。

休議します。

休議 午前10時06分

開議 午前10時08分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、吉田孝司議員の質疑に対する答弁を、4番、古川文雄議員の答弁を求めます。
4番。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） ただいま質疑ありました158号の審査に対する質疑だということでありまして、主な疑義内容といたしまして修正案の、先ほど吉田議員からありました販路拡大、それと技術支援、創業支援について疑義されたかということでありましたけれども、当然その話も疑義の中で担当課より説明を受けました。

販路拡大につきましては、経営基盤の強化の一つの事業として位置づけていると。そして、産業支援機関等と連携した技術支援ということでありましたけれども、これもほかの関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。創業支援につきましては、人材の確保及び育成を図ることの中にそういったものが含まれるという答えがございました。それにつきましてはきちんと疑義はいたしましたのでご報告いたします。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず初めに、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてに対する修正動議の件について討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

次に、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての件について討論はありませんか。

2番、吉田孝司君のまず初めに、原案に対する反対討論の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、委員長のほうから質疑にご答弁いただきまして、原案及び修正案についての審議の経過についてはよくよくわかったつもりであります。また、私の提出いたしました修正案の項目についても十分検討いただいたというふうなお答えをいただきま

した。

しかしながら、原案可決という結果であります。原案可決といいますか、委員長報告は原案の可決、修正案の否決という報告でありましたけれども、私が述べました販路拡大、技術支援、創業支援については、やはり先ほどの各原案の記述の内容に含まれるというような内容でありましたけれども、やはりこれについてはしっかりそれぞれ、号立て、号ですね、文章として書くべきではないかと私は思います。

といいますのも、販路拡大に当たりましては、我が町の特産品、農産物あるいは商工関係、いろいろつくったものですね、あると思いますけれども、そういったものの販路拡大が、早急な課題ではないかなというふうに思っております。我が町の中で地産地消ということも大事だとは思いますが、はたまたこれ、今一生懸命やっておられるかんかんてらすの中で販売するというのも、これまた大事なことでありますけれども、もう一方、やはり今はグローバル社会の中で町の外にも目を向けなくてはならない。それをやはり二本立てしないと我が町はどんどんおくらせてしまうというふうなことがあってはいけないと思ひまして、販路拡大は入れるべきだというふうに思うわけであります。

また、技術支援につきましても、これも先ほど委員長答弁にありましたように、他の意見、関係者の意見ということで、広い意味ではそういうことに含有されるのかもしれませんが、やはり技術支援ということも自治体としては率先してやらなければならないことでもあります。他の市町村ばかり参考にしてもいたし方はありませんが、あえて参考にするならば、郡山にあります産総研のような、そういうようなものもありますでしょうし、はたまた町長が以前に鏡石町に誘致をお考えになられた、国の出先機関の誘致のこともありましたでしょうけれども、誘致までいかななくても、やはり技術支援に資するような団体とのつながりがなければなりません。現在なくても、やはりこういった目標を掲げることによって進めていかなければならないというふうに思うわけであります。これがやはり表面化して出てきませんと、やるのかどうかということもわからないし、はたまたやっているのかどうかということもわからない。やはり町民に示す形でやらないといけないのかなというふうに思いました。

また、私が一番思いましたのはこの創業支援であります。創業支援に対する支援の温度差は、これは市町村によってまちまちなのは十分把握しております。例えば創業支援塾のようなものを自治体、あるいは商工会議所、商工会等で開いている自治体もあるようですけれども、我が町についてはこの部分は逆におくらせているのではないかなと。あるいは、これまで既存の中小企業・小規模企業に対する支援は、私は十分やってきているのかなと、商工課を通してやってきているのかなと。しかしながら、またこれから頑張ろうと、これから新しくやろうという人に対して、支援は果たしてどうなのかなという部分がございます。

そういった点もありますので、若い人の多い我が鏡石町の中にあっては、むしろこれをこ

の号の中にあっても、私は（５）の第５号に入れましたけれども、やはり優先順位を上げてやるべきことかなと思ひまして、なおかつまたそれがこの条文の中に出てこないようでは、これは私は片手落ちだなというふうに感じてなりません。

いろいろな解釈、原案についての解釈の仕方もありますから、私の申し上げたようなことが含まれて、実際に下位の規則あるいは規定等で実行されるのであれば、私が懸念していることは本当に拭い去られるのかもしれませんが、しかし私、この修正案を出した立場、そしてこの原案に対しての、やはりこういったものに今疑義を持っているという段階におきましては、反対の立場からの討論を述べさせていただくものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 次に、原案に賛成の発言の討論を許します。

５番、菊地洋君。

〔５番 菊地 洋君 登壇〕

○５番（菊地 洋君） ５番の菊地でございます。

ただいまの反対討論、吉田議員のほうからありましたけれども、そして大変すばらしい修正動議が出されたようでもありますけれども、しっかり産業厚生常任委員会の中で話し合いをされて、今回修正動議については否決という、このような結果報告をお伺いをいたしました。

なお、先ほどの反対討論の中において創業支援についてという、この部分もありましたけれども、これについては町で別サイド、そしてまた広域連携の中で、この創業支援については実施をしているというところを、私は商工会関係者の一員として申し上げておきたいというふうに思います。

そしてまた、第１０条の中で基本計画の策定見直しというところがありますけれども、町は中小企業・小規模企業の振興に資する施策を町総合計画に搭載し、その成果を評価検証し、定期的に見直さなければならないというふうになってあります。ということで、経済環境の変化、そしてさまざまな状況の変化により、経済状況というのは変わってまいりますので、そのときにまた見直しをしてまいるといふふうなところで、私はこの条例に対して賛成討論として述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第１５８号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてに対す

る修正動議の件について、本案に対する産業厚生委員長の報告は否決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり否決されました。

次に、議案第158号 鏡石町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての件について、本案に対する産業厚生委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第161号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

議案書24ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第161号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、町税の税額確定に伴う補正及び交付税の増額並びに岡ノ内住宅団地訴訟和解に伴う増額補正及び認定こども園整備計画変更に伴う補正予算などで、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,535万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億568万4,000円とするものであります。

第2条が債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正であります。

それでは、28ページをお願いいたします。

28ページ、第2表、債務負担行為補正であります。1、追加であります。議案第157号で議決をいただきました指定管理者の指定に伴うもので、まず1つ目が、鏡石町老人福祉センターの管理業務に係る費用でございます。期間が平成30年度から平成32年度まで。限度額が1,251万円であります。

次に、鏡石町屋内ゲートボール場の管理業務に係る費用で、期間は3年間で、限度額75万円であります。

第3表が地方債補正であります。1、変更でありまして、起債の目的が都市計画公園事業費で、限度額を7,750万円から750万円増額し、限度額を8,500万円とするものであります。

次に、32ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま説明をいただきまして、45ページ、観光費ですね。ここに、ふるさと鏡石ありがとう事業費ということで520万ほど計上されているんですが、この中身はどんなふうな内容であるのかということをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の補正内容でございますが、ふるさと鏡石ありがとう事業ということで、こちらはふるさと納税の寄附金に対して、返礼品の送付も含めた中で、観光費の中で観光協会のほうに補助金を支出して、その中で町の特産品を返礼品として使うために今回補正するものでございます。ふるさと納税の額が予定よりも多く、件数も多くなっているということで、当初の予算よりも多く支出が見込まれるということで、今回補正するものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

10番、今泉文克君の再質疑の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま、ふるさと納税の返礼金の増額というふうなことで520万計上されたということで説明があったんですが、39ページを見ますと、ふるさと鏡石ありがとう基金積み立てとして、ここで積立金400万計上されているんですね。これはふるさと納税の増額分なのかなと思って、それを合計すると、今回400万プラスになって、収入で250

万3,000円の計画のところは400万で、650万3,000円の収入計なんですね。

そうすると、650万のふるさと納税に対して520万の返礼をしているというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。ちょっと随分こう、何か差がないような気がするものですから、改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 今泉議員の質疑にご答弁申し上げます。

ふるさと納税の納税分については、上がった分は全て基金に積まさせていただきます、その観光協会のほうに出している分は一般会計のほうから支出していると。そういうふうに分けております。ですから、900万入って、返礼率がありますから、その分の差額だけ出しているのではなくて、とりあえず入った分は全て基金に入れさせていただきます返礼をするという内容であります。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私のほうから質疑をさせていただきます。

幾つかあります。たくさんというか、幾つかありますから、お聞き漏らしのないようお願いを申し上げたいというふうに思います。わからないので本当に教えてください。

28ページの地方債の補正についてでございます。

今回、地方債の補正、地方債の変更ということで、一般単独事業債から公共施設等適正管理推進事業債への変更かというふうに承っております。その有利なもの、有利な条件への変更だというふうに以前ご説明いただきましたけれども、説明いただいたと思うんですが、どんなふうに有利なのかと。そしてまた思うのは、債務の手續上いろいろあるんでしょうけれども、教えていただきたいのは、いわゆる最初から一般事業債ではなくて、この新たな公共施設等適正管理推進事業債が最初から適用できることは可能ではなかったのかどうかということですね、そちらを教えてくださいというふうに思います。

続いては、32、33ページの点であります、一番下の寄附金のことであります。

まず、指定寄附金として今回300万をご寄附いただいたと。これは、教育資金指定寄附というふうに銘打ってあるかなというふうに思うんですが、具体的にこれ、先ほど楽器の購入、小中学校それぞれ150万の楽器の購入というふうな名目であったと思うんですが、寄附され

た方のプライバシーもあるでしょうけれども、実際にこれ、どんな形で寄附という形に相なったのかという経緯をちょっとお示しいただきたいなと思うのと、もう1点、先ほど今泉議員から質疑がありましたふるさと納税についてであります、これ今どんな、今の時点、あるいはこの補正予算に関しての件で構いませんが、どんなあんばいかという、どんな状況にあるかということをお示しいただきたいと。

もう1点は、今内閣改造があつて総務大臣かわってしまいましたけれども、高市前大臣は返礼率を、還元率ですか、還元率を30%ぐらいに抑えるべきではないかというふうな、これは試案だと思うんですが、そういったものもお示しになったけれども、実際我が町は一体どういうふうな状況でやっているのかということも、改めて教えていただければというふうに思います。

そして、36、37ページに移りますが、今ふるさと納税の話をしまして、ふるさと納税がふえているという中で業務委託をしているわけですね、ふるさと納税業務委託をしている。今回50万補正している。ふるさと納税がふえるのは、これはうれしいことだというふうに思うんですが、増税に伴ってこの委託料もふえているというふうな状態だと思いますので、この状況、要するに幾ら入って幾ら出ていくのかということをお示しをちょっと簡単に教えてもらいたい。何%ぐらいこれ引かれてしまうんだと、実際、町には幾ら残るんだということをお示しを具体的に教えてもらえばいいかなというふうに思います。

あとは38、39ページになります。ここで出てくるのはマイナンバー制度の事業でありまして、これもだんだん我が町としても定着してきたのかなというふうに思うんですが、今の現時点における我が町のマイナンバー制度の状況と、システムの改修業務委託がまた今回計上されているわけですが、こういった負担ですね。ある意味、国からの補助で幾らかは来ているんだと思うんですが、我が町の実費も実際あるのかどうか、あるいはこういうものがいつまで続くのかなと、実際にこのシステムが確立するまでですね。そういった今の時点での見解をお示しいただければいいかなというふうに思います。

一番下の伐採木処分委託料21万円というものでありますが、これは老人福祉センター内の、敷地内のということでもありますけれども、これについては、ある意味老人福祉センター、今回も社会福祉協議会のほうに委託という形に町でお考えになっていると思いますけれども、指定管理ですね。これまでも同じく社会福祉協議会のほうに指定管理をしてきたという中で、こういうふうなものについては指定管理の業務の中に含まれてこなかったのかどうか、あるいはそういった業務の線引きですね、建物の管理だけなのか、建物の敷地内のそういう、例えば植物、伐採木とか、そういったものの管理等は含まれていなかったのかということもちょっと教えてください。

そして、40ページ、41ページになりますが、障害者の自立支援事業の中の介護給付費に

ついてであります。全協の中でも説明があったのかもしれませんが。補装具については車椅子だというふうに承ったと思うんですが、介護給付費、要するに障害者に対する介護給付費の補正が今回メインだと思いますので、この用途はどのようなことだったのかなと、どのようにお考えになっているのかなと。教えていただければと思います。

あとは、先ほどの44、45ページの点でありまして、観光協会への補助金、交付金ですか、事業費として520万、今泉議員から指摘があったところでもありますけれども、ふるさと納税がふえたことによる事業だと。520万なんですけど、全協の中の説明ですと、エゴマがどうのこうのなんて話を聞きました。ちょっと私も聞き漏らし、全部聞くことができなかつたものですから、エゴマとのその事業の関連性についてもう一度お示しいただければ助かります。

そして、いっぱいあります。48ページ、49ページでありますけれども、ここは教育委員会関係のところかなと思いますが、1点は、小学校費の中の特別支援教育事業、これが職員の数がふえたんでしょうか。賃金ないしは社会保険料がふえたということではありますが、このふえた、当初の予定よりもふえたということでしょうから、ふえた理由あるいはふえた背景を教えていただければ。

そして、下の社会体育施設管理の件でありますけど、これも補正ということでもありますけれども、もともと多分当初予算にあったと思うんですが、この管理人さんの身分というのは、今これどうなっているのかという。町の臨時職員なのか、嘱託職員なのか、そういうちょっとその辺の身分の関係、ちょっと教えてください。私が予算審査委員会の中で聞けなかつたのが悪いのかもしれませんが教えてください。

まず、質疑の中ではその点にとどめておきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） 質疑にご答弁申し上げます。

都市建設課関連28ページの地方債の関係でございます。

今回の変更につきましては、一般単独事業債から公共施設等適正管理推進事業債への組み替えによる変更ということになりますが、その条件はどう変わるのかということですが、一般単独債につきましては、対象額の75%を起債として認められるという一般の起債でございます。一方、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、その充当率が90%まで認められるということ及び交付税措置として30%の交付税措置を算入できるという有利なメリットがあるということで、こちらに変更したということでございます。

もう1点、なぜ当初からその有利なほうを選択できないのかということですが、この公共施設等適正管理推進事業債につきましては、案件ごとに県・国の審査を受けて、その

審査を通過して初めて起債ができるという条件になっておりますので、年度途中において事業が進んでいる段階で審査が通ったということで、今回補正をお願いしたものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、33ページの関連でふるさと納税の状況ということでございます。

ふるさと納税の状況につきましては、28年度末にさとふるという事業所に決済、あらゆる決済、申し込み等を委託いたしました。それで、11月末現在で342件で751万8,000円の納税がございます。

ちなみに前年度ですと、同期ですと、前年度同期で56件の145万5,000円というような状況でございまして、今回当初500万円用意しておりました寄附金プラス400万円足して900万ということで、今のところ約83%充足しておりますので、年度末までに900万もらえる見込みということで、確実な見込みとして400万計上させていただいたと。

次に、37ページのさとふるの納税業務委託50万でございますけれども、さとふるの委託料といたしましては、寄附額、例えば1万円寄附額があったときには契約で12.96%の手数料を支払うことになってございまして、大体月6万円ほどの委託料が見込まれておりますので、当初70万に50万を足して120万ということで、現在のところ寄附が751万8,000円から手数料120万引きまして、今のところ631万円と。これに観光協会にお願いしております返礼品の額が加わって手元に残るのが、ちょっと観光協会の部分は年度をまたがっている部分もございますので、なかなか計算できないんですけれども、そういう状況だということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご質問にご答弁申し上げます。

マイナンバー関係でございますが、まず、現在の状況でございますけれども、12月15日現在1,010件、町内で8%の交付率ということでございます。

なお、今回の補正につきましては、データレイアウトの改修業務委託、これが1つ。もう1つは、マイナンバーカードの記載事項の充実に関するシステム改修、これらはいずれも今までの運用テストによりまして、いろいろな問題が発見されたものを修正したという部分でございます。さらに、さきに全協でもご説明申し上げましたマイナンバーの旧姓を記載するためのシステム改修、こういったものでございます。

そして、今度は町の部分でございますが、本稼働の作業支援、これが町の住基データに結合するわけでございますけれども、こういったものを3つ含めましての補正内容というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず初めに、老人福祉センター関係の伐採の委託料でございますが、これにつきましては震災前に伐採したものが放射能の関係で処分できなかったということで、放射能が下がって初めて処分する場所ができたということで特別な案件でございますので、今回計上させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、障害者福祉関係の介護給付費関係でございますが、これにつきましては、居宅介護並びに重度の訪問介護、それぞれのサービスメニューがございますが、これにつきましては、当初予算では1億808万4,000円の計上をしておりましたが、給付率の伸びがありまして、推計で1,480万円を計上するものがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員の観光費の中のふるさと納税の関係でございます。こちら、前の議員全員協議会でお話があったようにエゴマの件でございます。エゴマについては、ふるさと納税の中でも健康志向に伴って大変人気があるということです。しかし、その量を確保するためには、私ども年度を通した中で使用見込みを予算の中で購入していきたいということで、今年度は翌年度も含めた中で全量一応見込める数量を今回確保するために、今回その分も含めて補正をして購入していくというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

33ページの指定寄附金300万円の経緯でございますが、成田出身の父親のご遺志によるということで、教育目的に鏡石へ300万円を寄附いただいたところでございます。

次に、49ページの特別支援教育事業の賃金の増でございますが、こちらにつきましては新たな職員を配置したということではなくて、国民年金等の一部改正する法律が交付されまして、地方公共団体におきまして、臨時職員におきましても社会保険に加入しなくてはならない

ないということがございまして、その関係上、社会保険料が発生したとともに賃金の単価等も変更になったところがございます。そのための増額ということで、特別支援員7名のうち5名が今回社会保険に加入したところがございます。

あと、体育施設の管理人の関係の身分でございますが、こちらも臨時職員ということで、こちらも今回社会保険に加入していなかった方が3名いたものですから、こちらのもので賃金等の増額に至った経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 質疑の中でたくさん質問をさせていただいて、多くの課長さん方に答弁いただいたんですが、よくわかりました。やっぱり聞いてみないとわからないものと改めて実感した次第であります。

そういう中で、今これ、先ほど副町長から議案が上程されて、この議案書、私の手元にも、もちろん皆さん方の手元にもあるわけですが、この議案書の53ページをお開きいただきたいと思います。

これ、今回補正予算における給与費の明細表ということで、今回の補正に関するものが出ているわけですが、私が見てびっくりしたのが、この右側の53ページの一般職の職員手当の内訳の超勤手当。超勤手当が補正前が1,072万、補正後が2,600万ということで、今回の補正で超勤手当が1,535万ふえているんですね。あとの手当は減っている、あるいは微増なわけです。変わらないものもありますけれども。

これ見ると、我が町の職員が大変ご苦労されているんだなというふうに思うわけです。私も公務員生活がありましたので、8時半から5時15分と、そういった時間の中に終わるときもあれば、終わらない時間もあります。ですから、それを越えた分は超勤手当なのかなと思うんですが、それにしてもこれは多いんじゃないかなというふうに思うんです、1,535万の補正というのは。何人にどれぐらいずつ使われたのかと、そこまで聞きませんが、やっぱり印象的に多いと。

そして、この手当の合計が超勤手当を含め、もちろんほかの減になっているものもありますから、今回1,057万の補正なわけですね。そして、この1,057万の補正の理由、これ下に書いているんですよ。職員手当の1,057万3,000円ふえていると。これ見ると、理由が職員異動等によると書いてあるんですよ。職員異動等によって、じゃ果たして超勤手当は発生するんですかというふうな問題になってくるんです。

これはどういうふうに説明するのかな。普通、理由を書くときには主たる理由を書くのが当たり前だと思うんですが、この超勤手当がふえている理由は果たして職員異動等にあるん

ですかということなんです。この辺もしっかり示さないと、もちろん間違いだったら間違いでいいし、それなりのやはり議会での説明できる理由があればそれなりにそれでいいんですが、この辺もしっかりお示しいただきたいということと、果たしてその職員が一生懸命やっておられる中で、確かに残業等、あるいは土日出勤等も必要だと思うんですが、この超勤手当がふえるというこについては、果たして管理者として、これ町長ということになると思いますが、町長としてはどのようにお考えになっているかということもお聞かせいただければと思います。

以上、再質疑を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

書き方については総務課長から申し上げますけれども、いずれにしましても、この超勤について、手当等については、当初予算の中である程度抑えて予算を組ませていただいている。これはやはり、超勤がないようなそういった体制が好ましい、それを含めてしていると。でも実際上は、やはりどうしても年度当初よりは超勤が出てしまうというのも実態であります。そういう関係からしていると、こういうことであります。

いずれにしても超勤がなければよろしいんですが、公務員、我が町の職員数は少ない人数でされているということでご苦勞もあるということでもありますので、そういったことも含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

53ページの職員手当の増減の理由に、説明が職員異動等によるとなっております。当然、職員につきましては、4月に前期異動がございまして、そのときにやはり業務が100%、前の業務とは違う法律に基づいた業務になってしまいますので、やはり年度当初はどうしても超過勤務、時間外が業務になれるまでというふうなことで、申しわけないんですが多少そのようなことで、人事異動によって超過勤務もふえてしまうというような内容でございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再々質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長、そして総務課長から説明いただきました、答弁いただきました。確かに町長おっしゃったように、当初予算の中では抑えておいて、実態に合わせて補

正の中で、もちろん抑えながらも補正の中で必要な分は計上していくというふうなお考え、これは当たり前、そのとおりだと私も認識いたしました。

そういう中で、あと総務課長のほうから説明いただきましたように、年度当初というお話がありましたけれども、年度当初というのはいつをもって年度当初というのかわかりませんが、いずれにしても年度末、間もなく末を迎える、今度、わけですから、今の時期に果たして、そういう年度当初というふうな表現はいいのかどうかというのはわかりません。

いずれにしても職員異動、人事異動によってなかなか新しい職になれないために超勤手当を支給しているんだということではありますが、これは果たして、本当に適切なあれなんでしょうか。要するに、もちろん管理、先ほど管理者といいますか、町長の管理者としての責任、そういった観点からも聞きましたけれども、やはり私は一人一人の職員の考え方にも問題があるだろうと思うし、やはり一生懸命確かにやっているのはわかるんです、少ない人数で。そして、時間が足りなければ残ってやらなくてはならないと、そういうこともわかるんですが、それをやはりしっかりバランスよくやらなくてはいけないというふうなことだというふうなことだと思っています。

実際にそういう中で、これお金の面でしか見えない私どもは、何時間皆さん方働いているんだという実態はわからない中で、このお金の面でしか見えない。どうしてもこの補正予算の中でも、人件費の超勤手当が多いという。突出して多いんですよ、これ。もちろん、ほかのものは変更しにくいという部分もあると思うので、超勤手当だけが動いているという部分もあるんだと思うんですが、その点やはり、先ほど総務課長おっしゃったような人事異動に関するもので説明を片づけていいのかということがございます。

ですから、この辺もうちょっとしっかり精査をして、人事異動によるもの、あるいはほかの、等ですからねこれ、等。ほかの理由は何かあるんでしょうけれども、これほかの理由、例えば第2の理由、第3の理由があるとしたらば、それを解決しなくてはならない。これは私は管理者、そして職員本人の責務だと思いますから、その辺でご検討いただきたいということと、ご答弁いただきたいということ。

もう一つは、その超勤手当の実態、超勤の実態。週当たり40時間を超えている職員、果たして今月どうですか、あるいは60時間超えている残業ですよ、これ。超えている職員はどうですか。実際これ、総務課長さん、今担当課長だと思いますけれども、この辺の職員の実態。前にも聞いたことあるかもしれませんが、今、町の職員がどういうふうな感じで働いているんだということも、これ再々質疑でしょうから、最後のチャンスだと思いますので、しっかりご答弁いただいて、答弁にちゃんとお答えいただけないのであれば、議長に許可をいただいて、もう一度質問する機会をいただくかもしれませんので、そういうことがないように簡潔にしっかりとした答えをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

53ページの職員異動等ということございまして、当然ながら先ほど言いましたように、異動によって業務になれる多少の時間が必要だと。さらには、町長がおっしゃいましたように、当初抑えてあって、当然ながら、していただいた業務には適切に支払っていくしかないということでございます。

あと、当然ながら超過勤務の実態といたしましては、土日の休日出勤、さらには毎日業務の終了後の時間外手当でございますけれども、時間外手当につきましては、人によって事業が集中する時期と事業が集中しない時期がありますので、その辺のところは職員の業務の分担を決めていただいて、それに応じて超過勤務をやっていただくと。さらには、毎日につきましては、本日こういった業務がありますので時間外で仕事をやらせていただきますというようなことを所属長のほうに申し出ていただいて、そのような形で実施しているというところでございます。

なお、週40時間超える場合につきましては、これは特に選挙のときに、やはりどうしても担当者も少ないので、そういったときにはどうしても週40時間を超えるような部分もあるかと思えます。ただ、一般業務におきましては、年間を通してそのような部分は、その人の技量にもよるんですけれども、そういった部分も多少はあるのかなと考えてございまして、今後とも適正に超過時間外手当できるように指導を進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

休議します。

休議 午前11時15分

開議 午前11時16分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

週40時間超える人がいるかということございまして、先ほど申しましたように、選挙期間中はどうしても40時間超える人間はございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第161号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第162号及び議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第162号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第4、議案第163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま一括上程されました議案第162号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書55ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分等の算出額の決定及び保険給付費のうち一般療養給付費及び高額療養費のこれまでの実績、及び年度末見込

みによる補正でありまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ654万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,522万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、60ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 次に、67ページをお開きいただきたいと存じます。

議案163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、年度中の実績に基づくものでありまして、主に被保険者の増加等による補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,700万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、72ページからの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第162号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第163号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

74ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、10月請求分までの介護サービス等の保険給付費の実績から推計した結果に基づく補正予算であります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,330万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,180万円とするものであります。

第2条、地方債の補正であります。

議案書76ページをお願いいたします。

第2表地方債。1、追加であります。

第2表の地方債の補正としましては、給付費が伸びたことから福島県介護保険財政安定化基金から借り入れをするものでございます。

起債の目的、財政安定化基金貸付金。限度額、1,500万円。起債の方法、証書借り入れ。利率、無利子。

償還の方法。当該事業運営期間の借り入れ総額を3で除して得た金額を次期事業運営期間における各年において償還をするものであります。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年を短縮することができるというものでございます。

詳細につきましては、80ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 以上、議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 介護保険特会補正予算について質疑をさせていただければというふうに思います。

今、福祉こども課長さんの説明を、議案上程を聞きながら、介護の費用がどんどんふえている、これはどこも、我が町ばかりではなくて、全国的にこのような流れだというのはわかっておりますが、本当に大変だなと。その財政運営も大変だなというふうに思いながら聞いておりました。

そういった中で今回、そういう歳入を補うものとして、県のほうから財政安定化基金を1,500万借りることができたと、予定であると。しかも無利子のもの。借り入れを3で割って恐らく1,500万ずつですか、行く行く返していくことになるのかなというふうに思って聞いてはおりましたけれども、この県の財政安定化基金について、これ借りるのは今回初めてかどうか、これまでの実績ですね。あるいはこれに、今回一般財源からの繰り入れ等でなく、ここからこれに財源を求めた理由をお聞かせいただきたいというのが1点であります。

また、82、83ページにおきましては、介護サービス費あるいは介護予防サービス費に対するそれぞれの補正予算額が示されておるわけですが、介護サービスの中におきます施設介護サービスが、今年度10月までの中という話がありましたように、20名ふえたというふうに以前の話から承っておりました。20名で8,800万ということだと思います。もちろん、居宅介護サービスもふえているのは見ればわかるわけですが、この20名ふえたというのも果たしてこれ、ただ単に介護度が上がって、あるいはそれこそ、先ほど私が申し上げましたように、この時代の流れだから介護入所者がふえたのかというふうに、それで片づけていいのかということでもあります。

いろいろな考え方もあると思うんですが、基本的に介護サービスを提供すると介護度が下がることを期待してやる、あるいは介護度を上げないためにやるのが介護サービスであります。実際に施設において状況を見ますと、元気なお年寄り、元気な医療介護者もいればそうでない、要するに私から見ると、あるいは見方を変えれば、不適切でないような入所者も

いるんじゃないかと私は見えるときがあります。そういった点をこの施設介護サービス費がふえたという町の実績、ふえるであろうという実績は、金はわかるんですが、果たしてそういう実態を町の当局では調査されておるのかどうか。その辺をお聞かせいただければというふうに思います。

また、これ簡単な質問になりますが、84、85ページで生活支援体制整備事業の業務委託が530万減っております。ちょっとこれも私が不勉強で申しわけありません。当初予算の予算説明よく見ればわかると思うんですが、この点ちょっと今、私わからないものですから、この内容を教えていただければと思います。

以上、質疑とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉子ども課長（関根邦夫君） 2番議員の質疑に対しまして答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の借り入れの状況でございますが、これにつきましては実績がありまして、平成17年度に1回ほど、650万円ほど県のほうから借りた実績がございます。

また、82ページの施設給付費関係の8,800万円の伸びでございますが、これにつきましても全協のほうで申し上げましたとおり、当初計画した人数からは20名程度伸びているというふうな実績がございます、このような伸びと予想したというところでございます。

また、その中で元気な老人がいるのではないかと、不適正な形があるのかどうかというふうなご質疑がありましたが、これにつきましては制度が改正されまして、要介護度3以上の者が施設に入所できるということでありまして、実態を聞くところによりますと、今のところ、4、5の方が入所しているというところでございますので、施設のほうでは適切に管理運営されているものと思われますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、3番目でございますが、84ページの包括的な中の委託料の530万円でございますが、これにつきましては、当初予算で包括関係の生活支援コーディネーターの配置を予定していたところでございます。ただし、その適正な人材確保に努めていたわけでございますが、なかなかそういった方が見当たらないということで、今回落とす、なお、その包括につきましては、秋から勉強会等を実施しまして体制整備に努めております。そういう中から来年度以降そういった人があらわれれば、また採用並びに委託した中で、包括的な体制整備にさらに努めてまいりたいということでご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第164号 平成29年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第165号及び議案第166号の日程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第7、議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、88ページをお開きください。

議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、受益者負担金、下水道使用料の増、事業確定による補助事業の内示額の調整及び現年度流域下水道維持管理負担金の増に伴う歳入歳出予算の補正で

あり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,131万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、94ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に100ページをお開きください。

議案第166号 平成……

○議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時49分

開議 午前11時53分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

続いての説明を求めます。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 100ページをお開きください。

議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、浄水場及び取水施設の修繕や漏水等の修繕工事に係る増額補正であります。

第2条収益的収入及び支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に664万円を増額し、2億1,528万4,000円、第4項予備費の既決予定額から664万円を減額し、2,804万2,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,116万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金4,186万8,000円」に改め、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に70万円を増額し、5億1,719万5,000円とするものであります。

第4条では、職員給与費の既決予定額に209万円を増額し、3,101万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、102ページの事項別明細によりご説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎会議時間の延長

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

時間を延長したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

○議長（渡辺定己君） これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいま上程されました議案165号に対しまして質疑させていただきます。

歳出の1款総務費の中で、補正額900万の中で、ただいま消費税380万につきまして説明いただきましたが、消費税の主たる根拠というのは使用料だというふうに認識いたしますが、当初予算額200万何がしに対しまして、今回ですね、380万の補正という倍近い額の補正額というふうになっておりますが、当初予算の見積もりについては適正であったのかということに対しましてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 4番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

消費税につきましては、下水道使用料の収入及び工事等の支出、それら1年間のトータルの収入と支出を計算しまして出てくるものが消費税となっております。

当初予算につきましては、収入及び支出、それらについて精算をしまして、収入の予算として上げておきました。その収入と支出の額からおおむねの消費税の金額を算出して、当初予算と上げていたところでございます。

この間、どうして金額がふえたかということでございますが、下水道使用料については微増の増ということでございました。ただ、支出のほうの工事費関係でございますが、前年度の27年度につきましては、7,600万円ほどの工事請負ということがございましたが、28年度につきましては、2,800万円ほどの工事費の支出しかございませんでした。この差、4,000万円以上の差があったということでございますので、支出が減った分、差し引き利益が上がっ

て消費税が発生したということになってございます。

では、どうして当初よりかなり工事費が減ったのかという理由でございますが、今現在、下水道工事につきましては、ほぼ駅東第一土地区画整理事業に合わせまして、その整備の進捗に合わせて工事を実施をしております。28年度につきましては、当初予定していた工事がそれらの区画整理の進捗に合わせたところ、施工するまでに至らなかったものがございましたので、その分支出が減ったおかげで歳入歳出で黒字がふえた。これに伴いまして消費税の増加分が出たということでございます。

なお、申告分についての納付額の消費税がふえるに伴いまして、それに伴う中間納付ということで、これから30年度の予納の消費税が発生するわけでございますが、それらについても消費税額が上がるということでございますので、今回380万という大きい金額ではございますが、何分、前年度の決算に伴う、きちんと計算した消費税の額が確定したことに伴う補正増ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第165号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第166号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） ご報告申し上げます。

平成29年12月15日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は平成29年12月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告申し上げます。

記。

開催月日、平成29年12月14日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午後1時44分。

出席者、委員全員。開催場所、議会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、橋本主幹兼副課長、吉田副課長、面川副課長。

付託件名。陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情について。

審査結果。陳情第14号は継続審査すべきものと決しました。

審査経過。陳情第14号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

意見なし。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第14号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は継続審査すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第10回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、まことにありがとうございました。

本年度も残り数カ月を切りました。各種事業も詰めの段階に入っていました。もう一度、精査、点検し、適切な事務執行に努めてまいります。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町制執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様には、町政伸展のため一層のご活躍をご祈念申し上げます。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第10回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時09分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年12月15日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 菊 地 洋

署 名 議 員 長 田 守 弘

署 名 議 員 畑 幸 一